

第2次うるま市
環境基本計画

(地球温暖化対策実行計画 区域施策編)

ROAD TO
2030



令和7年10月
うるま市

はじめに

私たちのまち「うるま」は、澄んだ海、豊かな森と河川、そして先人から受け継いだ文化とくらしに支えられています。しかし近年、気候変動の影響による台風の大型化や異常気象、サンゴ礁の白化、海洋ごみの増加など、私たちの足もとで環境の変化が確かに進んでいます。次の世代へ美しいまちを確かな形で手渡すために、私たちは行動を加速させなければなりません。



第2次うるま市環境基本計画（計画期間：令和7年度から令和12年度）は、「住むひと、訪れるひと、すべてに“感動”をあたえる美しいまち うるま」を将来像に掲げ、「くらし」「自然・生き物」「学び・行動」「地球温暖化対策」の四つの分野を柱として、環境施策に関する総合的な取り組みを示しています。とりわけ地球温暖化対策では、2050年脱炭素社会の実現を見据え、市民・事業者・行政が今以上に力を合わせ、挑戦する必要があります。

また、将来像の実現には、身近な環境の質を高めることも重要です。ごみの発生抑制と再資源化の徹底、家庭用コンポストの利用、海岸・河川の清掃と海洋ごみ対策、都市緑化や生物多様性の保全、環境教育と市民協働の拡大など、うるま市に暮らす、すべての人が環境の課題を「自分ごと」として捉え、ひとつひとつを積み重ねることで、「うるま」の魅力と誇りを磨き上げます。私たちは、市民・事業者の皆さまと連携し、学びから行動へ、行動から定着へとつながる仕組みづくりを進めてまいります。

美しい海と空、豊かな自然を未来の子供たちに残すため、本計画へのご理解とご協力並びにご参画をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、市民の皆さま、事業者の皆さま、うるま市環境審議会の皆さまから貴重なご意見とご提言をいただき、心から感謝を申し上げます。

令和7年10月

うるま市長 中村 正人

目 次

第1章 第2次うるま市環境基本計画の概要

1-1 計画の目的	1
1-2 うるま市の環境行政のこれまでの取組	2
1-3 計画の位置づけ.....	3
1-4 計画の期間・目標年度	3
1-5 計画が対象とする環境	4
1-6 計画の対象主体と役割	5

第2章 うるま市の概要

2-1 位置・行政区.....	6
2-2 人口・世帯数.....	8
2-3 踏まえるべきうるま市の現状.....	9
2-4 環境に対する事業者・市民等・小学生・中学生などの意識.....	20
2-5 第1次基本計画で掲げた目標の点検・評価及び総括	22
2-6 今後の課題	23

第3章 うるま市の目指す将来像

3-1 うるま市の目指す将来像	25
3-2 基本目標	25
3-3 うるま市環境基本計画の施策体系	26

第4章 具体的な取組

4-1 基本目標1 みんなが快適にすごせるまち	28
4-2 基本目標2 美しい自然や多様な生き物をまもるまち	33
4-3 基本目標3 環境を学び、みんなで行動するまち	38

第5章 うるま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

5-1 計画の基本的事項	41
5-2 うるま市における温室効果ガス排出量の現状及び課題	53
5-3 温室効果ガス排出量の削減目標及び将来予測	58
5-4 削減目標達成に向けた取組（緩和策・適応策）	
基本目標4 カーボンニュートラルと循環型社会を形成するまち	61

第6章 計画の推進体制と進捗管理

6-1 推進体制	68
6-2 進捗管理	69

資料編

第1章

第2次うるま市環境基本計画の概要

1-1 計画の目的

本市では、環境基本法第7条及びうるま市環境基本条例第8条の規定に基づき、平成27（2015）年3月に「うるま市環境基本計画」を策定し、各環境分野の取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

こうした中、地球温暖化を要因とする気候変動や生態系への影響など、地球規模での新たな課題が顕在化しており、本市を取り巻く環境問題にも様々な変化がみられました。

令和6（2024）年度は第1次計画の終期を迎えることから、本市の環境施策の現状と課題を整理し、国や県の新たな計画や「持続可能な開発目標（SDGs）」等の視点を踏まえ、本市の環境分野における具体的な実施施策を網羅し、着実な実施方法を盛り込んだ「第2次うるま市環境基本計画」を策定しました。

また、平成30（2018）年12月には気候変動適応法が施行され、「緩和策」の推進とともに、気候変動の影響による被害を防止・軽減する「適応策」への取組、さらに令和3（2021）年の地球温暖化対策推進法の改正によりカーボンニュートラルが法の基本理念に位置づけられました。沖縄県においても、令和5（2023）年3月に「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画」及び「沖縄県気候変動適応計画」が改定されました。

本市においても地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、「うるま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を併せて策定しました。



出典：国際連合広報センターウェブサイト

図1-1.1 SDGsの17のゴール

1-2 うるま市の環境行政のこれまでの取組

●一般廃棄物処理基本計画の策定と中間見直し

本市では平成29（2017）年度に「うるま市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、推進してきました。その際、沖縄県が平成29（2017）年度に策定した「沖縄県災害廃棄物処理計画」を受けて、大規模な災害等により発生した災害廃棄物処理に際し、迅速かつ適正な処理及び再資源化の推進を図るとともに、市民の生活環境を確保し、速やかに復旧・復興を推進していくことを目的に、災害廃棄物処理基本計画を併せて策定しました。

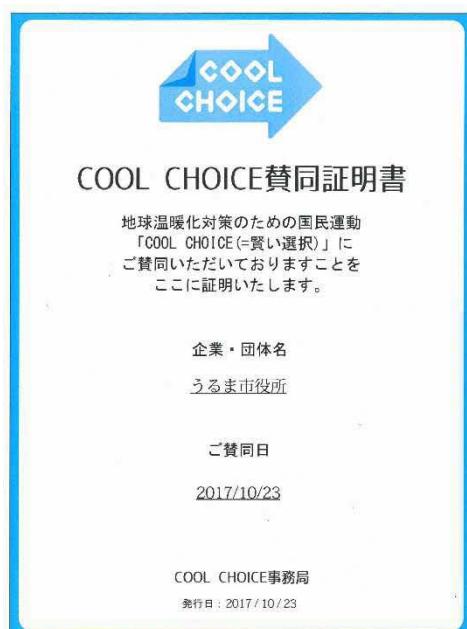
令和6（2024）年度には、策定から6年が経過したことから、目標値の中間評価、施策の実施状況の評価、及び社会情勢や法体系の変化を踏まえ、新たな取り組みについて検討を行い、中間見直しを行いました。なお、計画期間の最終年度は、令和9（2027）年度としています。

●うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、地方公共団体は、当該団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの抑制のための措置に関する計画を策定することが義務付けられており、本市においても「うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定して取り組みを進めています。令和4（2022）年度から第4次となった本計画は、国の「地球温暖化対策計画」に合わせて、二酸化炭素排出量を令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で33%削減することを目指しています。

●COOL CHOICEへの賛同

政府は温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、政府・事業者・国民が一致団結して「COOL CHOICE」を旗印に国民運動を展開すると発表しました。本市においても、平成29（2017）年10月23日付で「COOL CHOICE」に賛同する市長宣言を行っており、市民・事業所・団体と連携しながら地球温暖化対策の取り組みを推進しています。



1-3 計画の位置づけ

本計画は、うるま市環境基本条例第8条に基づいて策定されるもので、国や県の「環境基本計画」や「第2次うるま市総合計画」などの上位計画をはじめとし、本市の関連施策などと連携を図り、本市における環境に係わる施策を総合的かつ計画的に進めるための計画として位置づけています。

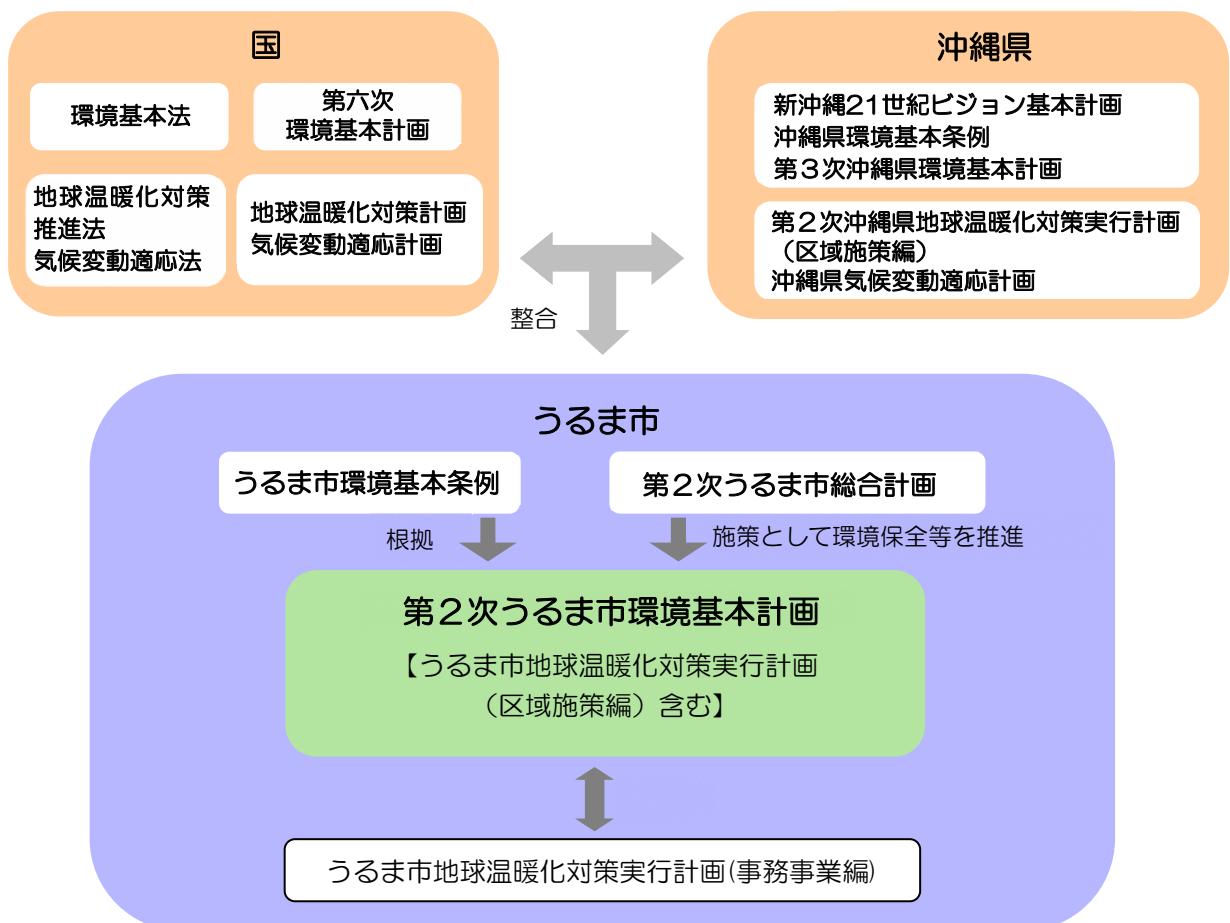


図 1-3.1 計画の位置づけ

1-4 計画の期間・目標年度

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。なお、計画の期間中は、本市を取り巻く社会情勢の変化や、科学技術の進展、人々の価値観の変化等を踏まえ、適宜、取組状況の確認を図り、必要に応じて見直しを行うものとします。

表 1-4.1 計画の期間・目標年度

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
計画期間					

1-5 計画が対象とする環境

本計画の施策体系については、第1次基本計画を大幅に見直し、新たに「学び・行動」を追加しました。

本計画が対象とする環境の範囲は、表1-5.1のとおりです。

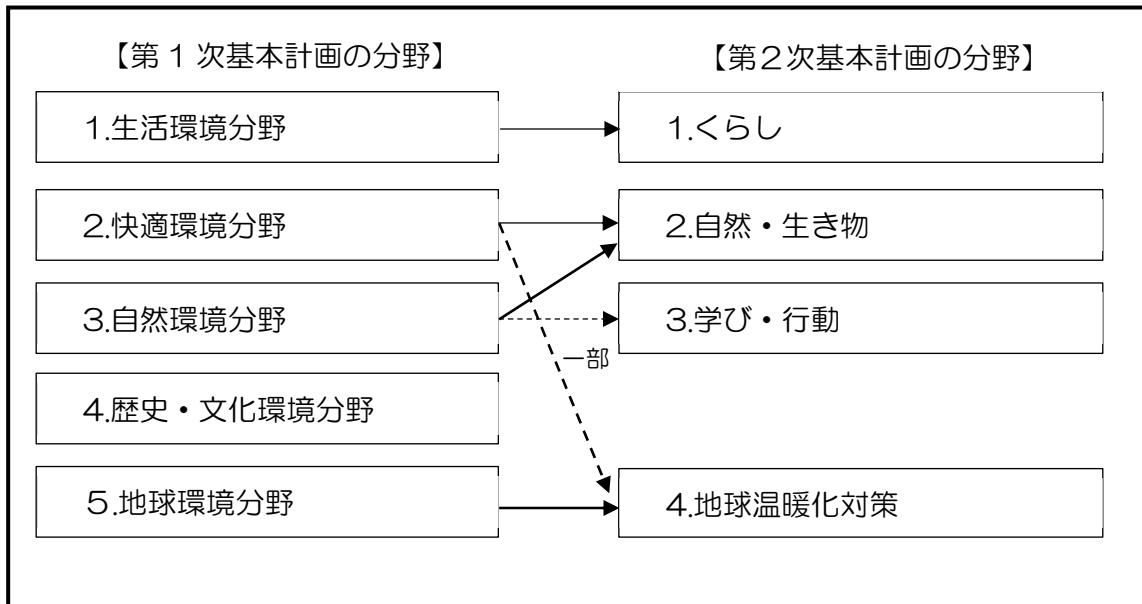


図1-5.1 施策体系の見直し

表1-5.1 計画が対象とする環境

対象分野	対象範囲
くらし	大気、水質、悪臭、騒音・振動、土壤、ごみなど
自然・生き物	公園・緑地、景観、美化、墓地、山林、河川、海岸、干潟、在来種、外来種など
学び・行動	環境教育、市民活動など
地球温暖化対策	地球温暖化（緩和策、適応策）、再生可能エネルギー、省エネルギーなど

1-6 計画の対象主体と役割

本計画の対象主体は、市及び市内で活動する事業者や市民等とします。また、各主体には以下のような役割が期待されます。

表 1-6.1 計画の対象主体と役割

主 体	役 割
市	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、実施します。 ・事業者、市民等による環境保全の取組を支援します。 ・環境保全等に関して国、県、近隣市町村等と連携を図ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動において、環境の保全及び創造のための行動に取り組みます。 ・事業活動及び製品等の製造から廃棄に至る各過程における環境負荷の低減に努めます。 ・市の環境施策や、市民等が取り組む環境保全活動に協力します。
市民等 (市民、市民団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全及び創造についての関心と理解を深めます。 ・日常生活において、環境保全のための行動に取り組みます。 ・市の環境施策や事業者が取り組む環境保全活動に協力します。

第2章 うるま市の概要

2-1 位置・行政区

(1) 位置

うるま市は、総面積が87.02km²で、沖縄本島中部の東海岸に位置し、県都那覇市から約25kmの距離にあります。東に金武湾、南に中城湾の両湾に面しています。

丘陵地の広がる石川地域と金武湾及び中城湾の両湾に接する具志川地域・勝連半島の地勢に加え、東方海上には有人・無人の10の島々があり、伊計島・宮城島・平安座島・浜比嘉島・藪地島の5島は海中道路や架橋によって結ばれています。

また、沖縄本島中部で唯一の有人離島である津堅島があります。

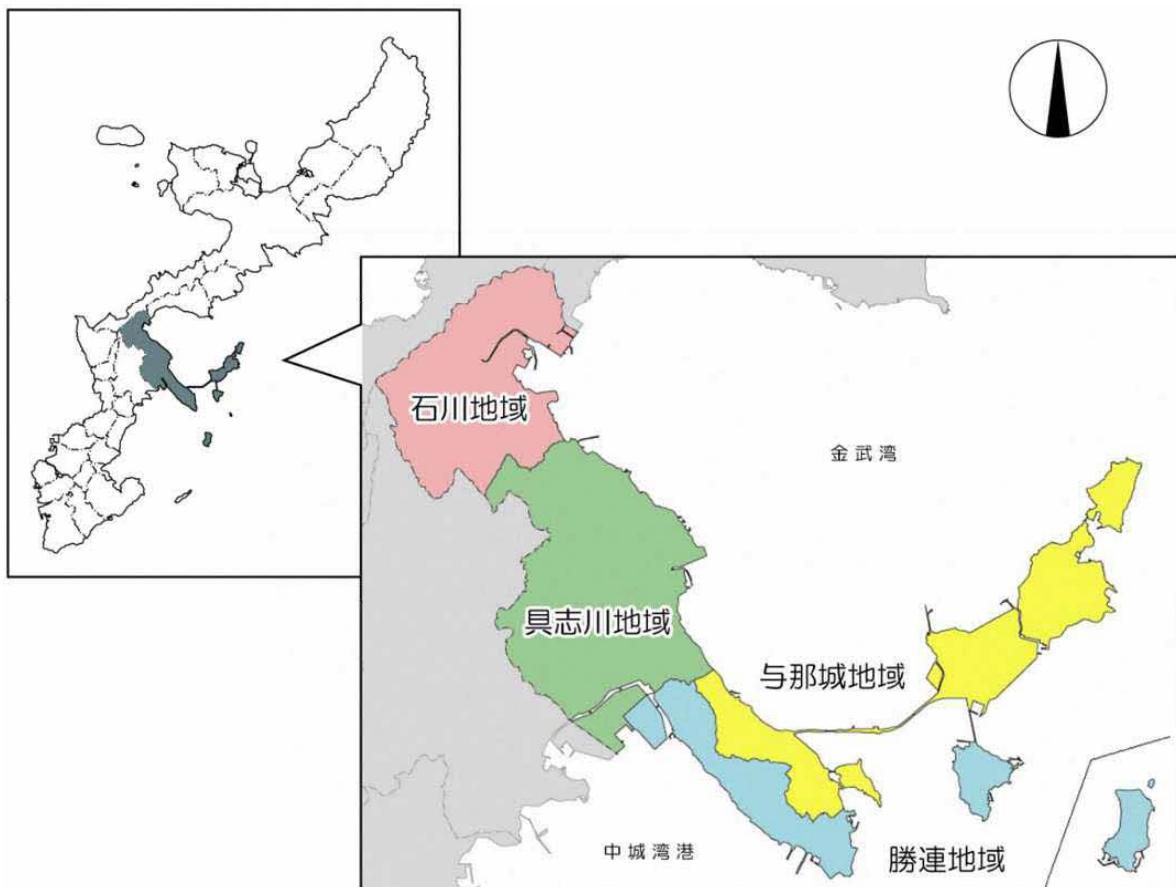


図 2-1.1 うるま市の位置

(2) 行政区

本市の行政区は、63自治会から構成されています。

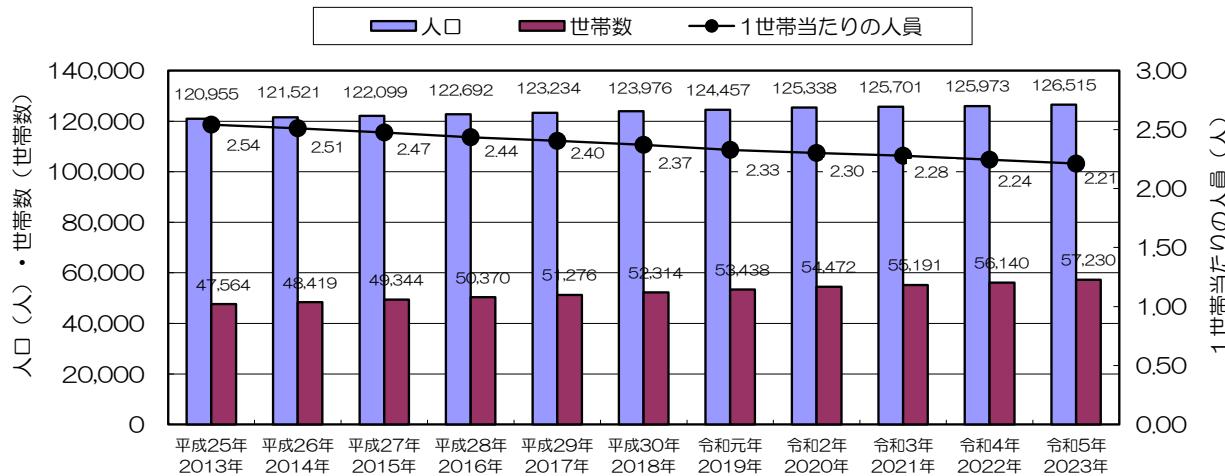
表2-1.1 本市の行政区（自治会）

番号	地域	行政区	番号	地域	行政区
1	具志川地域	具志川	31	石川地域	曙
2		田場	32		南栄
3		赤野	33		城北
4		宇堅	34		中央
5		天願	35		松島
6		昆布	36		宮前
7		栄野比	37		東山
8		川崎	38		旭
9		西原	39		港
10		安慶名	40		伊波
11		平良川	41		嘉手苅
12		上平良川	42		山城
13		兼箇段	43		石川前原
14		米原	44		東恩納
15		赤道	45		美原
16		江洲	46	勝連地域	南風原
17		宮里	47		平安名
18		喜仲	48		内間
19		上江洲	49		平敷屋
20		大田	50		津堅
21		川田	51		浜
22		塩屋	52		比嘉
23		豊原	53		照間
24		高江洲	54		与那城西原
25		前原	55		与那城
26		志林川	56		饒辺
27		新赤道	57		屋慶名
28		みどり町1、2丁目	58		平安座
29		みどり町3、4丁目	59		桃原
30		みどり町5、6丁目	60		上原
			61		宮城
			62		池味
			63		伊計

出典：「うるま市の自治会」うるま市ウェブサイト

2-2 人口・世帯数

令和5年における本市の人口は126,515人、世帯数は57,230世帯となっています。世帯数は毎年増加していますが、1世帯当たりの人員が減少していることから、核家族化の進行がうかがえます。



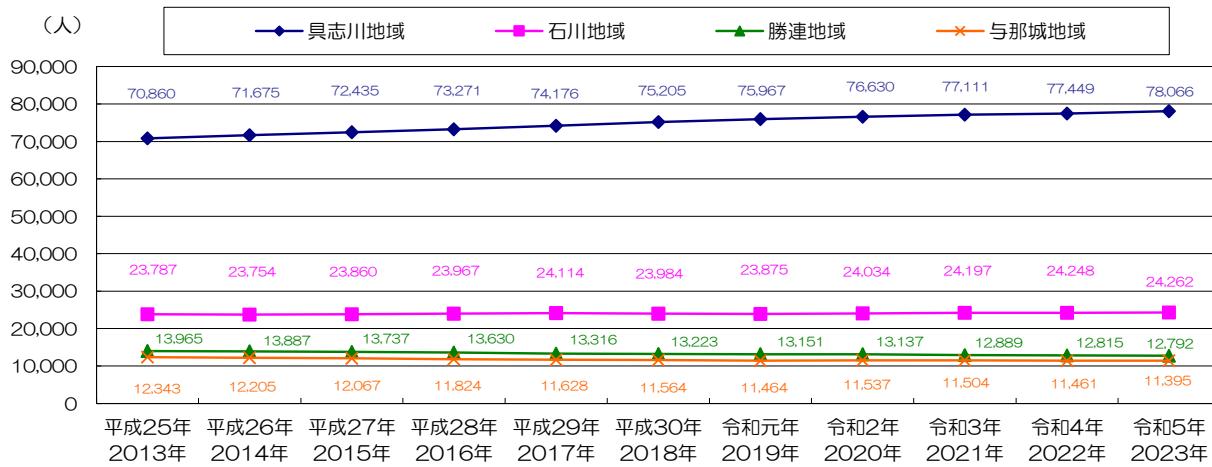
※ 各年12月末現在。

出典：うるま市統計書 令和3年版（うるま市 令和5年3月）

うるま市ウェブサイト うるま市の人口 過去の人口統計資料

図2-2.1 本市の人口及び世帯数

過去11年間の人口を比較すると、具志川地域と石川地域は増加傾向にあります。



※ 各年12月末現在。

出典：うるま市統計書 令和3年版（うるま市 令和5年3月）

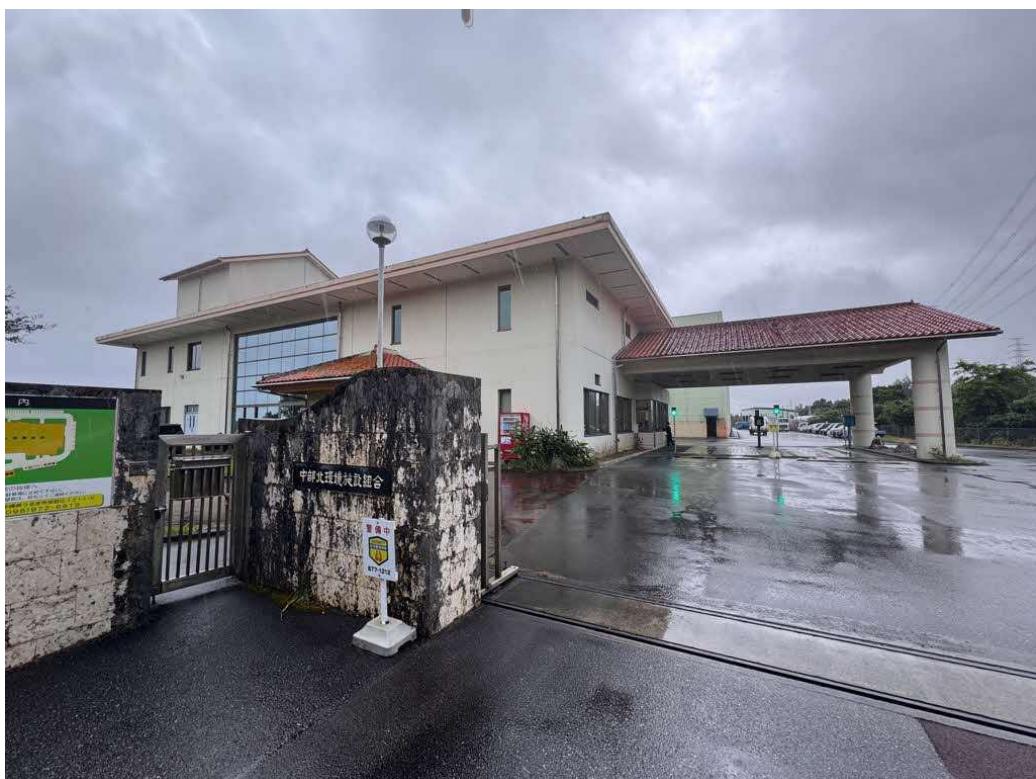
うるま市ウェブサイト うるま市の人口 過去の人口統計資料

図2-2.2 地域別の人口

2-3 踏まえるべきうるま市の現状

(1) 環境対応

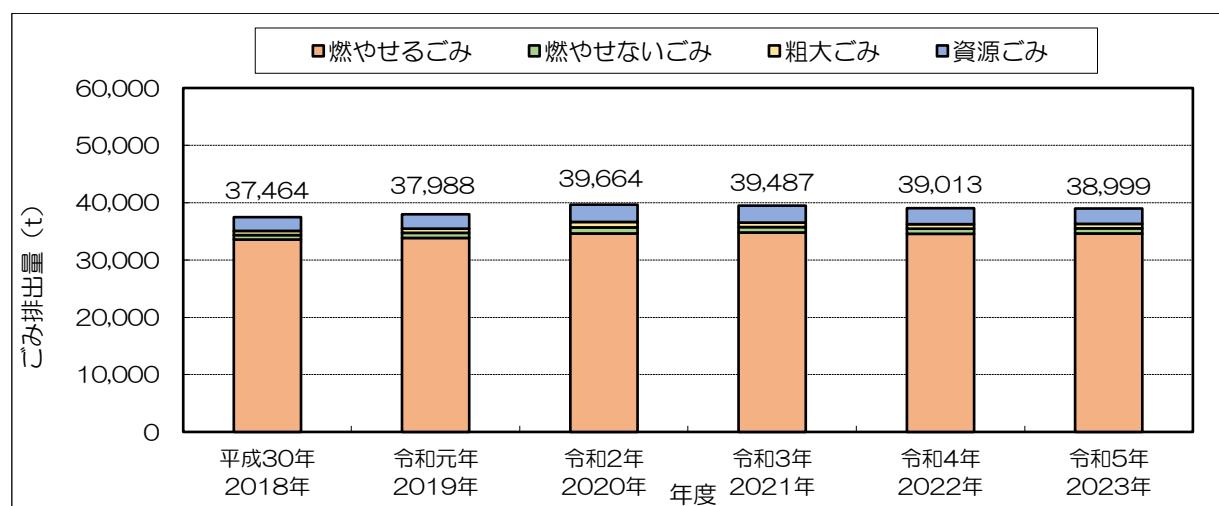
- ・うるま市のごみ処理施設【中部北環境施設組合】



【施設概要】

名 称 美島環境クリーンセンター
 所在地 うるま市栄野比 1211-6
 概 要 着工 平成14年
 竣工 平成16年
 事業費 約107億円

【ごみの量の推移】



出典：一般廃棄物処理実態調査 環境省

- ・企業活動

【企業の紹介】

うるま市の工業団地に立地している「株式会社トマス技術研究所」の開発した『チリメーサー』は、家庭や事業所で発生するごみや廃棄物を効率よく処理するために設計されています。コンパクトながら高い焼却性能を持ち、環境に配慮したテクノロジーを搭載し、うるま市の津堅島をはじめとする国内や海外でも導入がされており、高い評価を得ています。



- ・うるま市における基地の現状

うるま市には、キャンプ・コートニー、キャンプ・マクトリアス、ホワイト・ビーチ地区、陸軍貯油施設、嘉手納弾薬庫地区など、米軍施設・区域や海上自衛隊沖縄基地隊・陸上自衛隊勝連降射教育訓練場などの自衛隊施設・区域が所在しており、基地面積は6,325千平方メートルで、本市の約7.3%を占めています。

本環境基本計画においても、そのような状況下を踏まえながら、施策を検討する必要があります。



(2) 公園・緑地等

うるま市には約100箇所の公園があり、街中の身近な公園から多目的利用のできる運動公園まで、幅広く整備がされております。

第2次うるま市みどりの基本計画においては、「ひと・自然・歴史文化を生かしたみどりあふれるまち うるま」の将来像を達成するために、みどりを「守る」「育てる」「つくる」「広げる」ことを基本方針の柱として設定し、各種施策の展開がなされています。

また、石川多目的ドーム（闘牛場）の隣にある「石川運動広場」においては、公園内に民設民営のカフェがオープンし、公民連携の事例として注目されています。



(3) うるま市の自然

・海中道路

うるま市与那城地域から平安座島へと延びる約 5km の道路で、左右エメラルドグリーンの海が広がる絶景ルートです。潮が引くと浅瀬が広がり、干潟での自然観察なども楽しめます。



・果報バンタ

宮城島の北部に位置する、断崖絶壁の展望スポット。「果報」とは沖縄の言葉で「幸せ」、「バンタ」は「崖」という意味です。

隣接する「ぬちまーす観光製塩ファクトリー」では、工場見学をとおして、自然との関りを学べます。



・ヌーリ川

うるま市の赤野付近を流れるヌーリ川は、約 500 本の桜が川沿いに植栽され、桜の名所として知られています。地域住民が定期的に清掃活動を行いながら景観美化を保ち、平成 27 年にはうるま市から景観賞を受賞しています。



・天願川

天願川は、沖縄本島中部に位置し、読谷山岳に源を発し、うるま市、上流部にある沖縄市の2市に位置している二級河川です。

河川沿いには、国指定文化財の安慶名城跡や天願グスク、天願貝塚が位置するなど、昔から人々の生活に関わってきました。

現在でも、5月頃に多くのこいのぼりが掲揚されるなど、今なお地域に親しまれています。



・照間のビーグ

畳の材料になる「いぐさ」のことを方言で「ビーグ」と言い、沖縄県の生産量のうち、多くがうるま市の照間地域で生産されています。

照間のビーグ畑は農薬を使っていないため、カニやカエル、サギなど多くの生き物が見られ、収穫時期の美しい風景は地域の風物詩となっています。



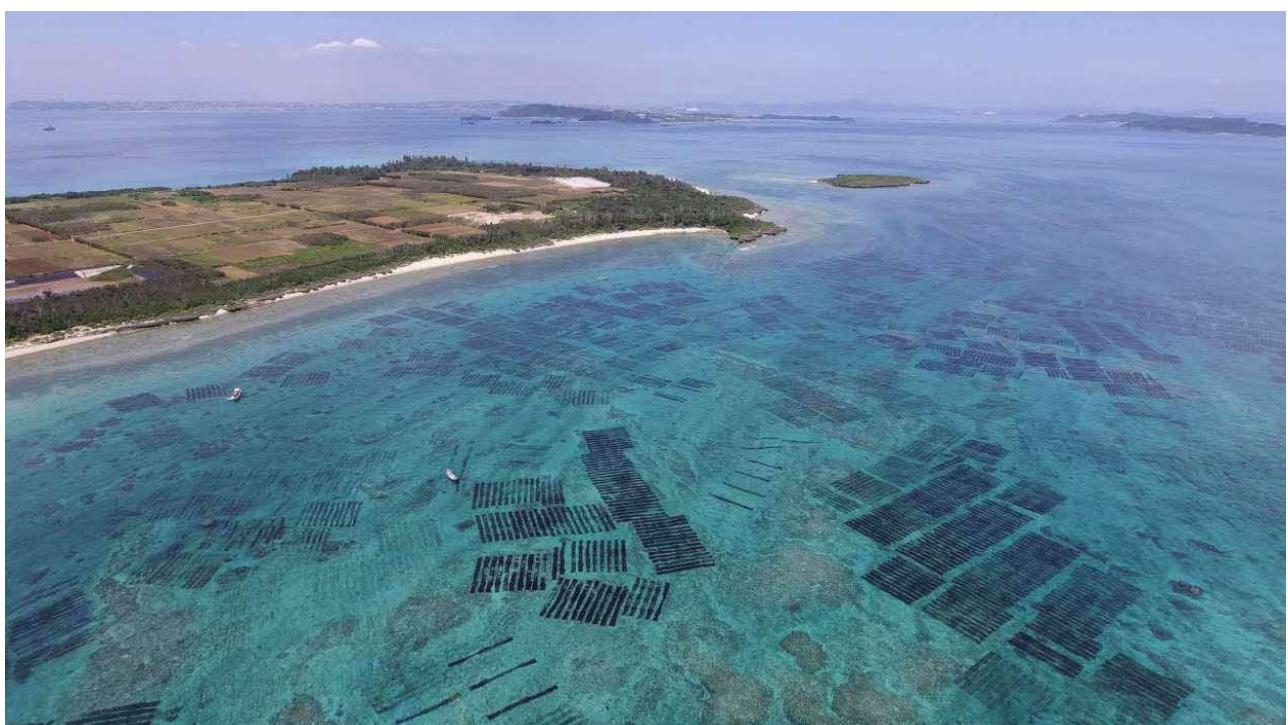
・うるま市のもずく

うるま市は全国有数のもずくの産地として知られ、特に勝連もずくは、太くてしっかりととした歯ごたえが特徴で、ミネラルや食物繊維が豊富に含まれています。

酢もずくやみそ汁、天ぷらなどとして食べられるほか、餃子などの加工品としても販売されており、うるま市の特産品として親しまれています。

また、もずくは近年、「ブルーカーボン資源」として注目されています。「ブルーカーボン」とは、海藻やマングローブなど海の生物が大気中の二酸化炭素を吸収、固定する働きのことです。

もずくなどの海藻は成長過程で多くの二酸化炭素を吸収し、炭素を体内に固定することから、うるま市の地球温暖化対策の取組の一つとして施策が展開されています。※後述



(うるま市の海中にあるもずくの苗場)

(4) 活動

- ・美化活動など

沖縄県うるま市出身のロックバンド HY は、音楽活動と並行して、地元の海を守るためにビーチクリーン活動を毎年継続しています。酷暑の中でも、メンバー自らがごみ袋を手に浜辺を歩き、地域住民やファンと共に清掃を行う姿は、環境保全への強い意志を感じさせます。

この活動は単なる清掃にとどまらず、地域との絆を深め、次世代への環境意識を育む大切な機会となっています。HY の取り組みは、音楽を通じて人々の心を動かすだけでなく、行動によっても社会にポジティブな影響を与えている好例です。彼らの姿勢は、地元愛と持続可能な未来への願いを体現しており、多くの人々にとってのインスピレーションとなっています。



(5) 地球温暖化対策・リユース推進等

・バイオマス発電所

うるま市の工業団地内にある「中城バイオマス発電所」は、再生可能エネルギーを活用した県内最大級のバイオマス発電所施設です。

発電出力は 49,000kw で、年間約 11 万世帯分にあたる電力を生み出しています。

燃料となる「パームヤシ殻」や「木質ペレット」などが成長過程で二酸化炭素を吸収するため、「カーボンニュートラル」となり、化石燃料を使った発電より、二酸化炭素の増加を抑えることができます。また、燃料の「パームヤシ殻」や「木質ペレット」は農業や林業由来の副産物となり、これらを廃棄せずにエネルギー資源として活用することから、廃棄物の削減と資源の循環を実現しています。



・水素の普及・利活用に向けた取組

うるま市、株式会社りゅうせき、沖縄トヨタ株式会社、昭和化学工業株式会社は、うるま市の地域脱炭素の推進及び持続可能なまちづくりを目指し、令和4年に包括連携協定を締結しました。

株式会社りゅうせきでは、うるま市の石川油槽所構内において、水を再生可能エネルギーにおいて分解し、水素を精製することに取り組んでおり、併せて移動式水素ステーションによる水素の充填拠点の整備も進めています。今後、うるま市内においても水素の利活用を普及させることで、地域の脱炭素への寄与が期待されます。



・ブルーカーボンの取組

うるま市、勝連漁業協同組合、TOPPAN デジタル株式会社は、「全国一の産地沖縄県うるま市で挑む、もずくの天然採苗と海草保全による未来の漁業プロジェクト」において創出したもずくのブルーカーボン・クレジットの認証を取得しました。今回、「Jブルークレジット®」に申請し、ジャパンブルーエコノミー技術研究組合により、21.7 t -CO₂が認証されました。もずくのJブルークレジット認証は国内初の事例となります。

前述のとおり、うるま市は日本有数のもずくの産地であり、ブルーカーボンを活用した脱炭素の取組は、うるま市の地域特性を活かした地球温暖化対策の推進だけではなく、もずくの付加価値や魅力を高めていくことに寄与します。



・拓南商事株式会社

うるま市に本社を構える拓南商事株式会社は、金属スクラップや廃車両、廃家電などをリサイクル資源として活用し、再資源化をとおして環境保全と循環型社会の形成を担う企業です。廃棄物を再資源化するアップサイクル事業の一環として、廃棄する車のシートベルトを活用した丈夫なバッグや、車のフロントガラスを再利用して作られた琉球ガラス製品は、環境負荷を減らしながら新たな価値を生み出す好例として、高い評価を得ています。

拓南商事の取り組みは、廃棄物を単なる“ごみ”とせず、魅力ある製品へと再生することで、持続可能な社会の実現と地域循環型経済の推進に貢献しています。



2-4 環境に対する事業者、市民、小学生及び中学生の意識

事業者、市民、小学生及び中学生に対し、環境に関する意識や環境配慮行動などの現状を把握するため、計画策定に必要となる事項についてアンケート調査を実施しました。

(1) アンケート調査の総括

アンケート調査結果から、本市の環境の現状や環境保全活動の取組状況などを把握することができました。以下に、分野別に整理して考察しました。

1) 生活環境分野(大気、水質、悪臭、騒音、振動、土壤、ごみなど)

ごみ対策と公害対策は市民にとって最大の関心事となっています。

- 市民が行政に望む施策は、ごみ（不法投棄）の対策が最も高く、次いで海などの自然環境となっています。
- うるま市の環境に対して満足度が低いものとしては、「不法投棄の状況」、「航空機の騒音」、「川のきれいさ」などが挙げられています。
- 市民、事業所、小・中学生における3Rの意識は高いですが、市民では「マイ箸や水筒の持参」や「生ごみの堆肥化」など、小・中学生では、「米のとき汁、油、食べ残しなどを直接、台所の流しに流さないようにしている」の取組が低くなっています。
- 市民が不安に感じている意見として、近年、話題となった有機フッ素化合物(PFAS)による水質の安全性について意見がありました。

2) 快適環境分野(公園、緑地、景観、美化、墓地、災害など)

普段、目にする周辺環境の整備・対策を望む声が多い。

- 市民や事業所からは、公園・道路の整備、街灯の設置、野良犬・野良猫対策などが求められています。

3) 自然環境分野(山林、河川、海岸、干潟、海洋、在来種、外来種など)

自然環境を守っていくことの意識が高い。

- 海、川、公園などにごみが散乱していると意見があり、自然環境に対する満足度は低くなっていることから、行政に望む施策として「森林、河川など自然環境の保全」は高くなっています。
- 小・中学生においては、環境の満足度において「ポイ捨てなどのマナー」で低い評価となり、ポイ捨てに対する認識が高くなっています。そのため、自由意見ではポイ捨てに対する取組や対策についての意見がありました。

4) 歴史・文化環境分野(史跡、文化財、伝統・芸能、伝統的娛樂など)

子どもたちの歴史や文化に対する意識は高い。

- 小・中学生は、環境の満足度として「歴史的な資源がたくさんある」と「地域の人々のつながり」に対して満足度が高く、日常生活においても「地域の歴史や文化を学んでいる」と「伝統行事（エイサーなど）や祭りなどに取り組んでいる」で積極的に取り組んでいることが伺えます。
- 市民の環境教育に対する関心は高く、学校での実施、ごみ処理施設などの見学、環境フェアなどのイベントを望む声が多いです。

5) 地球環境分野(地球温暖化対策、新エネルギー、省エネルギーなど)

地球温暖化問題に対する関心は高いが、

優先的に取り組む項目としては低い。

- 市民及び事業所も、地球温暖化問題に関心を持っており、「冷房の設定温度」や「電化製品のスイッチをこまめに切る」などの省エネルギーの取組や、「自動車の急発進・急加速は行わない」や「無駄な荷物は積まない」などのエコドライブの取組については、心がけて取り組んでいることが伺えます。一方で、「太陽熱温水器」や「太陽光発電設備」の取組については低い状況（約1割）であることから、行政が後押ししていく必要があります。
- 気候変動の緩和対策として「熱中症対策」に関しては、市民、事業所、小・中学生も取り組んでいますが、「防災用品」、「ハザードマップの確認」などに関しては取組が低いことから、防災・減災に対する具体的な取組を啓発していく必要があります。
- 企業として環境に配慮した取組として、「環境マネジメントシステム ISO14001 の認証」、「環境に配慮した経営方針」、「地域環境や地球環境保全への貢献、CSR活動」などは約2割となり、企業として取り組んでいる事業所は少ない状況にあります。
- 市民及び事業所が行政に対して優先的に取り組むべき施策は、ごみ減量や不法投棄対策は高いのですが、地球温暖化問題に対する優先度は低くなっています。

2-5 第1次基本計画で掲げた目標の点検・評価及び総括

第1次基本計画で掲げた環境像を実現するため、「生活環境」、「快適環境」、「自然環境」、「歴史・文化環境」、「地球環境」の5分野における施策を設定しました。市・事業者・市民等の主な取組や成果を確認するため、これまでの取組の検証を行いました。

表2-5.1に第1次基本計画で掲げた目標の達成状況を示します。

その結果、目標全体では、「目標達成」が11項目(36.7%)、「概ね目標達成または達成見込」が5項目(16.7%)、「目標未達成または達成困難」が14項目(46.7%)、評価不可が5項目となっています。

なお、各環境分野の詳細な項目については、資料編に示しています。

表2-5.1 第1次基本計画で掲げた目標の達成状況

環境分野	目標達成 上段：指標数 下段：割合	概ね目標達成 または達成見込 上段：指標数 下段：割合	目標未達成 または達成困難 上段：指標数 下段：割合
生活環境 (目標数：14)	6 (42.9%)	0 (0%)	8 (57.1%)
快適環境 (目標数：5)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)
自然環境 (目標数：4)	1 (25.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)
歴史・文化環境 (目標数：6)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	4 (66.7%)
地球環境 (目標数：1)	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
合計 (目標数：30)	11 (36.7%)	5 (16.7%)	14 (46.7%)

※評価結果の記載について

上段：環境分野ごとに設けている目標に対する評価結果の数

下段：環境分野ごとに設けている目標に対する評価結果の割合

(四捨五入表記の関係で、合計値が必ずしも一致しないことがある。)

※第1次基本計画の目標(35項目)のうち、評価不可の5項目については本表に含めていません。そのため30指標について記載しています。

2-6 今後の課題

うるま市の概況、環境の特徴、環境に対する市民や事業所等の意識、第1次基本計画の点検・評価及び総括の結果から、本計画における課題は以下のようなことが挙げられます。

表 2-6.1 (1) 本市の課題

分野	課題
生活環境 →「くらし」に変更 (みんなが快適にすごせるまち)	<ul style="list-style-type: none"> 有機フッ素化合物（PFAS）等の水質環境の監視 ごみのポイ捨て及び不法投棄の対策 公共下水道の普及率及び水洗化率の向上 ごみ排出量の抑制とリサイクル率の向上 食品ロス削減の推進 悪臭の原因となる豚舎などの適正管理
快適環境 →「自然・生き物」に変更 (ごみを減らし、美しい自然や多様な生物を守るまち)	<ul style="list-style-type: none"> 景観地区に指定された箇所の整備 快適な道路環境の整備 劣化した遊具や公園の緑地の整備 市民一人当たりの公園面積の整備
自然環境 →上記と統合	<ul style="list-style-type: none"> 水辺の環境保全の取組と普及啓発 生態系に影響を及ぼす外来種の対策と市民などへの普及啓発
歴史・文化環境 →「学び・行動」に変更 (環境を学び、みんなで行動するまち)	<p>※環境基本計画は環境の保全に関する施策を総合的に推進するための計画であり、第1次計画で設定した「歴史・文化環境分野」については、第2次計画では省くこととしました。 第2次計画では、新たに「環境学習分野」を設けることとします。</p> <p>以下に、「環境学習分野」における課題を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の豊かな自然や海の環境に関心を高めるためのイベント等による取組と普及啓発 環境保全に対する意識啓発 環境保全活動に取り組む団体との連携強化 エネルギー問題についての理解と、問題解決に向けた行動に移せる人材の育成

表 2-6.1 (2) 本市の課題

分野	課題
地球環境 →「地球温暖化対策」に変更 (カーボンニュートラルと循環型社会を形成するまち)	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機、太陽光発電設備・蓄電池などの機器の補助制度の取組強化 ・公共交通機関利用の推進 ・防災・減災に関する対策の普及啓発

第3章
うるま市の目指す将来像

3-1 うるま市の目指す将来像

本市の目指す将来像とは、本市がこれからどのような環境を目指して環境施策を推進していくかを示す長期的な目標です。

「うるま市環境基本計画」では、『人と歴史が奏でる快適で自然豊かなまち、うるま市』を望ましい環境像としてその実現に向けた環境施策を推進してきました。「第2次うるま市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））」においては、これまでの取組を継承するとともに、脱炭素・循環型社会の推進や、市民一人ひとりが地球環境や将来世代に配慮した行動を実践することで、環境負荷の少ない持続可能な社会づくりを進め、多様な自然環境と調和した豊かな暮らしを将来世代に引き継ぐ都市を目指すものとします。

住むひと、訪れるひと、すべてに“感動”をあたえる美しいまち うるま

3-2 基本目標

本計画では、本市の望ましい将来像の実現に向けて基本目標を設定し、目標ごとの施策の展開と、市、事業者、市民等の役割を明らかにします。

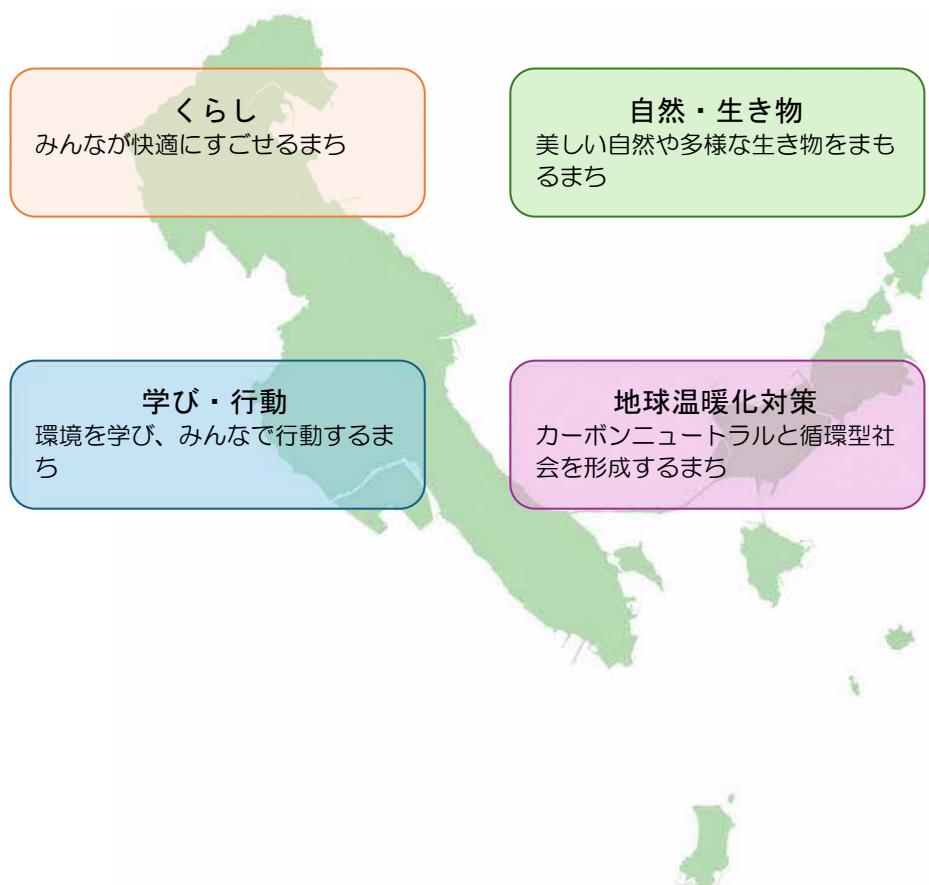


図 3-2.1 環境分野ごとの基本目標

3-3 うるま市環境基本計画の施策体系

将来の環境像及び各環境分野の基本目標を達成するため、以下の施策体系を定めます。

表 3-3.1 うるま市環境基本計画の施策体系

施策体系				
分野	基本目標	方針	主な施策	リーディングプロジェクト (重点施策)
住むひと、訪れるひと、すべてに“感動”をあたえる 美しいひと、うるま	くらし みんなが快適にすごせるまち	大気汚染の防止、水質の保全、悪臭対策に努めます ゴミの排出を抑え、循環型社会の形成に努めます	・大気汚染対策の推進 ・生活排水処理対策の推進 ・騒音・振動・悪臭対策の推進 ・ごみの排出抑制・分別等の徹底 ・食品ロスに関する啓発活動 ・リユース等を軸とした4Rの啓発活動	うるまエコチャレンジプロジェクト ○ごみ排出量最小自治体への挑戦 ○うるま4R活動推進協定
	自然生き物 美しい自然や多様な生き物をまもるまち	美しい自然やみどり、多様な生き物をまもります	・公園の整備・保全 ・景観づくりの推進 ・緑地の保全・推進 ・海岸・河川の美化 ・海洋ごみ対策の推進 ・自然生態系の保全や外来種対策の推進 ・墓地の適正化の検討	うるま海とみどりのプロジェクト ○うるまみどりいっぱいプログラム ○うるまの海を守るプロジェクト
	学び行動 環境を学び、みんなで行動するまち	ひとりひとりが環境を学び、考え、行動にするこころを育みます	・環境保全に関する啓発活動 ・環境イベント・環境講座・自然観察会の推進 ・地域活動の組成、活動の促進	うるまサスティナブルプロジェクト ○自然観察会の実施 ○自治会、環境団体等の表彰
	地球温暖化対策 カーボンニュートラルと循環型社会を形成するまち	暮らし・事業活動・建物の脱炭素化をすすめます 気候変動による影響への対応を推進します	・再生可能エネルギー、新エネルギーの導入推進 ・公共施設・住宅・事業所の省エネ化ZEB・ZEH化の促進 ・自転車・電気自動車の利用促進 ・防災・減災対策の推進 ・熱中症対策の推進・啓発 ・農業生産への影響の低減	うるまゼロカーボンプロジェクト ○カーボンニュートラルシティー宣言の実施・施策の展開

【目指す将来像】住むひと、訪れるひと、すべてに“感動”をあたえる美しいまち うるま



第4章 具体的な取組

基本目標 1 みんなが快適にすごせるまち

対象範囲

大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壤、ごみ

現状	【大気】 市内の主要交通路等において、大気汚染の指標となる物質（例えばPM2.5、NOx、SOxなど）の濃度測定が行われています。
	【水質】 市内の河川や海域の水質モニタリングが実施されています。 河川や海域の水質について、一部環境基準に達していません。
	【騒音・振動】 航空機由来の騒音が一時的に増加することがあります。 工事現場や工業活動による騒音・振動が確認される場合があります。
	【ごみ】 分別収集が実施され、リサイクル率向上に向けた取り組みが進行しています。 ごみの排出量は増加傾向にあります。
課題	【大気】 持続的な大気質の監視とデータの公開・共有が必要です。 地域住民の認識を高め、環境負荷の低い電気自動車への乗換や、公共交通機関の利用促進を図るための施策が求められます。
	【水質】 工場排水や農薬・肥料による地下水汚染の防止策が必要です。 浄化設備の整備・維持管理の強化および住民への啓発活動が重要です。
	【騒音・振動】 騒音・振動問題に関しては、継続的な監視と測定データの取得が重要です。
	【ごみ】 ごみの分別の徹底と、リサイクル意識の向上が必要です。 一人ひとりのごみの排出を削減する取組が必要です。 今後、既存のごみ処理施設の建て替えが必要となります。

分野の目標値

	現状値（令和5年度）	目標値（令和12年度）
大気汚染物質の環境基準	一部未達	改善 → 全地点達成
水質汚濁(BOD,COD)	一部未達	改善 → 全地点達成
一人当たりごみ排出量	843g/人・日	減少 → 580g/人・日
リサイクル率	14.0%	上昇 → 22%以上

リーディングプロジェクト（重点施策）**うるまエコチャレンジプロジェクト****ごみ排出量最小自治体への挑戦****【趣旨】**

ごみの発生抑制と再資源化の推進を通じて、うるま市を持続可能な「ごみ排出量最小自治体」とすることを目指します。市民、事業者、行政が一体となり、環境負荷の少ない暮らしの実現と、循環型社会の形成を推進します

【具体的な取組】

- ・ごみ排出量の実態を把握するための調査を定期的に実施
- ・市民向けの分別・減量意識を高めるための「うるまエコチャレンジ」の展開
- ・生ごみの堆肥化を推進する家庭用コンポストの導入支援
- ・事業系ごみの削減に向けた啓発と協働取組の促進
- ・学校や地域団体と連携したリサイクル学習・体験プログラムの実施

うるま4R活動推進協定**【趣旨】**

4R【Refuse(もらわない), Reduce(削減), Reuse(再利用), Recycle(再資源化)】の視点で、市・事業者・市民一体となったキャンペーンを展開し、ごみの排出量削減を行い、循環型社会の形成を目指します。

【具体的な取組】

- ・市内のスーパーマーケット・飲食店・事業者と「うるま4R活動推進協定」を締結し、具体的な取組（例：マイバッグ・マイボトルの推奨、食品ロス削減、詰め替え製品の販売強化など）を展開
- ・4R(Refuse, Reduce, Reuse, Recycle)の視点で行動する市民を増やすためのキャンペーン展開
- ・協定事業者の優良取組を市広報やウェブ等で発信・表彰し、活動の輪を広げる
- ・市民・事業者・行政のパートナーシップによる年次報告会の開催

方針

大気汚染の防止、水質の保全、悪臭対策に努めます

施策の方向性と具体的な取組み

1-1 大気汚染対策の推進



大気の状況を把握し、大気汚染の防止に努め、環境基準値の達成を目指します。

市の取組

沖縄県で実施する大気質調査（近隣の測定局）による、大気状況の把握に努めます。

「大気汚染防止法」や「沖縄県生活環境保全条例」によるばい煙・粉じん発生施設の把握に努めます。

事業者の取組

事業活動から生じる大気汚染の防止に努めます。

苦情や事故が発生した際は、速やかに原因把握、問題解決に協力します。

工場、事業場等から発生する排ガスなどの実態や低減対策の情報公開に努めます。

ごみの野焼きは行いません。

市民等の取組

大気汚染の原因となる家庭ごみの野焼きや自家焼却は行いません。

大気汚染に関する環境調査に協力します。

1-2 生活排水処理対策の推進



公共下水道の接続促進などをとおし、排水の適切な処理を行い、水質の保全に努めます。

市の取組

公共下水道処理区域の下水道施設及び津堅島農業集落排水処理区域内の排水施設への接続促進、水洗化率（接続率）の向上を図り、水質汚濁の抑制に取り組みます。

合併処理浄化槽処理区域の浄化槽設置を促進し、定期的な保守点検や清掃、法定点検の周知に取り組みます。

公共下水道が整備された地域では、公共下水道への速やかな接続に努めます。

公共下水道の整備が行われていない地域では、合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理に努めます。

単独処理浄化槽の設置者は、合併処理浄化槽への転換を検討します。

事業活動における水質汚濁物質の排出削減に努めます。

廃油等を排水に流さないなど、水質汚濁防止に努めます。

事業者の取組

公共下水道が整備された地域では、公共下水道への速やかな接続に努めます。

公共下水道の整備が行われていない地域では、合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理に努めます。

単独処理浄化槽の設置者は、合併処理浄化槽への転換を検討します。

廃油等を排水に流さないなど、水質汚濁防止に努めます。

市民等の取組

1-3 騒音・振動・悪臭対策の推進		
騒音・振動、悪臭対策を推進し、快適にすごせるまちを形成します。		
市の取組	近隣生活騒音・振動や建設工事、工場・事業場に伴う騒音・振動については、関係機関に対する改善の要望や発生源への指導強化に努めます。	
事業者の取組	沖縄県が実施している航空機騒音測定結果の情報収集と公表に努めます。 悪臭の発生源については、適切な指導を行うとともに、監視体制を強化します。 特に、畜産施設の臭気抑制対策については、関係機関と連携し改善に取組みます。	
市民等の取組	事業場や工事現場等での騒音・振動の発生を抑えるよう努めます。 苦情が発生した場合は、速やかに対処します。	
	日常生活において、騒音・振動・悪臭の発生を抑えるよう努めます。 家庭ごみ等は、屋外で焼却を行いません。	

方針

ごみの排出を抑え、循環型社会の形成に努めます

施策の方向性と具体的な取組み

1-4 ごみの排出抑制・分別等の徹底				
分別や再利用を推進し、ごみの排出抑制を行うとともに、循環型社会の形成に向けた取組を推進します。				
市の取組	「うるま市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」の計画に沿って、循環型社会づくりに対する事業者や市民等の意識啓発を図り、ごみの排出抑制や再利用、再資源化を推進・奨励します。		「グリーン購入法」に基づき環境配慮型商品の率先購入を推進します。	
事業者の取組	不法投棄については、「うるま市不法投棄防止推進計画」に基づき、監視カメラの設置やパトロールの強化、地域団体との協働による監視体制を強化し、不法投棄の防止に取り組みます。一般ごみや家電製品、粗大ごみの処理方法について周知を図り、市民、事業者の適正処理を支援します。		環境汚染の少ない製品やごみになりにくい商品開発に取り組むように努めます。	
市民等の取組	生産活動により排出される廃棄物のゼロをめざして、循環型の生産活動システムの構築に努めます。		環境に配慮した商品開発・製造・販売を検討します。	
	飲食店は、食品ロス削減の推進に協力していきます。		ごみを適正に分別し、ごみの減量化とリサイクルを行います。	
	買い物袋（マイバック）を持参し、過剰包装やポリ袋の使用削減に努めます。		生ごみの水切りや堆肥化、分別の徹底に取り組みます。	

1-5 食品ロスに関する啓発活動		12 つくる責任 つかう責任 
食品ロスの削減に向けて、市・事業者・市民と連携した取組を促進します。		
市の取組	市民や事業者、学校等に対し、食品ロス問題に関する普及啓発活動を促進します。	
事業者の取組	飲食店は、食品ロス削減の推進に協力していきます。	
市民等の取組	食べ残しを減らし、食品ロス削減に努めます。	

1-6 リユース等を軸とした4Rの啓発活動		12 つくる責任 つかう責任 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)活動を推進し、ごみの削減と循環型社会の形成に努めます。			
市の取組	4R(リフューズ:断る・リデュース:消費削減・リユース:再利用・リサイクル:再資源化)活動を推進します。		
	「グリーン購入法」に基づき環境配慮型商品の率先購入を推進します。		
事業者の取組	市が実施する4R活動に協力します。		
	生産活動により排出される廃棄物のゼロを目指して、循環型の生産活動システムの構築に努めます。		
市民等の取組	4R活動に主体的に取り組みます。		

基本目標 2 美しい自然や多様な生き物をまもるまち

対象範囲

公園、緑地、景観、美化、墓地、河川、海岸、干潟、生物など

現状	<p>【公園・緑地】 市内には多くの公園や緑地があり、住民の憩いの場として利用されています。</p> <p>【景観・美化】 うるま市は自然豊かで風光明媚な景観が特徴です。</p> <p>【墓地】 市内には個人の墓地が点在している箇所もあります。</p> <p>【河川・海岸・干潟・生き物】 うるま市には美しい河川や海岸、干潟があり、多くの人々に親しまれているほか、多様な生物の生息地としても重要な場所となっています。</p>
課題	<p>【公園・緑地】 老朽化や管理不足がみられる場所があり、利用者の安全と快適さを確保するための改善が必要です。</p> <p>【景観・美化】 美しい景観や環境を維持する継続的な活動と意識の醸成が必要です。</p> <p>【墓地】 墓地の集約化や無秩序な設置を抑制する取組の検討が必要です。</p> <p>【河川・海岸・干潟・生き物】 水質の悪化やごみの流入を防ぐ必要があります。 地域住民と協力して清掃活動を行い、環境に優しい保全活動を推進する必要があります。 外来種の侵入により、在来種の生息環境が脅かされています。在来種の保護と外来種の管理対策を強化することが必要です。</p>

分野の目標値

	現状値（令和4年度）	目標値（令和12年度）
市民一人当たり 公園面積	8.72 m ²	9.28 m ²

リーディングプロジェクト（重点施策）

うるま海とみどりのプロジェクト

うるまみどりいっぱいプログラム

【趣旨】

家庭内や事業所、地域での緑化を推進し、美しいうるま市の自然を守る機運の醸成に繋げます。

また、地域社会全体で緑地を増やす活動を展開することで、自然との共生を促し、地域の一体感を育成します。また、植樹などの緑化活動を通じて、次世代に向けて持続可能な環境意識を醸成することを目的としています。

【具体的な取組】

- ・植樹や苗木、花の配布等による緑化支援

自治会が主催するクリーン活動などと併せ、苗木などを配布し、地域の緑化を図ります。

また、地元の事業者(ホームセンター等)と連携したワークショップや講習会などを開催し、緑化の推進を図ります。

うるまの海を守るプロジェクト

【趣旨】

「うるま海を守るプロジェクト」は、うるま市の海洋環境を保護し、その生態系の健全性を維持することを目的としています。さらに、サンゴ礁の再生を含む生物多様性の保全活動を推進し、地域の豊かな自然資源を未来へ継承することを目的としています。研究機関との連携により、科学的裏付けをもとに環境保護を推進することで、市の海洋資源の管理と保護を強化します。

【具体的な取組】

- ・海岸清掃活動の支援

市民参加型の海岸清掃イベントを定例化し、地元学校や企業、NPO と連携して幅広い参加を呼びかけます。参加者には、清掃がもたらす環境改善効果についての教育プログラムも行います。

- ・海洋保護の啓発活動

重要な沿岸生態系を保護するため、地域住民と協議し、環境保全と経済活動の両立を目指します。啓発活動を通じて、海洋保護の重要性やサンゴの保全等を市民に広く伝えます。

方針

美しい自然やみどり、多様な生き物をまもります

2-1 公園の整備・保全

11 住み継がれる
まちづくりを15 陸の豊かさも
守ろう

公園の整備や保全、美化活動をとおして、美しい自然を守ります。

市の取組

市民等がいつでも快適に利用できる公園・緑地の整備に努めます。

公園等里親制度により、市民や事業者と協働で公園・緑地の維持管理に努めます。

事業者の取組

公園や緑地の維持管理、美化活動に協力します。

2-2 景観づくりの推進

11 住み継がれる
まちづくりを

うるま市らしい景観や街並みを保全し、住みよい街並みの創出に努めます。

市の取組

「うるま市景観条例」並びに「うるま市景観計画」に基づき、良好な景観づくりを推進します。

事業者の取組

建築物の設計や意匠に関して、「うるま市景観条例」並びに「うるま市景観計画」を踏まえるとともに、周辺の景観との調和を図ります。

2-3 緑地の保全・推進

11 住み継がれる
まちづくりを15 陸の豊かさも
守ろう17 パートナーシップで
目標を達成しよう

市民や事業者と連携し、緑化活動を促進し、緑あふれる街を目指します。

市の取組

通り会や自治会等による花いっぱい運動や生垣等の接道部緑化、壁面緑化、屋上緑化等への支援に努めます。

密集地市街地においては、緑地空間や交差点改良後の余剰スペースを活かしたポケットパーク等を整備するなど緑地の確保に努めます。

事業者の取組

敷地の緑化に努めるとともに、周辺の緑地管理・美化に努めます。

市民等の取組

自宅に植栽や花壇を設置するなど、身の回りの緑化に努めます。

自治会や通り会等と連携し、街路樹等の管理や花いっぱい運動の参加に努めます。

2-4 海岸・河川の美化	14 海の豊かさを守ろう	15 蔦の豊かさも守ろう
---------------------	---------------------	---------------------

うるま市の海岸や河川を保護・保全し、美化に努めます。

市の取組	海岸や河川環境を保全し、安全で親水性の高い河川・海岸づくり、美しい水辺環境づくりに努めます。
事業者の取組	交流の場や自然体験の場として、海岸・河川の利活用に努めます。
市民等の取組	海岸・河川の美化活動に協力します。

2-5 海洋ごみ対策の推進	14 海の豊かさを守ろう
----------------------	---------------------

「海」をうるま市の大切な資源として改めて認識し、海洋ごみ問題について、市・事業者・市民と協働で対応に取り組みます。

市の取組	海洋ごみ削減に向けて、国や県などと連携し、調査・研究を行います。
事業者の取組	海洋ごみ問題に関する情報を市民や事業者に提供し、啓発活動を行います。
市民等の取組	生産活動の際に、ごみの発生を減らす取組を行うとともに、リサイクル可能な素材の使用を検討します。
	海洋ごみを流出・発生させない取組を心掛けて事業活動に取り組みます。
	ごみの分別を徹底するとともに、不必要的プラスチック製品の使用を控えます。
	行政や事業者と協力し、共に海洋保全活動を進めます。

2-6 自然生態系の保全や外来種対策の推進	4 賢い教育をみんなに	15 蔦の豊かさも守ろう
------------------------------	--------------------	---------------------

うるま市の多様な生物の保全を行うための、周知、啓発活動に取り組みます。

市の取組	貴重な在来種生物の保全や、周知、啓発活動を行います。
事業者の取組	国や県と連携し、外来種生物の対策を行います。
市民等の取組	法令を準拠し、貴重な動植物の保全を踏まえた事業活動を行います。
	在来種等の自然生態系の理解に努めます。
	生物を所有する際には、適正な飼育を行います。

2-7 墓地の適正化の検討	 11 住み継がれる まちづくりを	 12 つくる責任 つかう責任
---------------	---	--

無秩序な墓地開発を抑制し、墓地の適正化に取り組みます。

市の取組	<p>個人墓地の散在防止を図るとともに、集合墓地等の整備について、調査研究を行います。</p> <p>管理者のいない無縁墓地の問題について、永代供養の推進や墓じまいを推進すると共に、既存の無縁墓地についても、関係機関と連携し対応に関する調査研究を行います。</p>
事業者の取組 市民等の取組	<p>墓地の設置については法令を遵守するとともに、環境・景観に配慮します。</p>

「うるま市墓地整備基本計画」について

うるま市では、個人墓地の散在化防止や公営墓地の整備など、うるま市の実状にあった墓地行政を推進することを目的として、個人墓地の規制・誘導、市営墓地の整備などの基本的な方向性を定めています。



基本目標 3 環境を学び、みんなで行動するまち

対象範囲

環境教育、市民活動など

現状	<p>【環境教育】 現在、うるま市では、学校を中心に環境教育が積極的に行われており、子供たちが自然を理解し、環境問題についての知識を深める機会が提供されています。</p> <p>【市民活動】 うるま市では、いくつかの市民団体が環境保護活動を行っており、地域に密着した活動が展開されています。清掃活動や植樹活動など、参加型のイベントも実施されています。</p>
課題	<p>【環境教育】 環境教育の取り組みは学校に偏りがちで、地域全体での継続的なプログラムの実施が不足しています。また、大人を対象とした教育の機会が少ないため、世代を超えた知識共有と実践が課題です。さらに、地域特性を活かした教育コンテンツの開発も必要です。</p> <p>【市民活動】 市民活動は一部の団体に依存している傾向があり、参加者の裾野を広げるための仕組み作りが必要です。活動の情報発信が不十分なため、興味があっても参加のきっかけをつかめない市民もいます。また、新たな団体の組成に資する取組や支援なども必要となります。</p>

分野の目標値

	現状値（令和5年度）	目標値（令和12年度）
ボランティア参加人数	12,500 人	↑ 上昇 20,000 人
環境に関する出前講座等の開催数	7 校	→ 現状維持 市内全小中学校

リーディングプロジェクト（重点施策）**うるまサスティナブルプロジェクト****自然観察会の実施、自治会や環境団体等の表彰****【趣旨】**

「うるまサスティナブルプロジェクト」は、うるま市の持続可能な社会の実現に向けて、市民と共に取り組む地域密着型の環境プロジェクトです。このプロジェクトは、地域の自然環境を守り、未来の世代に豊かな自然資源を遺すことを目的としています。そのために、自然観察会の開催や、自治会・環境団体との連携をとおし、市民の環境に対する意識を高め、地域全体での環境配慮活動を推進することを目的としています。

【具体的な取組】**・自然観察会の実施**

自然観察会の実施を通じて、地域住民が地元の自然環境に親しむ機会を提供します。定期的に自然観察イベントを開催し、専門家によるガイドを通じて植物、動物、そして海洋生物の観察を行います。また、地域の子どもたちや家族連れにも参加しやすいプログラムを企画し、自然への理解と関心を高めていただきます。自然環境の繊細さと重要性を学びながら、持続可能な環境保護の意識を育むことを目指します。

・自治会、環境団体等の表彰

自治会や環境団体等による環境保護活動を奨励し、地域主体の環境保全努力を称えるための表彰制度を設けます。この表彰には、革新的な取り組みや長期にわたる貢献を評価するカテゴリーを設置し、受賞団体には表彰状や記念品を授与します。また、受賞団体の活動が他の地域の模範となるよう、事例紹介や成果発表会を開催します。この取り組みを通じて、環境に配慮した持続可能な活動の啓発と普及を図ります。

方針

ひとりひとりが環境を学び、考え、行動にするこころを育みます

3-1 環境保全に関する啓発活動
環境イベント・環境講座・自然観察会の推進

環境保全に対する意識や気運を高める活動を市・事業者・市民と協働で推進します。

市の取組

本市の豊かな自然環境の知る機会を創出するため、広報活動や自然観察会、イベントでの周知活動を行います。

事業者の取組

事業活動の特性や専門性を活かし、環境保全に寄与するように努めます。

市等が実施するイベントや環境学習の機会に参加を行い、自社の取組の発信に努めます。

市民等の取組

地域の清掃活動や自然観察会に参加し、環境への理解と関心を高めます。

3-2 地域活動の組成・活動の促進



地域活動団体との連携・協働をとおし、うるま市の環境美化・保全を推進します。

市の取組

環境保全活動に取り組む団体との連携を強化するとともに、活動の支援を行います。

環境保全活動に取り組む団体の組成を支援します。

地域等が飼い主のいない猫に対して行う TNR 活動（野良猫の繁殖を抑える活動）を支援します。

事業者の取組

環境保全活動に参加し、周辺の環境美化に努めます。

市民等の取組

TNR 活動を理解し、必要に応じて TNR 活動に取り組みます。

基本目標4「カーボンニュートラルと循環型社会を形成するまち」は、
『第5章 うるま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)』に掲載します。

第5章

うるま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

第5章 うるま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

5-1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景

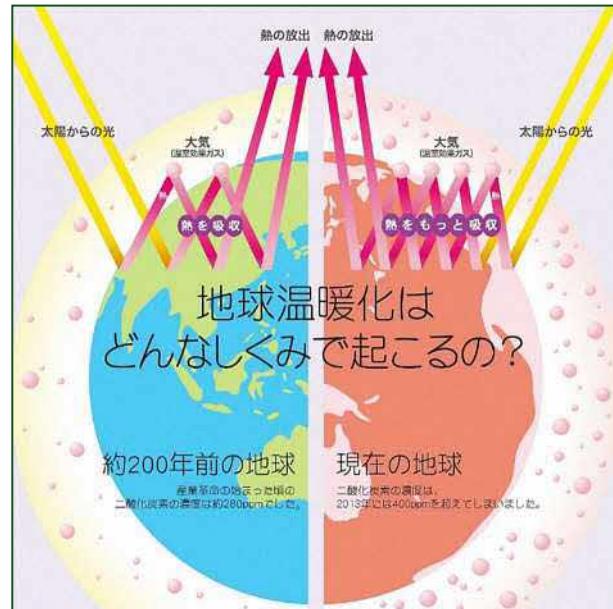
1) 地球温暖化の現状と将来予測

地球温暖化とは、私たちの日常生活や社会活動において、石炭や石油等の化石燃料が大量消費されることなどに伴い、熱を吸収する性質を持つ温室効果ガス（二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、代替フロン類）が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象です。

地球の表面温度は、太陽光により暖められますが、同時に地球から熱（赤外線）を宇宙へ放射することで冷やされてもいます。大気中に含まれる二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスは、地球上の生き物が生存するのに適した温度に保っています。

18世紀半ばの産業革命以降、人間活動により化石燃料の消費が増加する一方で、二酸化炭素（CO₂）を吸収する森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地球規模で気温が上昇し、地球温暖化が進行しています。

令和3（2021）年8月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書（第1作業部会報告書【自然科学的根拠】）では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされ、地球温暖化が人類の活動によって引き起こされていることが明示されました。同報告書によると、世界の平均気温は、産業革命前後（1850～1900年）と比べて、既に1.09°C上昇（2011～2020年）しており、この観測値は過去10万年間で最も温暖だった数百年間の推定気温と比べても前例のないものであるとし、気温の将来予測について、気候政策などの地球温暖化対策を実施しない場合、今世紀末までに平均気温が最大5.7°C上昇すると予測されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図 5-1.1 地球温暖化のメカニズム

2) 地球温暖化に関する世界の動向

平成27（2015）年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、2020年以降の新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求することが掲げられました。

平成30（2018）年10月に公表されたIPCCの「1.5°Cの地球温暖化による影響等に関する特別報告書（1.5°C特別報告書）」では、気温上昇を1.5°Cに抑えるには、世界のCO₂排出量を2050年前後には実質ゼロに抑える必要があること、現在の水準で排出量が増加し続けると、令和12（2030）年から令和34（2052）年までの間に気温上昇が1.5°Cに達する可能性が高いことや、2°C上昇した場合には、一部の生態系の喪失などの不可逆的な影響が生じる可能性があることが示されました。

令和3（2021）年10、11月にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26では、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5°Cに抑えることを世界全体の長期的な目標とすること、そのためには、世界全体のCO₂排出量を2030年までに2010年比で45%削減し、今世紀半ばには実質ゼロにする必要があることが合意されました。

3) 地球温暖化に関する国内の動向

平成28（2016）年5月、国は「パリ協定」を踏まえた新たな「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス削減目標として「令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比26%削減」を掲げました。

令和2（2020）年10月、菅総理大臣は所信表明演説において、令和32（2050）年までに国内の温室効果ガス排出を全体としてゼロ、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

令和3（2021）年10月、「地球温暖化対策計画」が改定され、同年4月に国として表明した、「令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比46%削減、さらに50%の高みを目指して挑戦を続けていく」ことを計画の中で掲げました。

4) 地球温暖化に関する沖縄県内の動向

沖縄県では、令和3（2021）年3月に「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県気候変動適応計画）」を策定し、中期目標として温室効果ガスを「2030 年度において 2013 年度比 26%削減」、長期目標として「2050 年度に向けて温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す」ことが掲げられました。また、気候変動適応法に基づき、「沖縄県気候変動適応計画」を併せて策定しています。

その後、国の「地球温暖化対策計画」の改定等を踏まえ、令和



出典：沖縄県

5（2023）年に中期目標を改定しました。なお、本県は、他都道府県とは異なる特殊事情（エネルギー供給の地理的・地形的・需要規模の制約から火力発電に頼らざるを得ない電源構成となっていること、吸収源としての管理森林も限られているなど）を有していることを踏まえ、改定前の「2030年度において2013年度比26%削減」を意欲的目標として位置づけ、新たに挑戦的目標として「2030年度において2013年度比31%削減」を明記しました。

（2）地球温暖化による影響

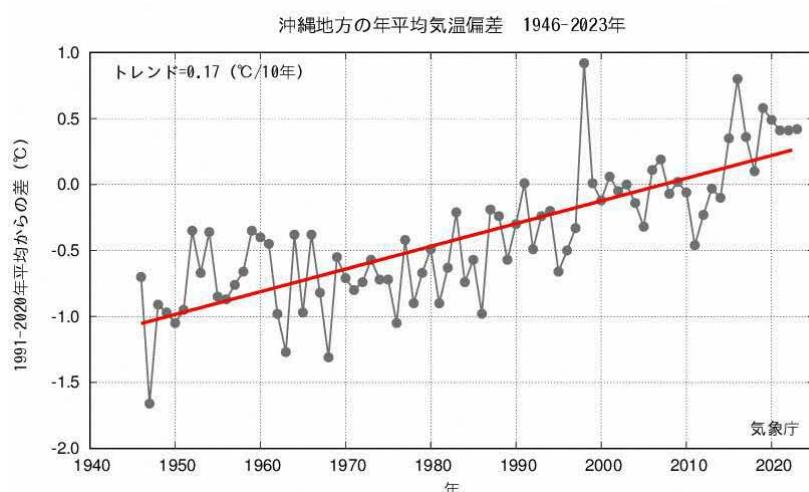
1) 気候変動の現状と将来予測

①気候変動の現状

沖縄地方における気候の現状や経年変化について、沖縄気象台の「沖縄地方のこれまでの気候の変化（観測成果）」（沖縄気象台ウェブサイト）から、その概要を以下に示します。

a. 年平均気温の推移

沖縄地方の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しています。

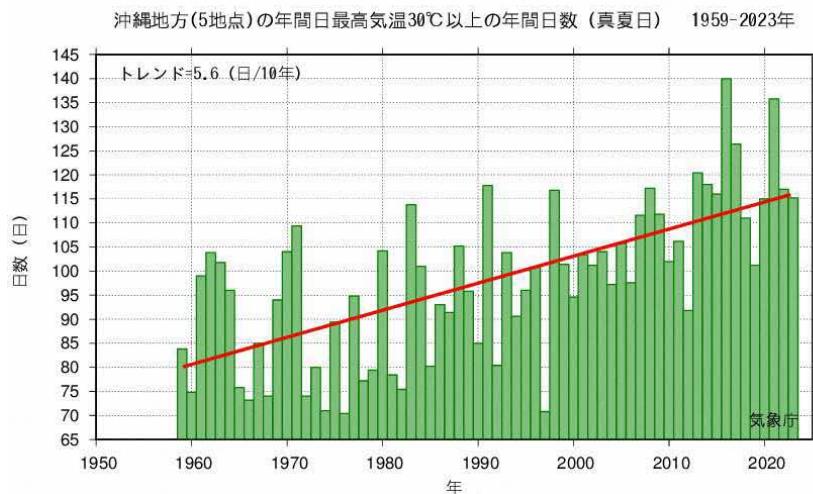


注：折れ線（黒）は各年の値、直線（赤）は長期変化傾向（信頼水準90%以上ののみ）を示す。

図5-1.2 沖縄地方の年平均気温の推移

b.真夏日の年間日数の長期変化傾向

沖縄地方の真夏日の年間日数は、長期的に増加しています。

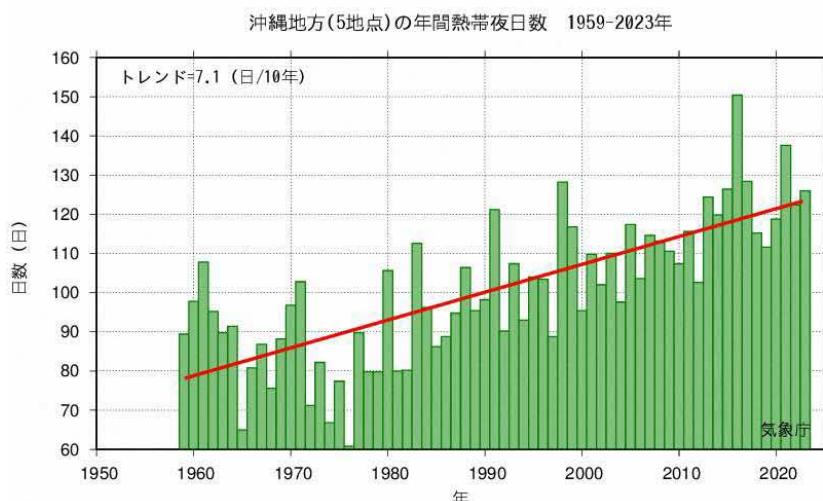


注：棒グラフ（緑）は各年の値、直線（赤）は長期変化傾向（信頼水準90%以上のみ）を示す。

図 5-1.3 真夏日の年間日数の長期変化傾向

c.熱帯夜の年間日数の長期変化傾向

沖縄地方の熱帯夜の年間日数は、長期的に増加しています。



注：棒グラフ（緑）は各年の値、直線（赤）は長期変化傾向（信頼水準90%以上のみ）を示す。

図 5-1.4 热帯夜の年間日数の長期変化傾向

d.年降水量の経年変化

沖縄地方の年降水量に有意な変化傾向はみられません。

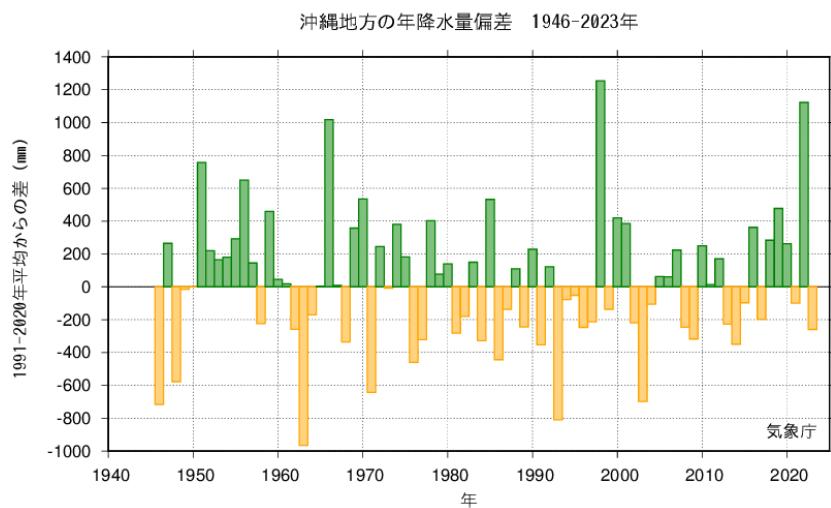


図 5-1.5 沖縄地方の年降水量の経年変化

e.年降水量の経年変化

日降水量 100mm 以上の年間日数の経年変化は、統計的に有意な変化傾向はみられません。

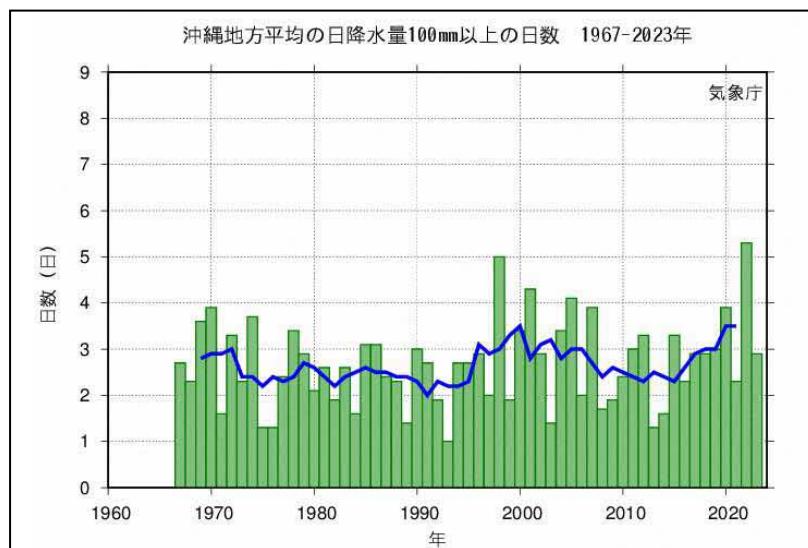


図 5-1.6 日降水量 100mm 以上の年間日数の経年変化

f.海面水温の経年変化

沖縄周辺の海域の年平均海面水温は、長期的に上昇しています。

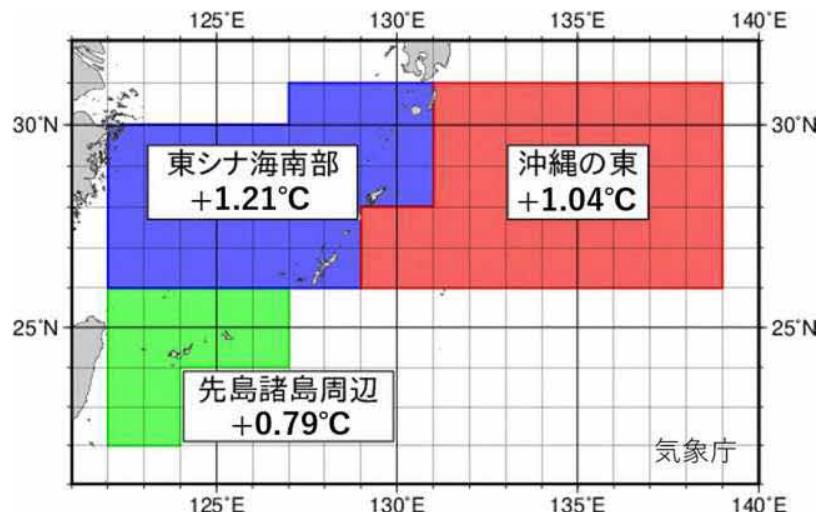
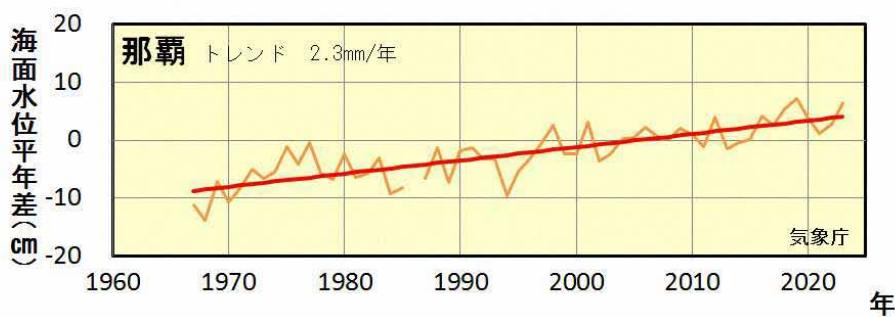


図 5-1.7 沖縄地方の年降水量の経年変化

g.海面水位の経年変化

那覇における年平均海面水位は、統計開始以降、上昇しています。



注：橙の細線：年々の値、赤の直線：長期変化傾向（信頼水準 90%以上で有意な長期変化傾向がある場合のみ表示）。

図 5-1.8 海面推移（那覇）の経年変化

②気候変動の将来予測

沖縄気象台の「沖縄地方のこれから気候の変化（将来予測）」（沖縄気象台ウェブサイト）から、その概要を以下に示します。

a.平均気温の将来予測

沖縄地方の年平均気温は、20世紀末に比べて、21世紀末には4°C上昇シナリオで約3.3°C、2°C上昇シナリオで約1.0°C上昇すると予測されます。

b.真夏日の年間日数の将来変化

沖縄地方の真夏日の年間日数は、20世紀末に比べて、21世紀末には4°C上昇シナリオで約92日、2°C上昇シナリオで約32日増加すると予測されます。

c.猛暑日の年間日数の将来変化

沖縄地方の猛暑日の年間日数は、20世紀末に比べて、21世紀末には4℃上昇シナリオで約57日、2℃上昇シナリオで約2日増加すると予測されます。

d.熱帯夜の年間日数の将来変化

沖縄地方の熱帯夜の年間日数は、20世紀末に比べて、21世紀末には4℃上昇シナリオで約97日、2℃上昇シナリオで約35日増加すると予測されます。

e.沖縄県の年降水量の将来変化

沖縄地方の年降水量は、20世紀末に比べて、21世紀末には2℃上昇シナリオで約309mm増加すると予測されます。4℃上昇シナリオでは、有意な変化は予測されていません。ただし、4℃上昇シナリオに比べて、2℃上昇シナリオの方が変化が大きく、不確実性が大きいと考えられます。

f.海面水温の将来変化

21世紀末の沖縄地方は、20世紀末と比べて、沖縄近海の海面水温は4℃上昇シナリオで約3℃、2℃上昇シナリオで約1℃上昇します。

沖縄周辺海域の海面水温の将来変化[°C]

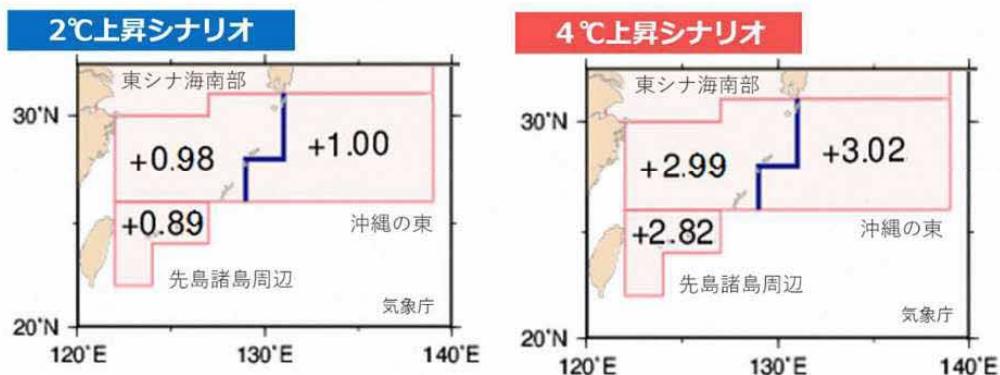


図 5-1.9 海面水温の将来変化

4℃上昇シナリオ (RCP8.5) : 21世紀末※の世界平均気温が工業化以前と比べて約4℃上昇。

追加的な緩和策を取らなかった世界に相当。

2℃上昇シナリオ (RCP2.6) : 21世紀末※の世界平均気温が工業化以前と比べて約2℃上昇。

パリ協定の2℃目標が達成された世界に相当。

※2081～2100 年平均

③気候変動による影響

うるま市において、現在及び将来想定される気候変動の影響が大きいと想定される分野や項目について、「沖縄県気候変動適応計画（改定版）」（2023年、沖縄県）を参考に整理しました。

表 5-1.1 (1) うるま市において現在及び将来想定される気候変動の影響

項目	細目	現在の影響及び将来想定される影響
農業	野菜等	適正な品種選択を行うことで、栽培そのものが不可能になる可能性は低いと想定されるものの、さらなる気候変動が、野菜等の計画的な生産・出荷を困難にする可能性があります
	果樹	マンゴーは秋冬期の高温により着花着果の不良が発生することが予測されています。
	畜産	気温上昇などにより家畜（牛、豚、鶏等）の生産能力、繁殖機能の低下が予測されています。
	病害虫・雑草等	高温による一部の病害虫の発生増加や長期化するなど、気温上昇による被害増大の影響が指摘されています。
農業・林業・水産業	農業生産基盤	集中豪雨の増加は、地下水供給の増加、斜面災害の多発を引き起こし、農地農業用施設への影響が懸念されています。 集中豪雨の増加は、農地からの耕土流出が増えることで農地の劣化を招き、河川及び沿岸生態系への影響が懸念されています。
	回遊性魚介類（魚類等の生態）	高水温が要因とされる分布・回遊域の変化が報告され、漁獲量が減少した地域もあり、本県においても、マグロ類やカツオ類、ソティカ等の影響が懸念されています。
水産業	増養殖等	養殖魚類の産地については夏季の水温上昇、モズク養殖業については冬場の気温上昇により、養殖不適になる海域が出ると予測されています。 また、未知の疾病の侵入などが危惧されています。
	沿岸域・内水面漁場環境等	サンゴ礁や海草藻場類の減少に伴う水産資源への影響が懸念されています。

表5-1.1（2） うるま市において現在及び将来想定される気候変動の影響

項目	細目	現在の影響及び将来想定される影響	
水環境・水资源	水環境	河川	気候変動による降水量の増加は土砂の流出量を増加させ、河川水中の濁度の上昇をもたらす可能性があります。
	水资源	水供給 (地表水)	気候変動により将来的に少雨が続くことも想定されています。 入域観光者数の増加に伴い水使用量が増加すると予想される中、気候変動による無降水日の増加により水不足が発生することが懸念されています。
自然生態系	沿岸生態系	亜熱帯	高水温によるサンゴの白化現象、集中豪雨による赤土等の流出が、サンゴ礁生態系に影響を及ぼすことが懸念されています。
	その他	分布・個体群の変動 (在来生物)	RCP2.6で予測される2050年までに2℃を超える気温上昇を仮定した場合、全球で3割以上の種が絶滅する危険があると予測されています。
		分布・個体群の変動 (外来生物)	侵略的外来生物の侵入及びそれらの定着確率が気候変動により高まることが懸念されています。
	生態系サービス	サンゴ礁によるEco-DRR ※機能等	サンゴ礁の消失による防災機能の劣化・喪失が懸念されています。
自然災害・沿岸域	河川	洪水・内水	土地開発による透水面積の低下が進み、雨水流出が増大し、集中豪雨による水害が多発することが懸念されています。 台風の大型化・強力化に伴う被害の増加の可能性があります。
	沿岸	海面水位の上昇	気候変動による海面水位の上昇が進んだ場合、砂浜消失が懸念されるほか、津波や高潮による危害の区域を見直す影響があります。
		高潮・高波	海面水位の上昇が進む場合、設計水位を見直す必要が生じてきます。
		海岸侵食	海面水位の変動が生じる場合、海岸保全施設の設計を見直す必要が生じてきます。

※Eco-DRR : Ecosystem-based Disaster Risk Reduction、生態系を活用した防災・減災機能の意味

表 5-1.1 (3) うるま市において現在及び将来想定される気候変動の影響

項目	細目	現在の影響及び将来想定される影響	
自然災害・沿岸域	山地	土石流・地すべり等	長雨や集中豪雨による土砂災害発生の危険度が高まることが懸念されています。 土砂災害が生ずるおそれのある住宅区域への影響が懸念されています。
健康	暑熱	死亡リスク等	熱ストレス超過死亡数は、年齢層に関わらず、全ての県で2倍以上になると予測されています。
		熱中症等	従来の感覚での暑さ対策では不十分で、長期間にわたって健康を損ねたり、死亡事故につながる危険性が高くなっています。
	感染症	熱帯性感染症	気候変動の影響により熱帯性の感染症が定着、拡散する可能性があります。
産業・経済活動	観光業	海洋観光	海面上昇により砂浜が減少することで、海洋スポーツや自然観光に影響を与えると予測されています。
国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン	水道・交通等	気候変動による短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等が進めば、インフラ・ライフラインに対する影響の増大が懸念されています。
	その他	暑熱による生活への影響等	気温上昇による、生物多様性の減少が懸念されています。 将来的に気温上昇による熱中症対策の増加等の可能性があります。

(3) 計画期間・基準年度・目標年度・現況年度

本計画の計画期間、基準年度、目標年度及び現況年度を表5-1.2に示します。

表 5-1.2 本計画の計画期間、基準年度、目標年度及び現況年度

計画期間	令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間
基準年度	平成25（2013）年度
目標年度	令和12（2030）年度
現況年度	令和4（2022）年度

(4) 対象とする温室効果ガス・対象部門・CO₂吸収量

温対法で定める7種類のうち、本計画において対象とする温室効果ガスを表5-1.3に示します。

表 5-1.3 対象とする温室効果ガスの種類

ガスの種類	地球温暖化係数	主な排出源	算定対象
二酸化炭素 (CO ₂)	1	化石燃料の燃焼 廃棄物（プラスチック、合成繊維）の焼却 工業プロセス（セメント製造）等	○
メタン (CH ₄)	25	農業（家畜の腸内発酵、稻作） 廃棄物の埋め立て等	○
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	農業（農業用地の土壤（肥料）、家畜排泄物） 化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却等	○
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1,430 など (HFC-134a)	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス等	○
パーフルオロカーボン (PFC)	7,390 など (PFC-14)	半導体の製造プロセス 金属洗浄の溶剤等	
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	22,800	電気の絶縁体等	○
三ふつ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体の製造プロセス等	

資料 温室効果ガスの種類：温対法第2条第3項及び温対法施行令第1条・第2条

地球温暖化係数：温対法施行令第4条

地球温暖化係数とは、各温室効果ガスの温室効果の強さがその種類によって異なっていることを踏まえ、二酸化炭素を1（基準）として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したものです。

主な排出源、用途：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト参考

本計画において対象とする部門を表5-1.4に示します。

表 5-1.4 対象部門

部門	部門の内訳
産業	農業、林業、水産業、鉱業、建設業、製造業（工場等の部分のみ対象、事務所等は民生業務部門に該当）
運輸	自動車（トラック、バス、タクシー、自家用車）、二輪車、船舶
民生家庭	住宅（戸建住宅、共同住宅、併用住宅）
民生業務	住宅や工場以外の事業所等の建物（役所、事務所、学校、病院、宿泊施設等）
工業プロセス	算定対象外（うるま市内に対象となる工場等がないため）
廃棄物	一般廃棄物の中の化石燃料由来（プラスチック、化学繊維等）の焼却 産業廃棄物は、算定対象外（うるま市内における排出量が極めて少ないため）

森林には、生物多様性保全、土砂災害防止、水源涵養、保健休養の場の提供などの機能に加え、二酸化炭素の吸収やバイオマスの生産といった機能があります。また、植物の光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収する農地や、都市公園のようなまちなかの緑にも二酸化炭素吸収源としての機能があります。

本市におけるCO₂吸収量の対象は、表5-1.5に示す森林、農地土壤及び都市緑化等とします。

表 5-1.5 CO₂吸収量の対象

対象
森林、農地土壤、都市緑化等

5-2 うるま市における温室効果ガス排出量の現状及び課題

（1）温室効果ガス排出量の現状

1) 基準年度からの推移

基準年度である平成25（2013）年度は759.3千トン、令和4（2022）年度は721.6千トンとなっています。令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が停滞したことにより排出量が減少しましたが、令和4（2022）年度は経済活動が回復してきたことにより増加しています。

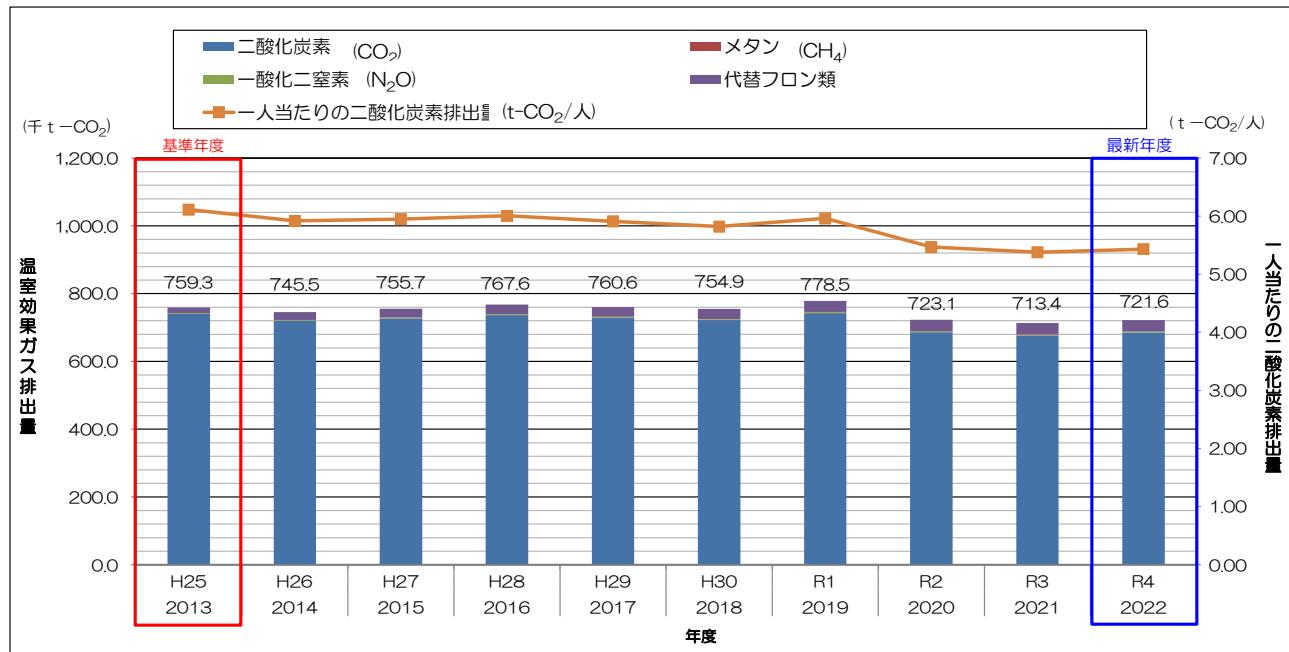


図 5-2.1 うるま市における温室効果ガス排出量の推移

表 5-2.1 うるま市における温室効果ガス排出量の推移

区分	年度	基準年度										最新年度				単位：千 t -CO ₂	
		2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	基準年度比	前年度比	増減量	増減率	増減量	増減率
二酸化炭素 (CO ₂)		739.7	719.3	726.5	736.9	728.5	721.9	742.4	685.7	676.1	684.6	-55.1	-7.4%	85	1.3%		
メタン (CH ₄)		0.7	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7	0.1	10.1%	0.01	1.6%		
一酸化二窒素 (N ₂ O)		2.4	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.5	2.5	2.5	0.1	4.8%	-0.0	-0.1%		
代替フロン類		16.5	23.1	26.0	27.4	28.8	29.7	32.7	34.1	34.1	33.7	17.2	104.4%	-0.4	-1.0%		
合 計		759.3	745.5	755.7	767.6	760.6	754.9	778.5	723.1	713.4	721.6	-37.7	-5.0%	8.2	1.1%		
2013年度比		100.0%	98.2%	99.5%	101.1%	100.2%	99.4%	102.5%	95.2%	94.0%	95.0%						
前年度からの伸び率 (%)		-	-1.8%	1.4%	1.6%	-0.9%	-0.8%	3.1%	-7.1%	-1.3%	1.1%						
一人当たりの二酸化炭素排出量 (t-CO ₂ /人)		6.12	5.92	5.95	6.01	5.91	5.82	5.97	5.47	5.38	5.43						

県温室効果ガス排出量										国温室効果ガス排出量							
単位：万 t -CO ₂										単位：百万 t -CO ₂							
1,255.4										1,407.3							
1,253.8										1,357.8							

2) 部門別・燃料種別の二酸化炭素排出量

部門別の二酸化炭素排出量は、最新年度の令和4（2022）年度では、民生業務部門が234.6千トン（34.3%）と最も大きく、次いで民生家庭部門が225.4千トン（32.9%）、運輸部門が148.2千トン（21.6%）となっています。

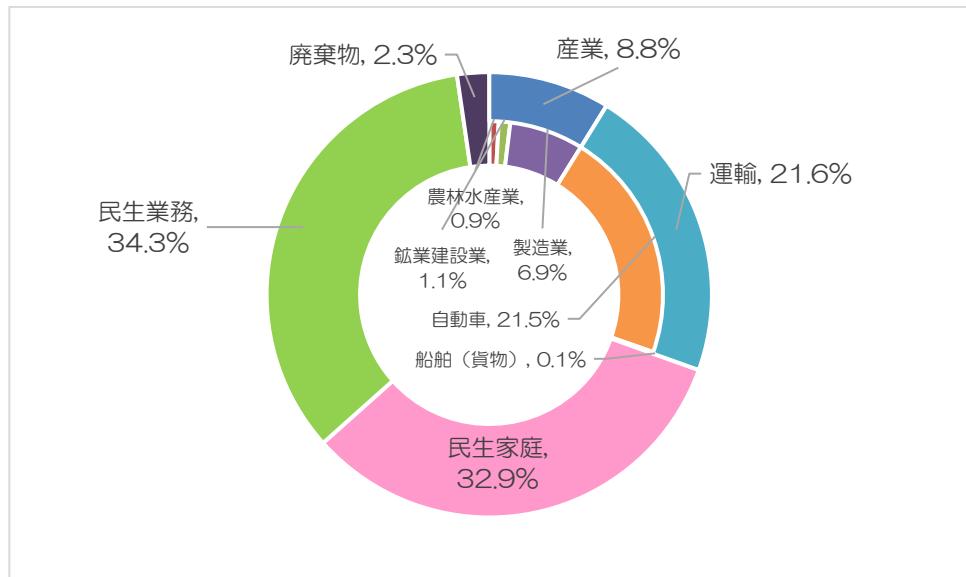


図 5-2.2 二酸化炭素排出量の割合（令和4（2022）年度）

部門別の二酸化炭素排出量構成比の推移をみると、廃棄物部門を除く部門では令和2（2020）年度で減少していましたが、令和4（2022）年度は増加に転じています。

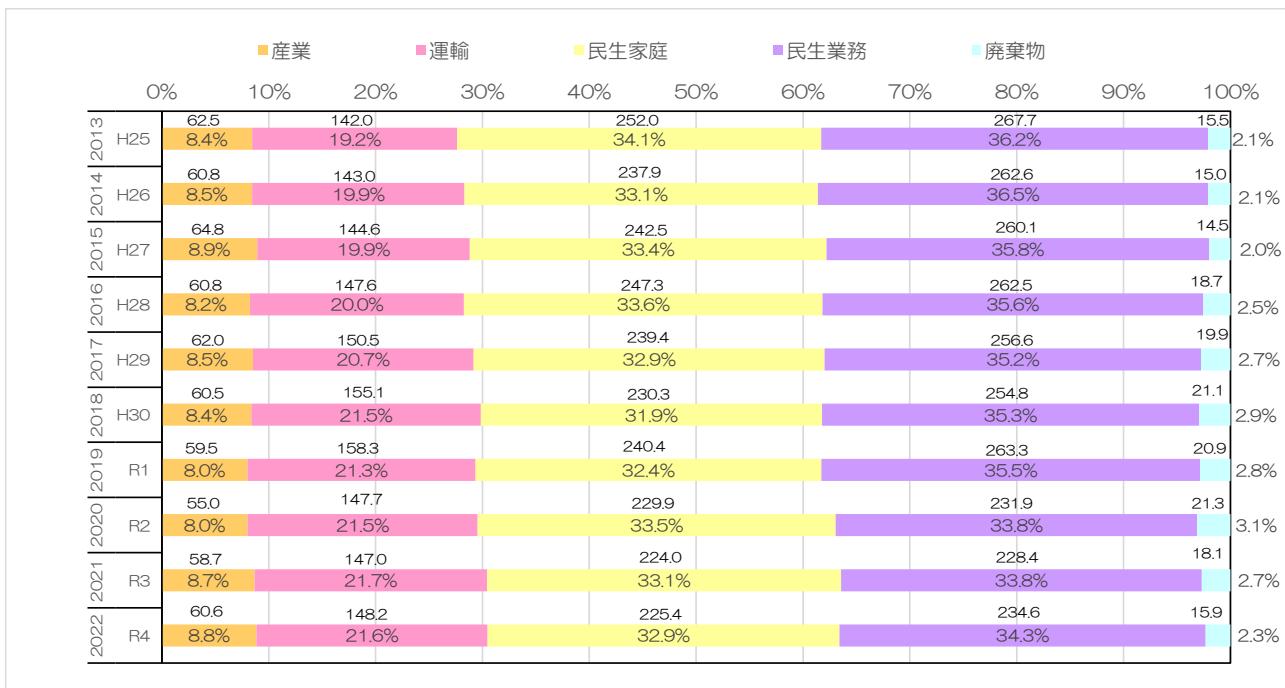


図 5-2.3 部門別の二酸化炭素排出量構成比の推移

第5章 うるま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

燃料種別では、電力が67%と最も大きく、次いでガソリンが21%となっています。

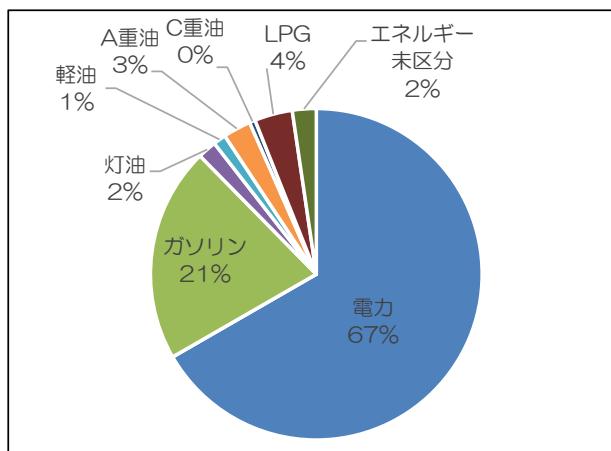


図 5-2.4 燃料種別の二酸化炭素排出量の構成比（令和4（2022）年度）

3) CO₂ 吸収量

京都議定書で認められた吸収源活動である森林吸収源対策、農地土壤炭素吸収源対策及び都市緑化等について、二酸化炭素の吸収量を推計しました。本市の令和4（2022）年度における二酸化炭素の吸収量については、森林吸収量によるものが2.7千t、農地土壤炭素吸収量によるものが0.5千t、都市緑化等吸収量によるものが1.2千tとなり、その合計は4.4千tと推計されました。

表 5-2.2 うるま市におけるCO₂吸収量の推移

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
森林吸収量	2.8	3.3	3.1	3.0	3.0	3.0	2.7	2.8	2.8	2.7
農地土壤吸収量	0.4	0.1	0.2	0.4	0.6	0.8	0.7	0.7	0.8	0.5
都市緑化等吸収量	1.0	1.5	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.1	1.0	1.2
吸収量合計	4.2	4.9	4.8	4.8	5.0	5.1	4.7	4.5	4.6	4.4

※1 森林吸収源対策の対象は、1990年以降の人為活動が行われた森林で、「森林経営」（森林を適切な状態に保つために森林施業（造林、保育、伐採等））が行われている森林である。人の手が入らない天然生林は対象外とする。

※2 森林吸収源対策による吸収量については、国の吸収量に森林面積のうるま市・全国の比を乗じて推計

※3 農地土壤炭素吸収源対策による吸収量については、国の吸収量に農地面積のうるま市・全国の比を乗じて推計

※4 都市緑化等による吸収量については、国の吸収量に公園面積のうるま市・全国の比を乗じて推計

注) 四捨五入表記の関係で、合計値が必ずしも一致しないことがある。

（2）温室効果ガス排出量の削減に向けた課題

温室効果ガス排出量の削減に向けて、以下のような課題が挙げられます。

●部門別・燃料種別の課題

- ・部門別では、運輸部門で増加傾向にあることから、温室効果ガスの削減に向けた対策が課題となっています。
- ・燃料種別では、電力が67%を占めており、民生業務部門や民生家庭部門における省エネや再生可能エネルギーの導入促進による電力消費量の削減が課題となっています。

●再生可能エネルギー等の促進

- ・事業者・市民等の太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入を支援していくことが重要です。また、太陽光発電等による効果が目で見てわかるように、エネルギーの「見える化」を進めることなどにより、事業者や市民等の取組意識を高めていくことが重要です。
- ・PPA（Power Purchase Agreement：電力販売契約）などの第三者所有モデルを活用し、既存公共施設への太陽光発電設備や太陽熱利用設備などの設置を推進する必要があります。

●省エネルギー等の促進

- ・照明設備、空調・換気設備、熱源設備、動力設備などの定期的な点検・清掃・保守を実施し、機器の性能や運転効率を維持する必要があります。
- ・設備機器の導入や建物の更新時は、省エネ性能の高いものを検討する必要があります。

●低炭素なまちづくり

- ・自動車からの温室効果ガス排出量を削減するため、公共交通機関の利便性向上やガソリン車から電動車への乗り換えを進めることができます。
- ・市街地では、地域の魅力や価値の創出、市民の健康づくりや観光客などによる回遊性の創出を図るため、道路空間の活用や、歩行者・自転車ネットワークの形成を推進する必要があります。

●循環型社会の形成

- ・令和5（2023）年度における一人あたりのごみ排出量は843g/人・日であり、令和3（2021）年度以降、減少傾向にはあるものの、目標である令和12（2030）年度の580g/人・日には、さらなるごみ排出量の削減に向けた取組の強化が必要です。

●その他

- ・適応策に対する市民や事業者の理解や行動を促し、気候変動のリスクや適応に関する情報を収集・発信することが必要です。
- ・気候変動による影響への適応及びヒートアイランド対策の2つの観点から、気象災害、健康への影響等に関する知識の普及啓発、暑熱対策等を進めていくことが必要です。

5-3 温室効果ガス排出量の削減目標及び将来予測

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画における温室効果ガス排出量の削減目標を表5-3.1に示します。

中期目標については、「基準年度（平成25（2013）年度）比 26%の削減を目指す」とします。

また、長期目標については、「2050年の温室効果ガス実質排出量ゼロを目指す（脱炭素社会の実現）」とします。

表 5-3.1 温室効果ガス排出量の削減目標

	目標年度	温室効果ガス排出量の削減目標
中期目標	令和 12 年度 (2030 年度)	基準年度（平成 25（2013）年度）比 26%の削減を目指す
長期目標	令和 32 年度 (2050 年度)	温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す (脱炭素社会の実現)

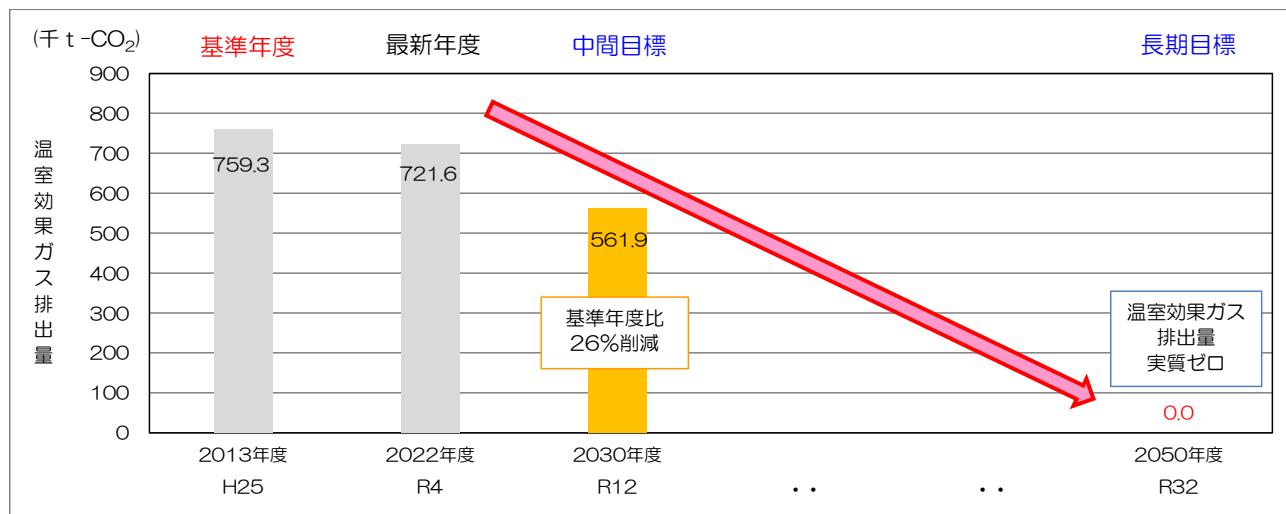


図 5-3.1 温室効果ガス排出量の削減目標のイメージ

(2) 温室効果ガス排出量の将来予測

本市の温室効果ガス排出量の将来予測結果（追加的な対策を見込まないまま推移した場合（BAU）：現状すう勢ケース）*を図5-3.2及び表5-3.2に示します。

今後、追加的な対策を見込まないまま推移した場合の令和12（2030）年度の排出量を推計しました。

令和12（2030）年度における温室効果ガス排出量は717.6千トンとなり、基準年度の平成25（2013）年度よりも41.7千トン（5.5%）減少します。

なお、部門別における令和4（2022）年度比では、産業部門、民生家庭部門及び廃棄物部門で減少し、運輸部門と民生業務部門で増加すると予測しました。

温室効果ガス排出量が増加した要因としては、運輸部門では自動車保有台数と船舶（貨

物) が、民生業務部門では床面積が増加すると予測しました。

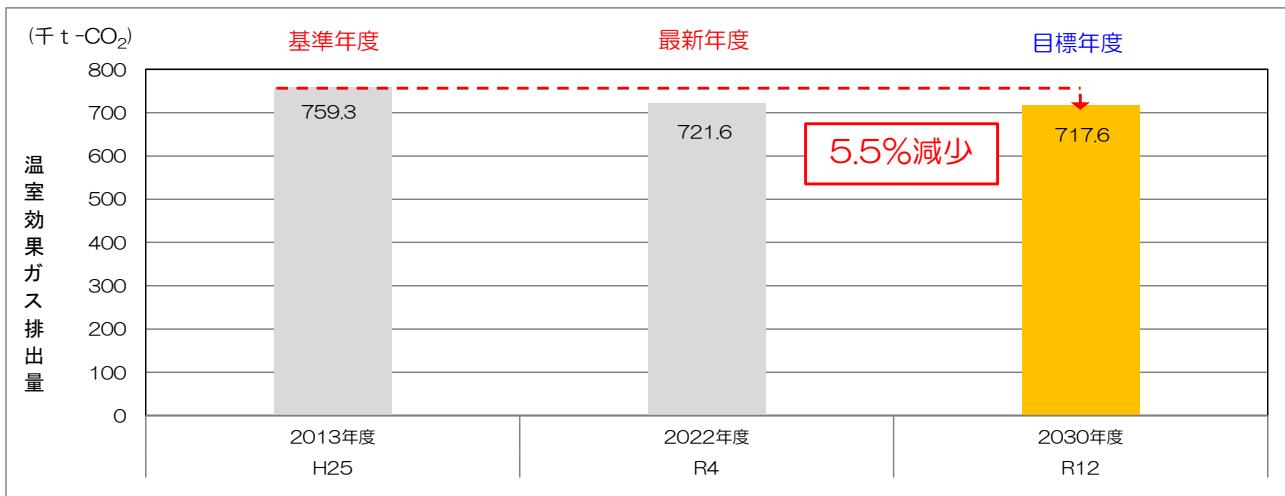


図 5-3.2 将来予測結果 (BAU : 現状すう勢ケース)

表 5-3.2 将来予測結果 (BAU : 現状すう勢ケース)

部門	区分	単位	基準年度			目標年度		単位 : 千 t -CO ₂	
			H25	R4	R12	目標年度 (R12)			
						基準年度比	R4年度比	増減	増減率
産業	部門計	tCO ₂	62.5	60.6	54.5	-8.0	-12.8%	-6.1	-10.1%
運輸	部門計	tCO ₂	142.0	148.2	155.2	13.2	9.3%	7.0	4.7%
民生家庭	部門計	tCO ₂	252.0	225.4	216.4	-35.6	-14.1%	-8.9	-4.0%
民生業務	部門計	tCO ₂	267.7	234.6	238.7	-29.1	-10.9%	4.0	1.7%
廃棄物	部門計	tCO ₂	15.5	15.9	15.2	-0.3	-1.8%	-0.6	-4.0%
二酸化炭素(CO ₂)合計		tCO ₂	739.7	684.6	680.0	-59.7	-8.1%	-4.7	-0.7%
メタン(CH ₄)合計		tCO ₂	0.7	0.7	0.7	0.1	8.1%	-0.01	-1.8%
一酸化二窒素(N ₂ O)合計		tCO ₂	2.4	2.5	2.5	0.1	5.0%	0.0	0.2%
その他3ガス (HFCs, SF ₆) 合計		tCO ₂	16.5	33.7	34.4	17.9	108.2%	0.6	1.9%
合計		tCO ₂	759.3	721.6	717.6	-41.7	-5.5%	-4.0	-0.6%

※BAU : 現状すう勢ケースとは、追加的な地球温暖化対策を実施しなかった場合の将来の温室効果ガス排出量のことです。

(3) 中期目標の部門別の削減見込量

各部門の取組から、中期目標の令和12 (2030) 年度における削減見込量を推計しました。その結果、令和12 (2030) 年度における削減見込量は197.4千トンと見積もりました。

これは、基準年度 (平成25 (2013) 年度) の排出量759.3千トンから26%の削減となります。

第5章 うるま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

表 5-3.3 中期目標の部門別の削減見込量

部門	関連する主な対策	削減見込量 (千t-CO ₂)
産業	製造業における省エネ対策の推進	0.8
	国、沖縄県の施策及び脱炭素社会に向けた技術等の導入 *1	2.5
	小計	3.3
運輸	PHV・EVへの切替	12.7
	次世代自動車の普及促進	4.9
	HV（乗用車等）への切替（乗用車等）	20.5
	HV（軽自動車）への切替（軽自動車）	9.7
	エコドライブ等の普及促進	7.3
	国、沖縄県の施策及び脱炭素社会に向けた技術等の導入 *1	55.1
民生家庭	HEMSの普及推進	11.2
	新築公共施設における省エネルギー型や低炭素型の建築物の導入推進	3.1
	家庭用燃料電池の普及促進	8.3
	家庭における高効率な省エネルギー機器導入に向けた普及啓発	12.7
	高効率ICT機器の普及啓発	9.6
	国民運動「デコ活」の推進強化	10.2
	国、沖縄県の施策及び脱炭素社会に向けた技術等の導入 *1	55.1
	小計	
民生業務	BEMSの普及推進	9.6
	LED等の高効率照明設備の普及促進	7.1
	省エネルギー型事業活動の推進強化	6.3
	国、沖縄県の施策及び脱炭素社会に向けた技術等の導入 *1	11.3
	小計	34.3
廃棄物	廃棄物の発生抑制等の推進	4.2
	廃棄物の再生利用等の推進	4.2
	小計	
フロン類	国、沖縄県の施策及び脱炭素社会に向けた技術等の導入 *1	1.6
	小計	
削減量総計（2030年度BAU比）		153.7
削減量総計（2013年度比）*2		197.4

*1：2030年度までに国及び沖縄県の施策による効果と、削減への寄与が期待される新たな技術導入等の社会実装分を想定している。複数部門にまたがって効果が得られるため、見込まれる削減量を各部門に振り分けている。

*2：削減量総計（2013年度比）＝基準年度総排出量(2013年度)－2030年度BAU削減後の排出量

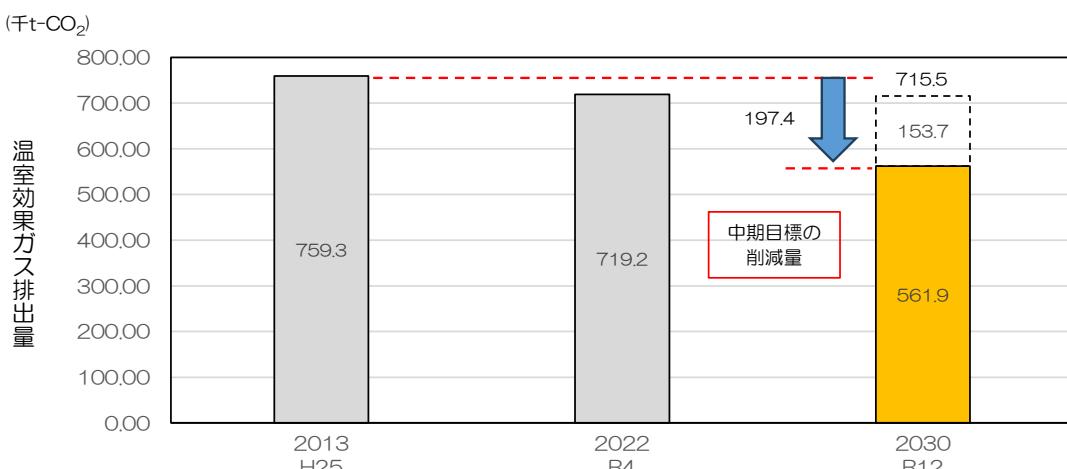


図 5-3.3 中期目標の部門別の削減見込量

5-4 削減目標達成に向けた取組（緩和策・適応策）

基本目標 4 カーボンニュートラルと循環型社会を形成するまち

対象範囲

地球温暖化（緩和策、適応策）、再生可能エネルギー、省エネルギー、緑化など

現状	<p>【地球温暖化】 うるま市における温室効果ガス排出量は、基準年度（平成 25（2013）年度）と比較して 5.3% 減少し、部門別においては産業部門、民生家庭部門、民生業務部門で減少していますが、国の掲げる 46% 削減目標に向けてさらなる削減が求められています。</p> <p>【再生可能エネルギー】 中城湾港新港地区工業団地内に、PKS(パーム椰子殻)・木質ペレットを主燃料とした沖縄県内で最大規模のバイオマス発電施設である「中城バイオマス発電所」が 2021 年 7 月に商業運転を開始しました。</p>
課題	<p>【地球温暖化】 一人ひとりが低炭素型のライフスタイルに転換を図るとともに、家庭や事業所で高効率設備の導入による省エネルギー化を更に進めることが必要です。 自動車からの温室効果ガス排出量を削減するため、公共交通機関の利便性向上やガソリン車から電気自動車等への乗り換えを進めることが必要です。</p> <p>【再生可能エネルギー】 限られた導入ポテンシャルを最大限活用し、太陽光発電設備等を追加導入していくことが求められています。</p>

分野の目標値

	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 12 年度）
一人当たりごみ排出量	843g/人・日	減少 → 580g/人・日
リサイクル率	14.0%	上昇 → 22%以上
太陽光発電導入件数	4,328 件	上昇 → 5,677 件
太陽光発電導入容量	56,796kW	上昇 → 66,064kW

リーディングプロジェクト（重点施策）

うるまゼロカーボンプロジェクト

カーボンニュートラルシティー宣言の実施・施策の展開

【趣旨】

うるま市は、県内で6番目の面積を有し、恵まれた自然環境と市街地が連なる本島地区と企業立地が進む中城湾港新港地区や島しょ地域などで構成されています。

国が指定する重点港湾である中城湾港と重要港湾の金武湾港のほか、発電所や油槽所が立地していることから、県内のエネルギー供給の拠点ともなっています。

これらを活用し、環境と調和した脱炭素社会を実現し、自然豊かなうるま市を未来へ受け継ぐとともに、将来世代の命を守るために気候変動対策に取り組みます。

【具体的な取組】

- 人々の暮らしと調和し、地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用と二酸化炭素吸収源となるブルーカーボンを活用した脱炭素の取組を推進
- 省エネルギーへの転換と二酸化炭素排出量削減のために「デコ活アクション」の実践によるライフスタイルの変革を推進
- SDGs が掲げる持続可能な社会を目指し、気候変動の影響に備えたまちづくりを推進

方針

暮らし・事業活動・建物の脱炭素化をすすめます

施策の方向性と具体的な取組み



4-1 再生可能エネルギー、新エネルギーの導入推進

脱炭素社会の実現のため、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して、再生可能エネルギー、新エネルギーの導入を進め、二酸化炭素排出量の大幅な削減を推進します。

脱炭素社会実現に向け、市内における再生可能エネルギー・新エネルギーの導入に向けた調査・研究を行い、導入を促進する市独自の支援策についても検討を行います。

太陽光発電・太陽熱システム等の普及啓発に努めます。

市の取組

太陽光発電・太陽熱システム等の公共施設への導入に努めます。

バイオ燃料の利活用を検討します。

燃料電池車（FCV）や産業分野、電力等の水素利用が可能となる「地産地消型」の水素モデル構築を推進します。

太陽光発電・太陽熱システム等の設備の導入を検討します。

事業者の取組

木質バイオマスの利用を検討します。

再生可能エネルギー設備の導入を検討します。

市民等の取組

太陽光発電・太陽熱システム等の設備の導入を検討するとともに、蓄電池を活用し、創・蓄エネに努めます。

うるま市と沖縄電力株式会社との包括連携協定について
～地域の脱炭素及び持続可能なまちづくりを目指して～

うるま市と沖縄電力株式会社は、令和3年12月6日、「うるま市と沖縄電力との包括連携に関する協定」を締結しました。

本協定のもと、エネルギー、環境、防災、次世代教育等について緊密に連携・協力することで、うるま市の地域脱炭素の推進および持続可能なまちづくりの実現を目指し、取り組んでいくこととしています。



出典：うるま市

4-2 公共施設・住宅・事業所の省エネ化 ZEB・ZEH化の促進



脱炭素社会の実現には、すべての人の取組が必要であることから、エネルギー消費量及び二酸化炭素排出量の削減に向け、これまでのライフスタイルから低炭素のライフスタイルへ変革を促します。

「第4次うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、省エネルギー等の地球温暖化対策を率先して進めます。

道路・公園等の外灯は、ESCO事業等の活用を図り、光熱水費の削減に努めます。

HEMS・BEMSの周知や普及啓発を進めます。

ZEB・ZEHの普及促進に努めます。

LED等の高効率照明、エネルギー効率の高い家電製品の普及促進に努めます。

冷房負荷低減やヒートアイランド対策につながる屋上緑化・壁面緑化の普及促進に努めます。

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を推進します。

国や県の再エネ・省エネに関する補助金等の情報収集・提供に努めます。

「デコ活」に賛同し、脱炭素につながる取り組みを進めます。

「デコ活」について市民・他事業者に対し普及・浸透を行います。

事業所を新築する場合はZEBを、改築時には高断熱・高気密な事業所へのリフォームをそれぞれ検討します。

敷地内の緑化に努めます。

省エネルギー設備の導入を進めます。

「デコ活」に賛同し、脱炭素につながる取り組みを進めます。

住居を新築する場合はZEHを、改築時には高断熱・高気密な住居にリフォームをそれぞれ検討します。

電気製品などを購入する際には省エネルギー型のものを選び、照明はLEDを積極的に選択します。

緑のカーテンを設置し、冷房設定温度の緩和に取り組みます。

クールビズ・ウォームビズを実践し、無理のない範囲で冷暖房の使用を抑えることを心がけます。

市の取組

事業者の取組

市民等の取組

4-3 自転車・電気自動車の利用促進



交通分野における自動車への依存度が高いことから、自動車利用に伴う温室効果ガス排出量削減のために自転車や電気自動車の利用を促進します。

市の取組	自転車・徒歩による移動を促進します。
	電気自動車など次世代自動車を普及促進します。
	エコドライブの普及促進に努めます。
事業者の取組	社員に公共交通機関や自転車の利用を促し、近い場所へは歩くよう呼びかけます。
	エコドライブの励行指導を行います。
	社用車の更新時には次世代自動車への転換を検討します。
市民等の取組	テレワークの導入により、移動時間や燃料使用を減らすよう努めます。
	近い場所へは徒歩や自転車を使うよう心がけます。
	自家用車を買い換える際には、電気自動車等への転換を検討します。
	テレワークを活用し、自動車の燃料使用を減らすよう努めます。

脱炭素につながる取り組み「デコ活アクション」の実践

環境省では、約10年後（2033年頃）、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、そして2030年の温室効果ガス削減目標も同時に達成する、新しい暮らしの絵姿とそれに向けた取り組みを「デコ活アクション」として示しています。

今後、脱炭素の取り組みは、自分らしく快適・健康でより豊かな暮らしを送るためにものとなっていく必要があります。10年後の絵姿の実現に向けて、生活の中に自然に脱炭素が取り組まれるライフスタイルへの転換を目指ていきましょう。



出典：環境省

方針

気候変動による影響への対応を推進します

施策の方向性と具体的な取組み

4-4 防災・減災対策の推進



予測される気候変動の影響による被害を軽減するための取組を実施します。

市の取組

地域防災の要となる自主防災組織を育成するため、支援策を充実させるとともに、自らを守る「自助」、相互に助け合う「共助」の意識啓発に努めます。

災害時に備えて、市域を越えた協力体制が図れるよう検討します。

災害時に応じるため危機管理マニュアルの改定を行い、業務継続計画を追加し、災害時対応訓練を行います。

津波防災の意識高揚と地理的環境の把握のため、防災マップを適宜見直します。

庁内の危機管理体制を充実させます。

自主防災組織における防災士の養成、防災訓練や教育、防災資機材の点検や更新の実施を促進するなど、組織力の実効性を高めるよう取り組みます。

大規模災害に備え、食料や飲料水などの生活必需品の備蓄を推進します。

外国人や来訪者等、属性に応じた災害時の対応体制を構築します。

市内の排水路について、過去に氾濫した箇所の重点的なパトロールや、必要に応じた堆積等の除去作業や改修等を実施します。

浸水被害の対策として、「うるま市雨水管理総合計画」に基づき、雨水幹線の整備を計画的に進めます。

河川の氾濫による災害を防止していくため、二級河川（石川川、天願川、川崎川）の河川改修整備や浚渫工事等の促進について、県に働きかけます。また、準用河川や普通河川については、適切な維持管理に努めます。

災害時に備えて、事業者や市民等と協働して湧水・井戸の保全に努めます。

気候変動による将来の事業への影響などを考え、対策を検討します。

事業所所在地等の災害リスクを把握し、円滑かつ迅速な避難に努めます。

気候変動の影響を考慮し、自然環境の保全に協力します。

気候変動による作物等への影響の情報収集を行います。

自然災害発生時に建物の倒壊・破損や倒木などが起らないように点検などに努めます。

使用している地下水の状況を把握し、管理、維持、保全に努めます。

災害情報を積極的に収集します。

気候変動への適応策について知り、できる取組を実践します。

事業者の取組

市民等の取組

自宅や勤務先等の災害リスクを把握し、災害発生時の円滑かつ迅速な避難に努めます。

地域の自主防災組織に協力します。

災害時に備えて、地域の湧水等の管理と保全に参加します。

4-5 热中症対策の推進・啓発



温暖化が熱中症に及ぼす影響を踏まえ、関連機関と連携しながら熱中症の注意喚起、予防・対処法の普及啓発等の情報提供を適切に行います。

市の取組

熱中症予防対策について、情報発信を行います。

熱中症特別警戒情報が発表された場合に市民等が暑さをしのぐための暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定します。

緑陰を形成し、ヒートアイランド現象の緩和が期待できる街路樹の適切な維持管理を行います。

事業者の取組

「熱中症警戒アラート」の活用など、熱中症について情報収集を行います。

市民等の取組

熱中症等の異常気象による健康被害の防止に努めます。

4-6 農業生産への影響の低減



気候変動による農業生産への影響に対して、関連機関と連携しながら情報提供を適切に行います。

市の取組

異常気象に関する情報や農作物への影響の軽減のための情報を発信します。

高温に耐える作目や品種等の情報を提供します。

事業者の取組

異常気象の発生が予測される場合に農作物への対応策を講じます。

市民等の取組

高温に耐える作目や品種等の栽培を検討します。

緩和策・適応策とは？

国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として「気候変動適応法」を平成30（2018）年に制定し、令和6（2024）年4月には熱中症対策強化のため、改正気候変動適応法が施行されました。各地域が自然や社会経済の状況に合わせて適応策を実施することが盛り込まれています。

緩和とは？

原因を少なく

MITIGATION



気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

適応とは？

影響に備える

ADAPTATION

2つの
気候変動対策



緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

第5章 うるま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

第6章
計画の推進体制と進捗管理

6-1 推進体制

望ましい将来像の実現に向けて、本計画に基づく各種施策や行動を市・事業者・市民等がそれぞれの役割分担と責務のもと、相互に協力しながら推進する必要があります。そのため、図 6-1.1 に示すような推進体制を整備し、計画の進捗管理を行います。

(1) うるま市環境審議会

うるま市環境審議会（以下、「環境審議会」といいます。）は、環境基本計画に関する事項やその他環境の保全及び創造に関する重要な事項を審議するためにうるま市環境基本条例第 25 条に定められている機関です。この審議会において、環境に関する市長からの諮問に応じて専門的な審議を行い、答申や助言を行うとともに、本計画の策定や施策・計画の見直しについて審議します。

(2) 環境基本計画策定検討委員会・作業部会

環境基本計画策定検討委員会（以下、「検討委員会」といいます。）は、副市長、市の部長等によって構成され、環境基本計画の策定や見直し・改善や進捗状況などを環境審議会に報告する組織となります。

作業部会は、市の課長、係長等によって構成される市の全庁横断的な組織で、各課の施策を調整・推進します。

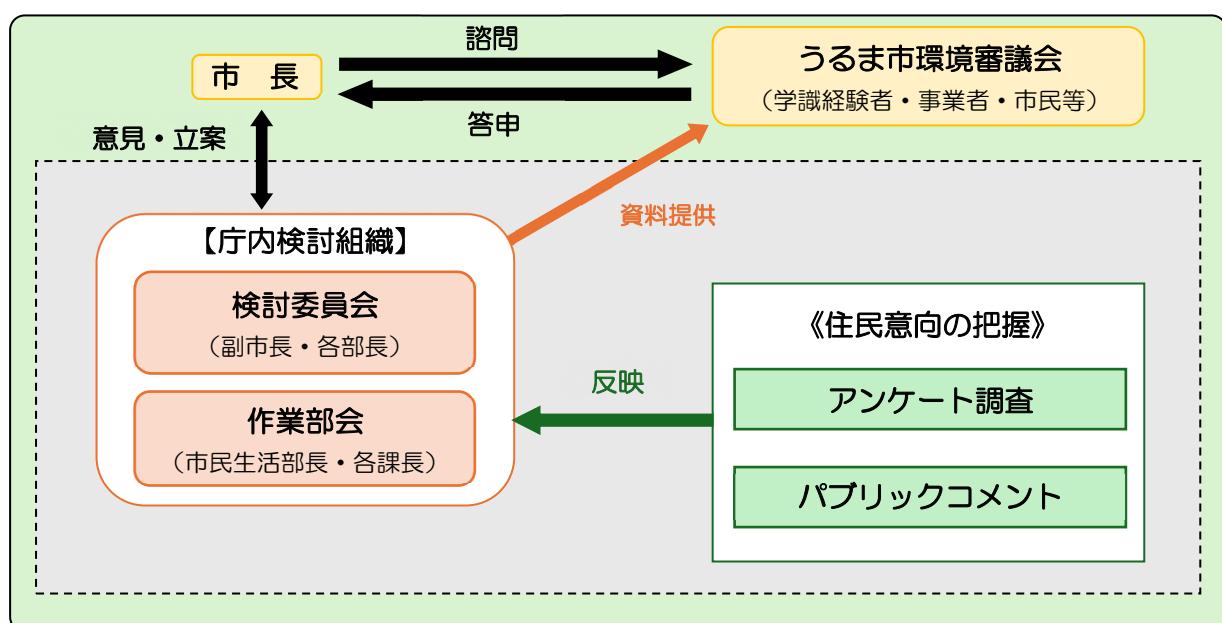


図 6-1.1 本計画の推進体制

6-2 進捗管理

(1) 進捗管理の考え方

本計画の進捗管理は、前項の6-1で示した推進体制を用いて、市・事業者・市民等の各主体が連携・協働し、GPDCAサイクルによる継続的な推進と改善を図ることで行います。

GPDCAサイクルとは、「①Plan（計画）」→「②Do（実行）」→「③Check（点検・評価）」→「④Action（見直し・改善）」の4つのステップに加え、「⑤Goal（計画最終年度（2030年度）の目標）」を設定し、本計画や計画に基づく取組の継続的な改善と向上を行う進捗管理の仕組みです。

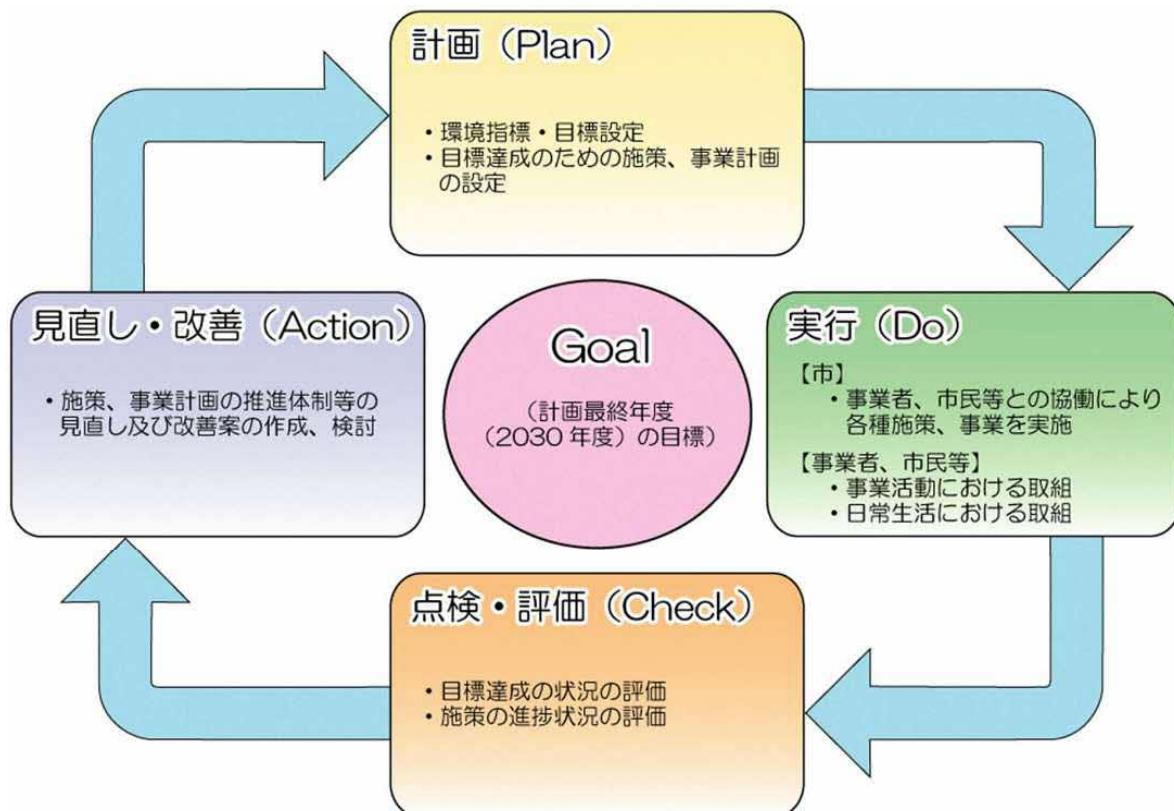


図 6-2.1 進捗管理のフロー (GPDCA サイクル)

(2) 各主体に求められる役割

1) 事業者・市民等

計画 (Plan)	事業者・市民等は、本計画に関心を持ち、計画策定のためのアンケートやパブリックコメントなどをとおして計画づくりに参加します。
実行 (Do)	本計画で示している事業者・市民等の取り組みを参考にしながら、環境に配慮した活動に努めます。
点検・評価 (Check)	市のウェブサイトなどに目を通し、必要に応じて意見を述べます。
見直し・改善 (Action)	環境に配慮した活動の中で見直しや改善できることを検討します。

2) 市

計画 (Plan)	事業者・市民等の意見を十分に反映した計画を策定します。 計画を見直した際は、その結果に基づき、次年度以降の取り組みを検討します。
実行 (Do)	市の推進する取り組みとして示したものについて積極的に実践します。 重点的な取り組みとしているものは、優先的に推進します。
点検・評価 (Check)	事務局及び検討委員会は、関係各課における施策の進捗状況を取りまとめ、うるま市環境審議会に報告します。
見直し・改善 (Action)	うるま市環境審議会の意見などを受け、必要に応じて本計画の見直しを行います。
計画最終年度の目標 (Goal)	将来像「住むひと、訪れるひと、すべてに“感動”をあたえる美しいまち うるま」の実現。

3) うるま市環境審議会

計画 (Plan)	うるま市環境基本条例第25条2に基づき、審議会は市長の諮問に応じ、本計画に関することについて調査審議します。
実行 (Do)	各主体の取り組みを推進するための提案や助言を行います。
点検・評価 (Check)	計画の進捗状況について確認し、意見を述べます。
見直し・改善 (Action)	進捗状況の結果及び評価に基づいて、計画の見直し・改善の必要性などを検討します。

資料編

- 1 うるま市環境基本条例
- 2 計画策定の経緯
- 3 うるま市環境審議会名簿
- 4 うるま市環境審議会からの答申
- 5 うるま市の概況
- 6 アンケートの実施概要及び結果
- 7 第1次環境基本計画で掲げた目標の点検・評価
- 8 環境基準一覧
- 9 温室効果ガス排出量の推計方法
- 10 用語解説

1 うるま市環境基本条例

うるま市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条—第10条）

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策（第11条—第22条）

第4章 地球環境の保全等に関する施策（第23条・第24条）

第5章 環境審議会（第25条）

第6章 雜則（第26条）

附則

私たちの住むうるま市は、沖縄本島中部に位置しており、東に金武湾、南に中城湾の両湾に接している。みどり豊かな丘陵山地を源とする河川等が市域を流れ、金武湾に流れ込んでいる。また、金武湾・中城湾を隔てるように東南に伸びる勝連半島の周辺海域には有人、無人合わせて8つの島々があり、このうち有人4島は海中道路や橋などにより結ばれており、中城湾沖には津堅島が位置している。これら島々の周辺海域は、藻場やサンゴ礁が発達しており、“さんごの島”的意味をもつ「うるま」にふさわしく、碧く美しい海と豊かな自然環境を有している。

今日における私たちの生活・経済活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式が定着し、それにより、大気汚染、水質汚濁、悪臭といった日常生活そのものが環境に対して様々な影響を与えており。特に、近年における人口増加や経済活動に伴う環境負荷の増大は、自然環境又は地球環境のもの自浄作用や修復能力の限界を超え、公害や自然破壊を加速させ、環境問題として影響を生じてきている。さらに、このような環境問題にとどまらず地球温暖化問題など生き物の生存基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っている。

私たちうるま市は、先人たちがつくり、まもり、育ってきた歴史・文化やみどり豊かな自然環境の恩恵を受ける権利を有するとともに、次の世代へ受け継いでいく大事な役割を担っていることを認識し、市、事業者、市民、市民団体及び来訪者がそれぞれの役割を果たし、協働による環境の保全及び創造に取り組み、持続的発展が可能な社会の実現をめざして、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本的な理念を定め、市、事業者及び市民等(市民団体及び来訪者を含む。以下同じ。)の責務と役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 大気、水、森林、土壤等から成る環境の保護及び整備を行うことにより、人や動植物にとって良好な環境を維持し、及び形成することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 この条例において、次に掲げる事項を環境の保全及び創造についての基本的な理念（以下「基本理念」という。）として、推進するものとする。

(1) 健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに次世代へ継承されるよう取り組むこと。

(2) 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない経済の発展を図り、持続的発展が可能な社会が構築されるよう取り組むこと。

(3) 地球環境保全が人類共通の課題であることを認識し、積極的に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項に定める施策の策定及び実施するに当たっては、事業者及び市民等と協働・連携し、環境保全活動に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合には、適正に処理するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市及び市民等と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、日常生活が環境の保全及び創造に密接に関わっていることを深く認識し、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等により環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 市民等は、市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策その他の環境保全活動に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る指針)

第7条 市は、基本的施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる指針に基づいて行うものとする。

(1) 市民等の健康が保護され、生活環境が保全されること。

(2) 自然環境が適正に保全され、良好な環境が保持されること。

(3) 生物の多様性が確保されるとともに、多様な自然環境が地域の自然的、社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、良好な景観が保全されること。

(5) 地域の歴史的・文化的特性を活かした景観並びに良好で快適な環境が保全されること。

(6) 環境に対する負荷の軽減のため、資源の循環的な利用を推進すること。

(7) 地球環境の保全に配慮すること。

(8) 環境教育及び学習の推進を図ること。

(9) 施策の実現に向けて事業者及び市民等との協働・連携を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 市、事業者及び市民等が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第25条第1項に規定するうるま市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（報告書の作成）

第10条 市長は、市の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを適宜公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

（意見の反映）

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、事業者及び市民等の意見を反映するよう努めなければならない。

（環境教育及び学習の推進）

第12条 市は、環境の保全及び創造について、事業者及び市民等の理解を深め、かつ活動を行う意欲が増進されるよう、機会の提供、人材の育成、広報活動の充実その他の環境教育及び学習の推進に努めなければならない。

（自発的な活動の促進）

第13条 市は、事業者及び市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供等）

第14条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の提供及び公開に努めなければならない。

（開発事業等に係る環境への配慮）

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について適正に配慮するものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

（規制等の措置）

第16条 市は、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を防止するために、必要な規制等の措置を講ずるものとする。

（誘導的措置）

第17条 市は、事業者及び市民等が環境への負荷の低減に資する施設の整備、その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（施設の整備等）

第18条 市は、環境保全に資する公共的な処理施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設について、充足度や地域特性を考慮した上で、バランスの取れた自然環境の整備に努めるものとする。

3 市は、地域の特性、環境資源及び景観資源を活かし、地域環境の骨格となるみどりの保全・活用に

努めるものとする。

4 市は、河川及び海岸線並びに道路の植栽帯等の保全と創出を図り、水とみどりのネットワークの形成に努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第19条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために、必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

(国、地方公共団体等との協力)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組みを必要とする施策等を実施するに当たっては、国、県、他の地方公共団体及びその他の関係団体と協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境の保全等に関する施策

(地球環境保全のための行動の促進)

第23条 市は、事業者及び市民等がそれぞれの役割に応じた地球環境保全に資する行動指針を定め、その普及に努めるとともに、これに基づく行動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第24条 市は、地球温暖化の防止に資するため、地球温暖化対策に関する施策を推進するものとする。

第5章 環境審議会

(審議会の設置)

第25条 市長は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、うるま市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、その意見を答申するものとする。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他環境の保全及び創造に関する重要な事項

第6章 雜則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(うるま市附属機関設置条例の一部改正)

2 うるま市附属機関設置条例（平成17年うるま市条例第19号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

2 計画策定の経緯

2024（令和6）年度	
令和6年4月26日	第1回 作業部会（課長級）
令和6年6月11日	小・中学生、学校関係者アンケート調査
令和6年6月17日	市民、事業所アンケート調査
令和6年6月20日	市職員アンケート調査
令和6年7月30日	第1回 環境基本計画検討委員会（部長級）
令和6年11月28日	第2回 環境基本計画検討委員会・作業部会
2025（令和7）年度	
令和7年4月2日	第3回 環境基本計画検討委員会・作業部会 （「第2次うるま市環境基本計画（素案）」）
令和7年7月2日	第1回 うるま市環境審議会
令和7年7月22日 ～8月21日	パブリックコメント
令和7年9月3日	第2回 うるま市環境審議会 （「第2次うるま市環境基本計画（最終版）」）

3 うるま市環境審議会名簿

構 成	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	新垣 雄光	琉球大学理学部 教授	
学識経験者	大島 順子	琉球大学国際地域創造学部 准教授	
公共的団体を代 表する者	伊波 哲也	うるま市商工会 副会長	
公共的団体を代 表する者	青柳 武治	うるま市観光物産協会 理事長	
公共的団体を代 表する者	小渡 米子	うるま市女性団体連絡協議会 役員	
関係行政機関の 職員	久高 潤	沖縄県中部保健所 生活環境総括兼環境保全班長	
その他市長が必 要と認める者	宮城 亮子	沖縄電力株式会社 環境部長	
その他市長が必 要と認める者	伊良波 勲	うるま市自治会長連絡協議会 会長	
その他市長が必 要と認める者	高平 兼司	うるま市水と緑を考える会 会長	
その他市長が必 要と認める者	松岡 秀光	うるま市市民生活部長	

4 うるま市環境審議会からの答申

令和7年10月10日

うるま市長 中村 正人 様

うるま市長環境審議会
会長 新垣 雄光

第2次うるま市環境基本計画について（答申）

令和7年7月2日付けで諮問のあった「第2次うるま市環境基本計画」について、当審議会で慎重に審議した結果、別添「第2次うるま市環境基本計画」をうるま市の環境を保全し、未来へ継承する計画として妥当であると認め、答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、特に下記の事項に配慮されますよう、意見を付します。

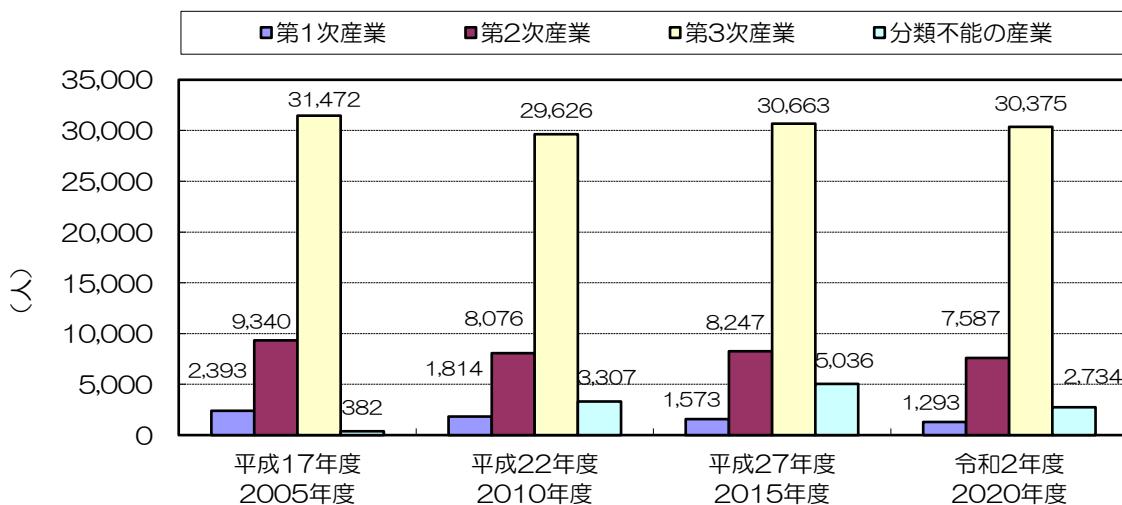
記

- 1 本計画は、2050年ゼロカーボンシティの実現を見据え、2030年度に2013年度比 26%の温室効果ガス削減を目指に掲げている。その着実な達成に向け、進捗状況を適切に把握・分析し、推進を図られたい。
- 2 本計画に示された「ごみ削減・再資源化」「自然・生き物の保全」「環境学習・市民協働」「地球温暖化対策」などの分野横断的な目標は挑戦的であり、実効性を確保するためには府内横断の推進体制を一層強化されたい。
- 3 環境施策の推進には、市民・事業者・地域団体等の主体的な参画が不可欠である。市民が「自分ごと」として取り組めるよう、環境教育・普及啓発・協働の場づくりを充実されたい。
- 4 温室効果ガス削減など緩和策に加え、気候変動適応策（防災、健康、自然生態系保全等）をあわせて推進し、災害に強く持続可能な地域社会の実現を図られたい。

5 うるま市の概況

(1) 産業構造

本市の主な産業は、令和2年度において、第1次産業が1,293人(3.1%)、第2次産業が7,587人(18.1%)、第3次産業が30,375人(72.3%)、分類不能の産業が2,734人(6.5%)となり、産業別就業者数からみて、第3次産業を中心とする都市型の産業構造となっています。



※ 日本標準産業分類（令和5年7月改定）の産業大分類により、第1次産業は、農業、林業、漁業、第2次産業は、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、第3次産業は、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸・郵便業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、公務（他に分類されるものを除く）、分類不能の産業としています。なお、分類不能の産業とは、産業分類上、いずれの項目にも分類しえない事業所が分類されます。これは主として調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものです。

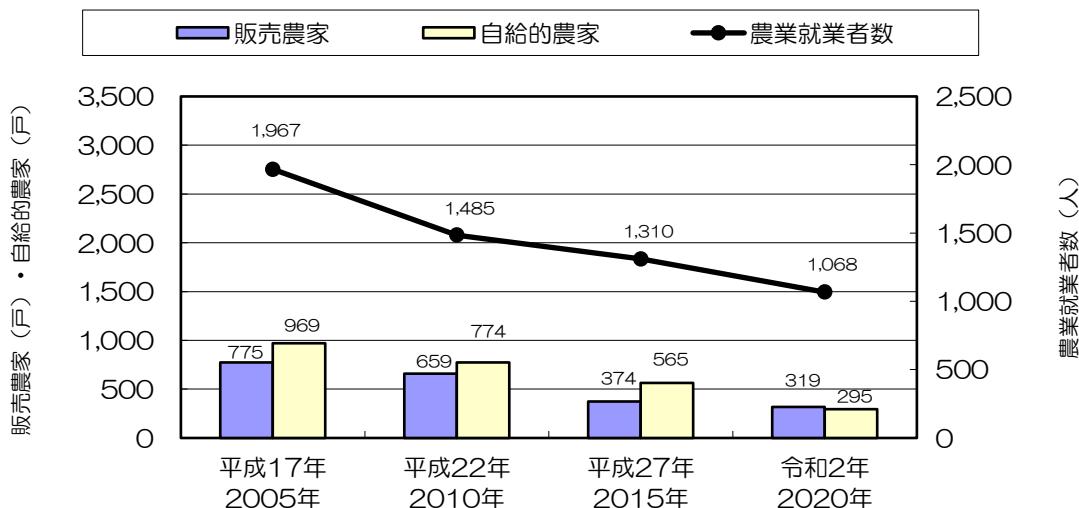
出典：うるま市統計書 令和3年版（うるま市 令和5年3月）

図5-1 産業別就業者数の推移

(2) 各産業の現状

1) 農業

令和 2 年における本市の農業就業者数は 1,068 人で、総農家数は 614 戸となって います。経年変化をみると、農業就業者数及び農家数ともに減少傾向にあります。

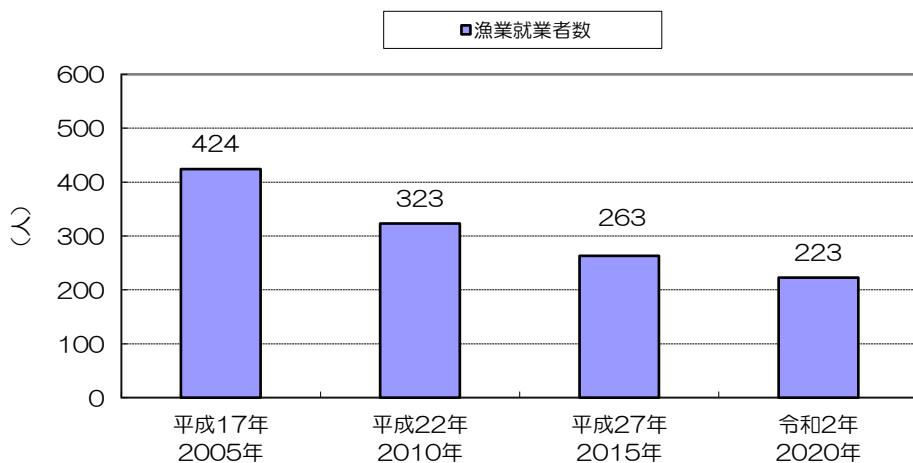


出典：農業関係統計 沖縄県農林水産部 令和 4 年 3 月

図 5-2 農家数及び農業就業者数

2) 漁業

本市の漁業就業者数は、平成 17 年が 424 人でしたが、令和 2 年は 223 人となり、減少傾向にあります。

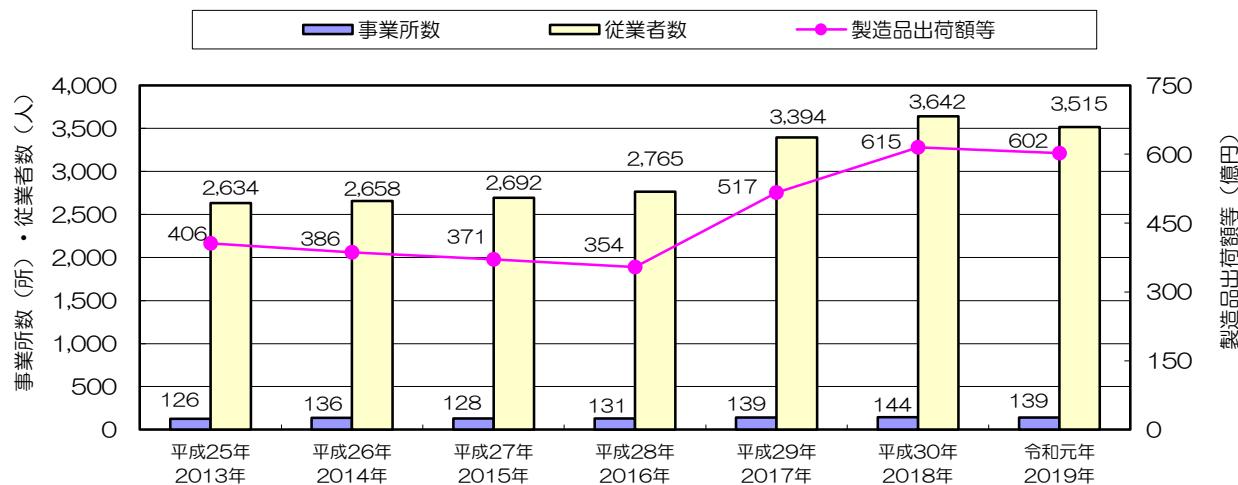


出典：沖縄県統計年鑑 平成 22 年度～令和 5 年度 沖縄県統計協会

図 5-3 漁業就業者数

3) 製造業

事業所数は、130事業所前後で推移しています。
 従業者数は、平成30年に3,642人と最も多く、令和元年は減少しました。
 製造品出荷額等は、平成30年に約615億円と最も高かったものの、令和元年は僅かに減少しました。



出典：うるま市統計書 令和3年版（うるま市 令和5年3月）

図5-4 製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等

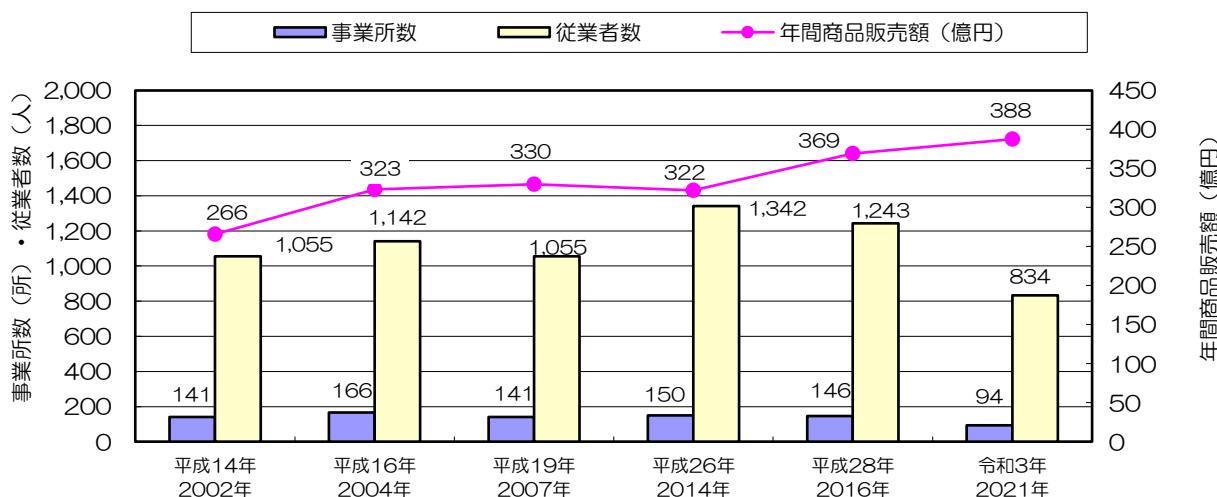
4) 商業（卸売、小売業）

①卸売業

事業所数は、平成14年から平成28年までほぼ横ばいで推移していましたが、令和3年には減少しています。

従業者数は、平成26年で1,342人と最も多く、その後は減少しています。

年間商品販売額は、増加傾向にあり、令和3年に388億円となりました。



出典：うるま市統計書 令和3年版（うるま市 令和5年3月）
 沖縄県統計年鑑 令和3年版～令和5年版 沖縄県統計協会

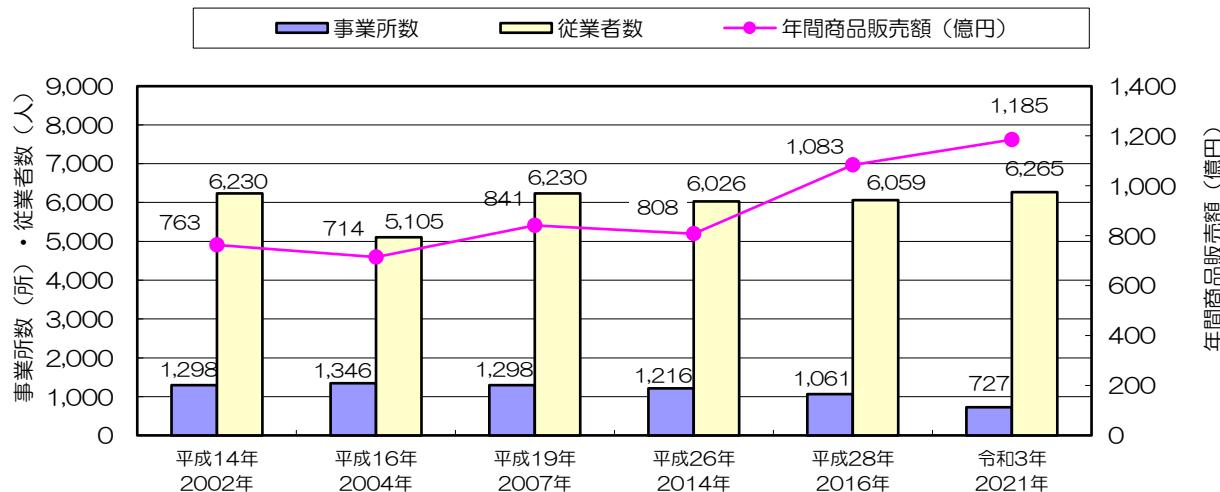
図5-5 商業（卸売業）の事業所数、従業者数及び年間商品販売額

②小売業

事業所数は、平成 16 年が 1,346 事業所と最も多く、その後は減少傾向にあります。

従業者数は、増加と減少を繰り返し、令和 3 年に 6,265 人となりました。

年間商品販売額は、増加傾向にあり、令和 3 年に 1,185 億円となりました。



出典：うるま市統計書 令和 3 年版（うるま市 令和 5 年 3 月）

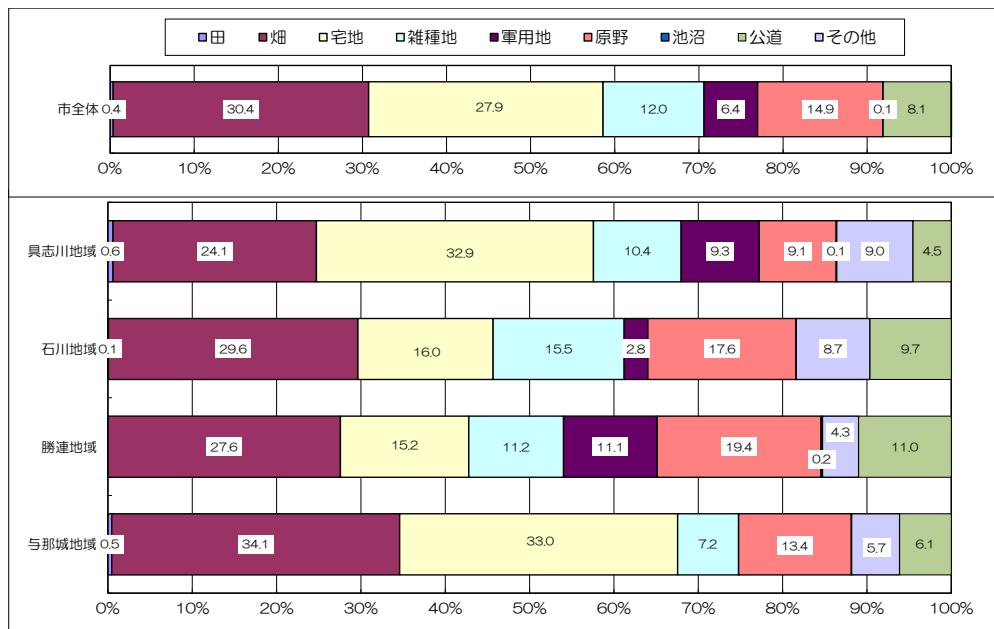
沖縄県統計年鑑 令和 3 年版～令和 5 年版 沖縄県統計協会

図 5-6 商業（小売業）の事業所数、従業者数及び年間商品販売額

（3）土地利用

本市の土地利用（地目）の状況は、畠の割合が最も高く 30.4%、次いで宅地の 27.9%、原野の 14.9% となっています。

地域別で高い割合の項目をみると、具志川地域は宅地が 32.9%、石川地域は畠が 29.6%、勝連地域は畠が 27.6%、与那城地域は畠が 34.1% となっています。



出典：うるま市統計書 令和 3 年版（うるま市 令和 5 年 3 月）

図 5-7 地域別土地利用（地目）の構成比

(4) 道路網と交通量の状況

平成 27 年度に国土交通省が道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)を実施しています。

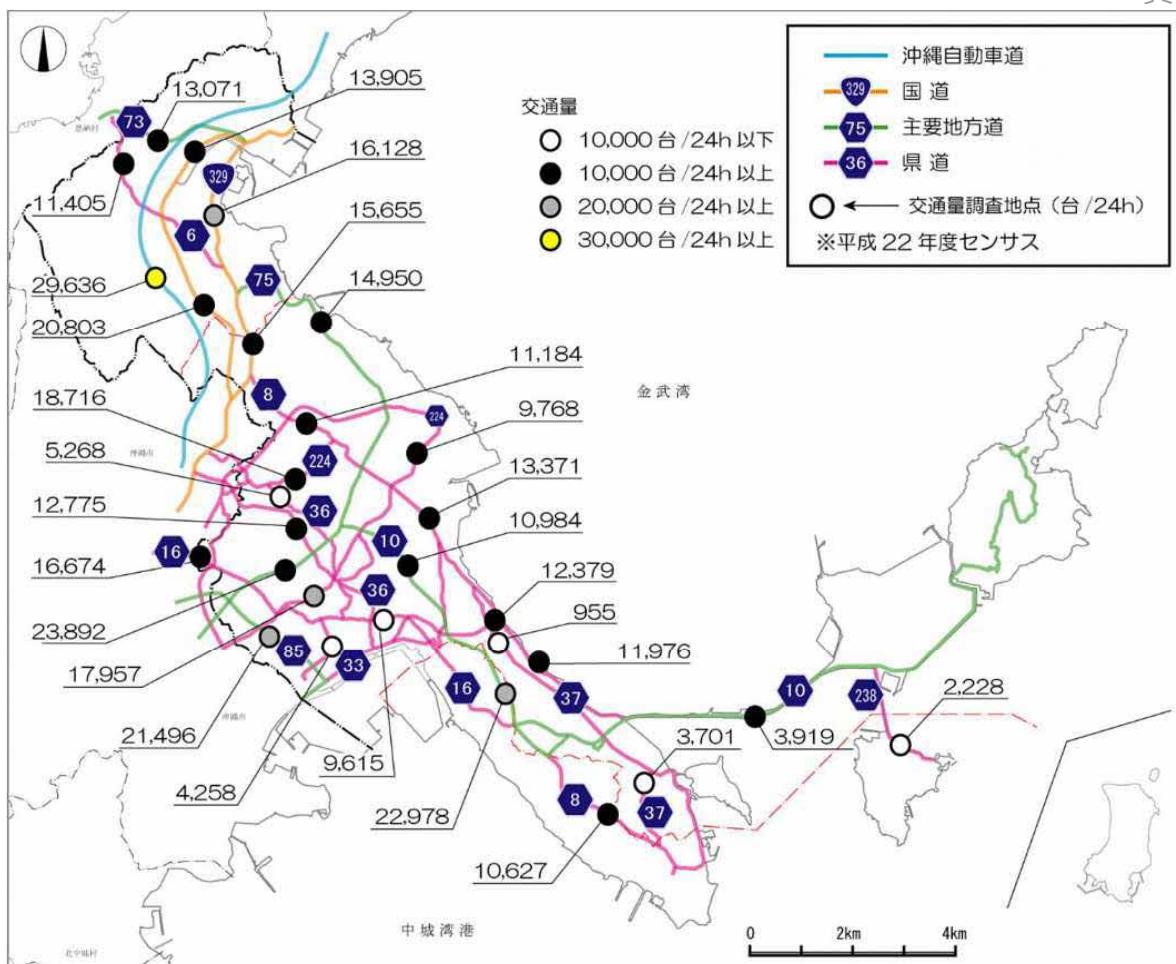
これによると、平日の日交通量は、沖縄自動車道では 29,636 台/24h、国道 329 号では 20,000 台/24h 以上の地点が 1 力所、10,000 台/24h 以上の地点が 3 力所あります。

また、主要地方道では、20,000 台/24h 以上の地点が 3 力所、10,000 台/24h 以上の地点が 3 力所、10,000 台/24h 以下の地点が 1 力所あります。一方、一般県道では、10,000 台/24h 以上の地点が 10 力所、10,000 台/24h 以下の地点が 7 力所あります。

表 5-1 道路別及び地域別による平日の日交通量の状況

		単位：台/24h			
		具志川地域	石川地域	与那城地域	勝連地域
国道 329号	沖縄自動車道	—	29,636	—	—
	15,655	16,128	—	—	
		13,905			
		20,803			
主要 地方道	伊計平良川線 (県道10号線)	10,984	—	3,919	22,978
	石川仲泊線 (県道73号線)	—	13,071	—	—
	沖縄石川線 (県道75号線)	14,950	—	—	—
		23,892			
	沖縄環状線 (県道85号線)	21,496	—	—	—
一般 県道	6号線	—	11,405	—	—
	8号線	11,184	—	—	10,627
		13,371			
	16号線	16,674	—	—	—
		9,615			
	33号線	12,379	—	—	—
	36号線	12,775	—	—	—
		4,258			
		5,268			
	37号線	—	—	11,976	—
		—		955	
		—		3,701	
	具志川環状線 (県道224号線)	17,957	—	—	—
		18,716			
		9,768			
	浜比嘉平安座線 (県道238号線)	—	—	2,228	—

出典：沖縄県土木建築部道路街路課ホームページ 沖縄県の道路（道路事業パンフレット）沖縄県の道路 2023



出典：沖縄県土木建築部道路街路課ホームページ 沖縄県の道路（道路事業パンフレット） 沖縄県の道路
2023

図 5-8 道路別及び地域別による平日の日交通量の状況

6 アンケートの実施概要及び結果

(1) 実施概要

- 対象者：①市民：2,000名（住民基本台帳からの無作為抽出）+
63自治会に対し、5部ずつ配布
 ②事業所：220箇所（電話帳から無作為抽出）
 ③小学生：市内全ての学校（5年生または6年生）
 ④中学生：市内全ての学校（2年生）
 ⑤学校関係者：市内全ての学校から2名の先生
 ⑥市職員

- 配布方法：

市民	事業所	小・中学生及び 学校関係者	市職員
郵送にて配布。 (QRコードによる回答可) 広報誌に掲載。	郵送にて配布。 (QRコードによる回答可) 広報誌に掲載。	教育委員会の文書BOXを使用して配布。	本庁のグループウェアを利用して全職員へ依頼。

- 回収状況：

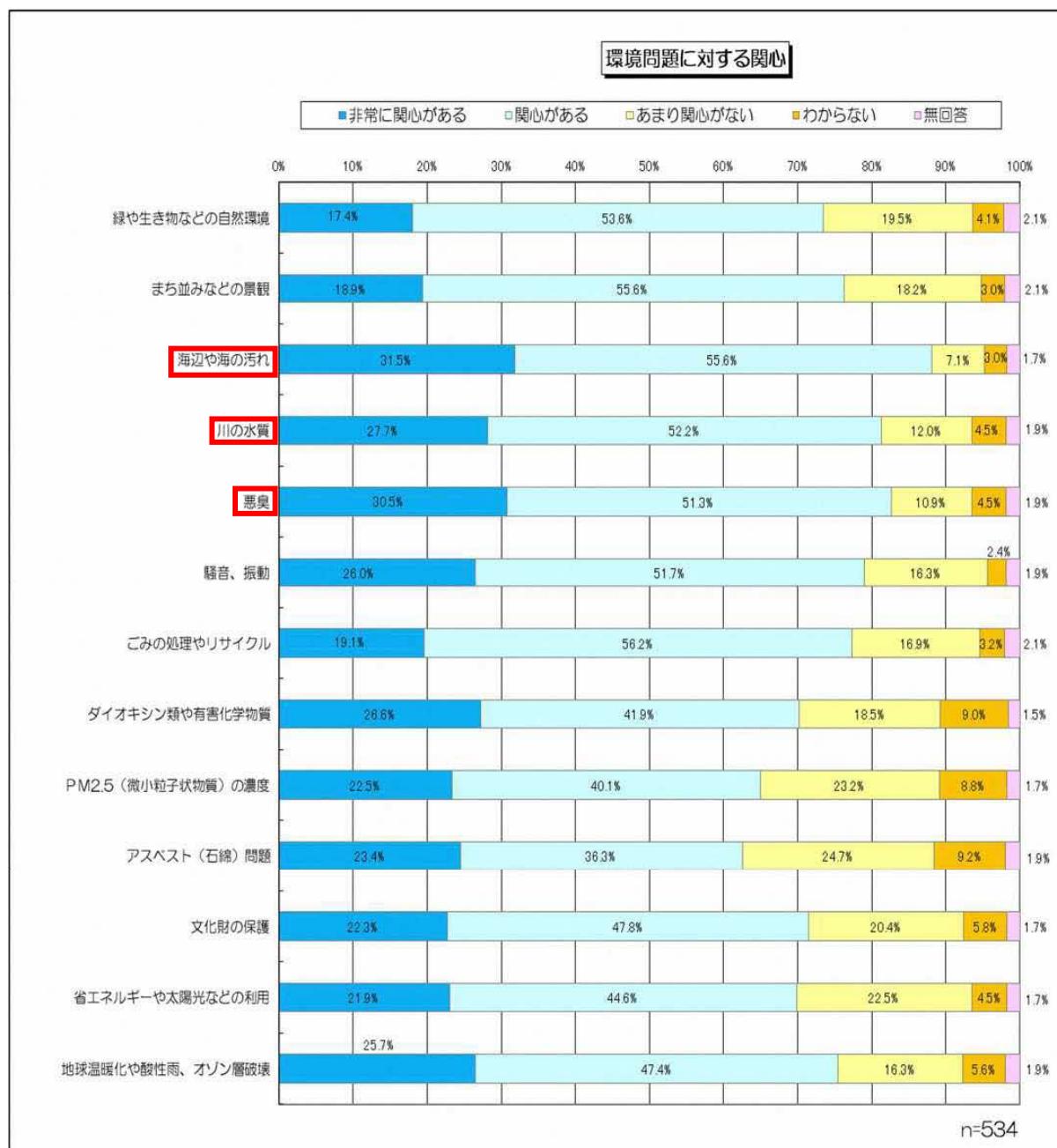
市民	事業所	小・中学生及び 学校関係者	市職員
23.0%	25.5%	27校／28校	186名

(2) 調査結果

1) 市民アンケートの結果（一部抜粋）

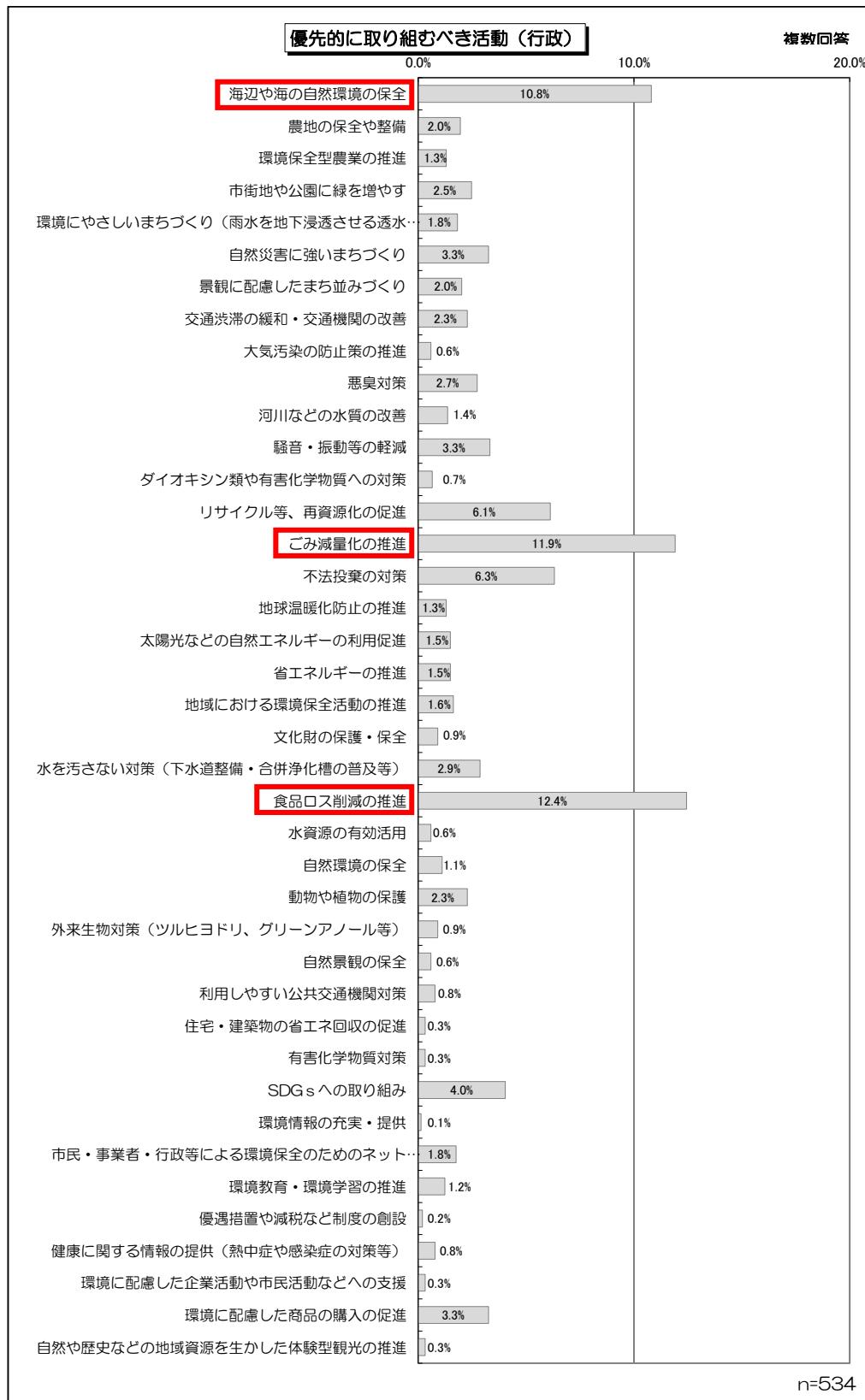
①環境問題に対する関心

市民に対する調査では、「海辺や海の汚れ」、「悪臭」、「川の水質」の順で関心が高い結果となりました。



②優先的に取り組むべき環境施策

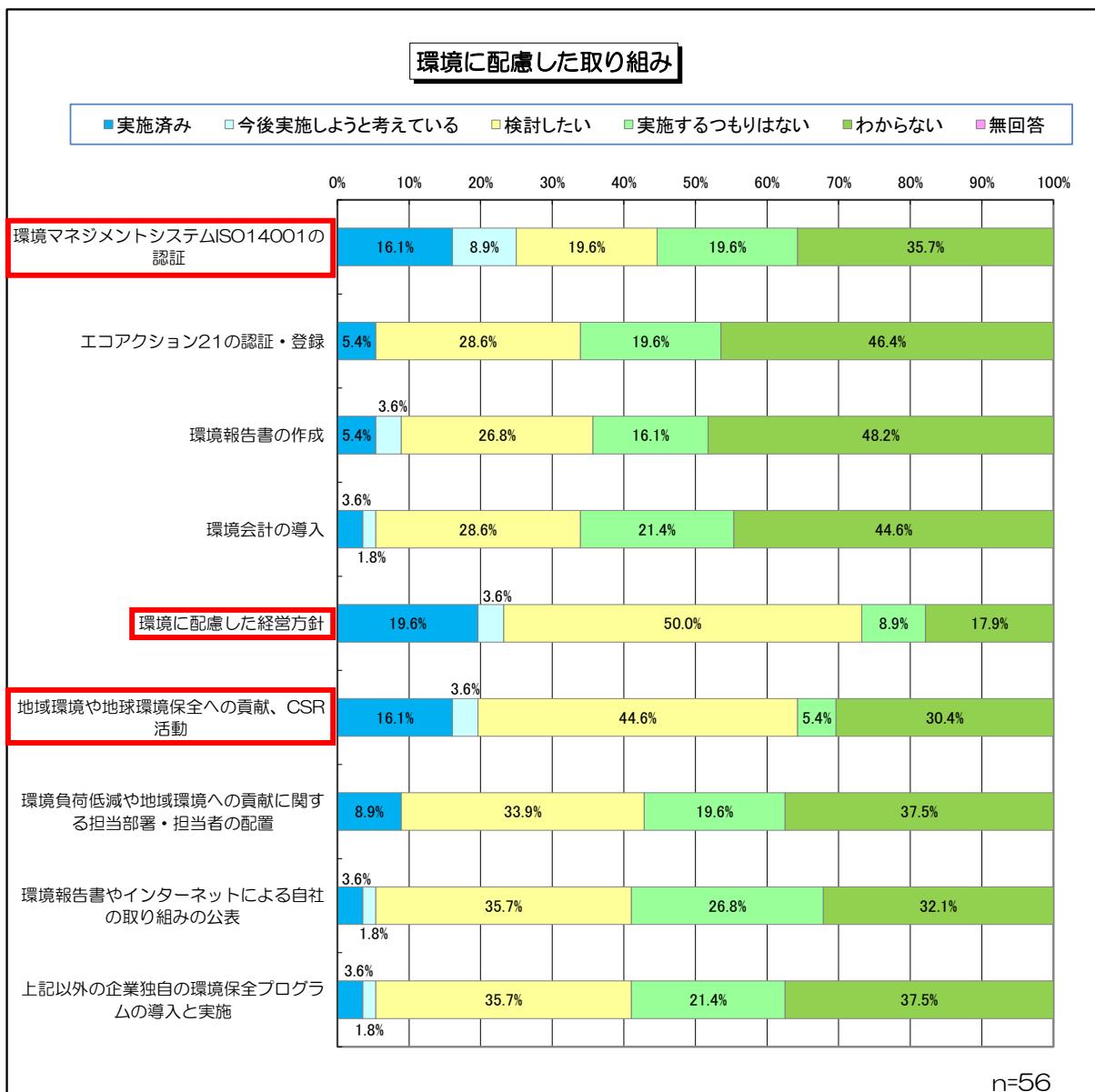
市民が行政に対して望む優先的に取り組むべき環境施策としては、「食品ロス削減の推進」、「ごみ減量化の推進」、「海辺や海の自然環境の保全」の順となりました。



2) 事業者アンケートの結果（一部抜粋）

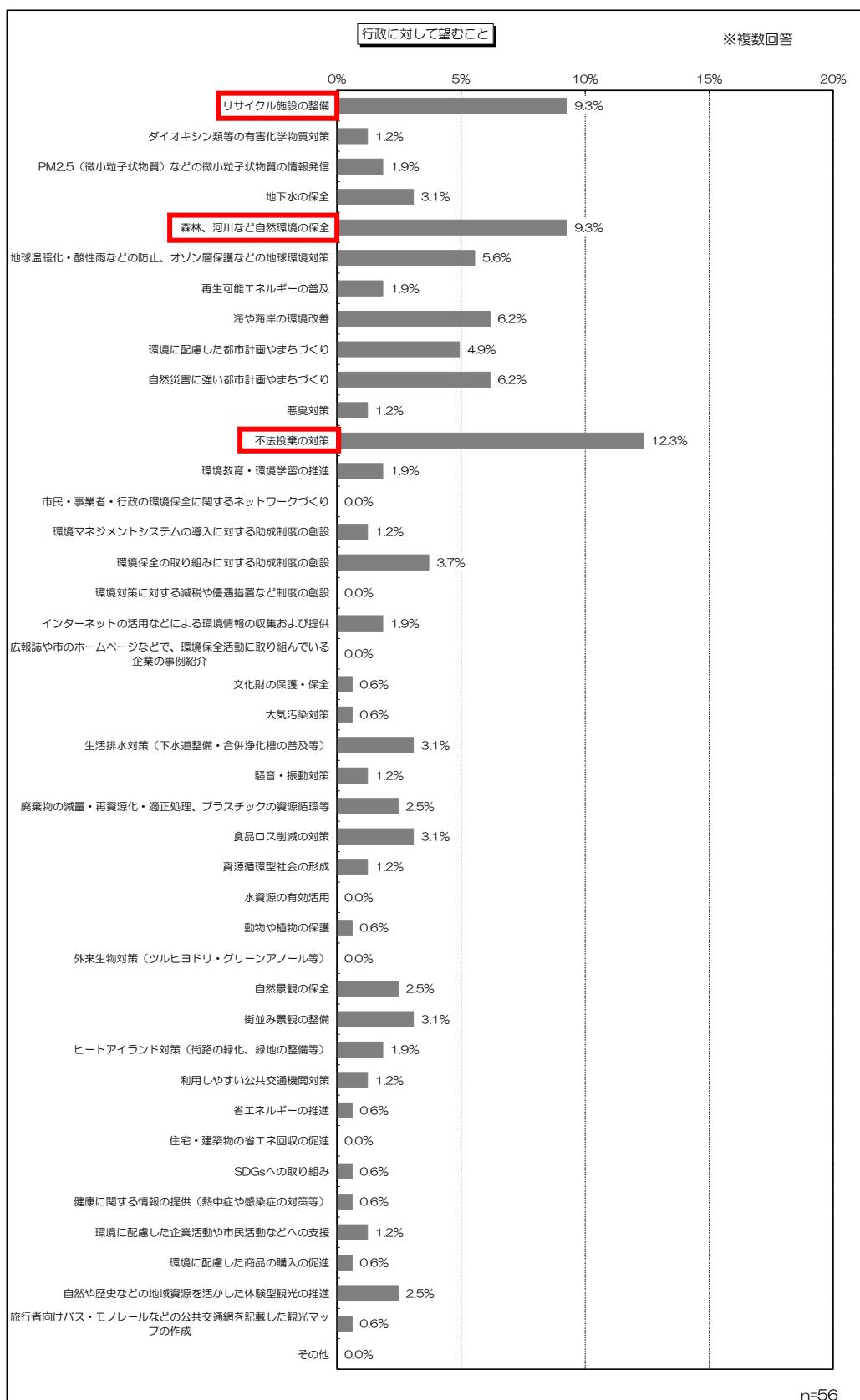
①企業として環境に配慮した取組

企業として環境に配慮した取組として実施している項目は、「環境に配慮した経営方針」、「環境マネジメントシステム ISO14001 の認証」、「地域環境や地球環境保全への貢献、CSR 活動」の順となりました。



②行政に対して望む環境保全の取組

事業者が行政に対して望む環境保全の取組は、「不法投棄の対策」、「森林、河川など自然環境の保全」、「リサイクル施設の整備」の順となりました。



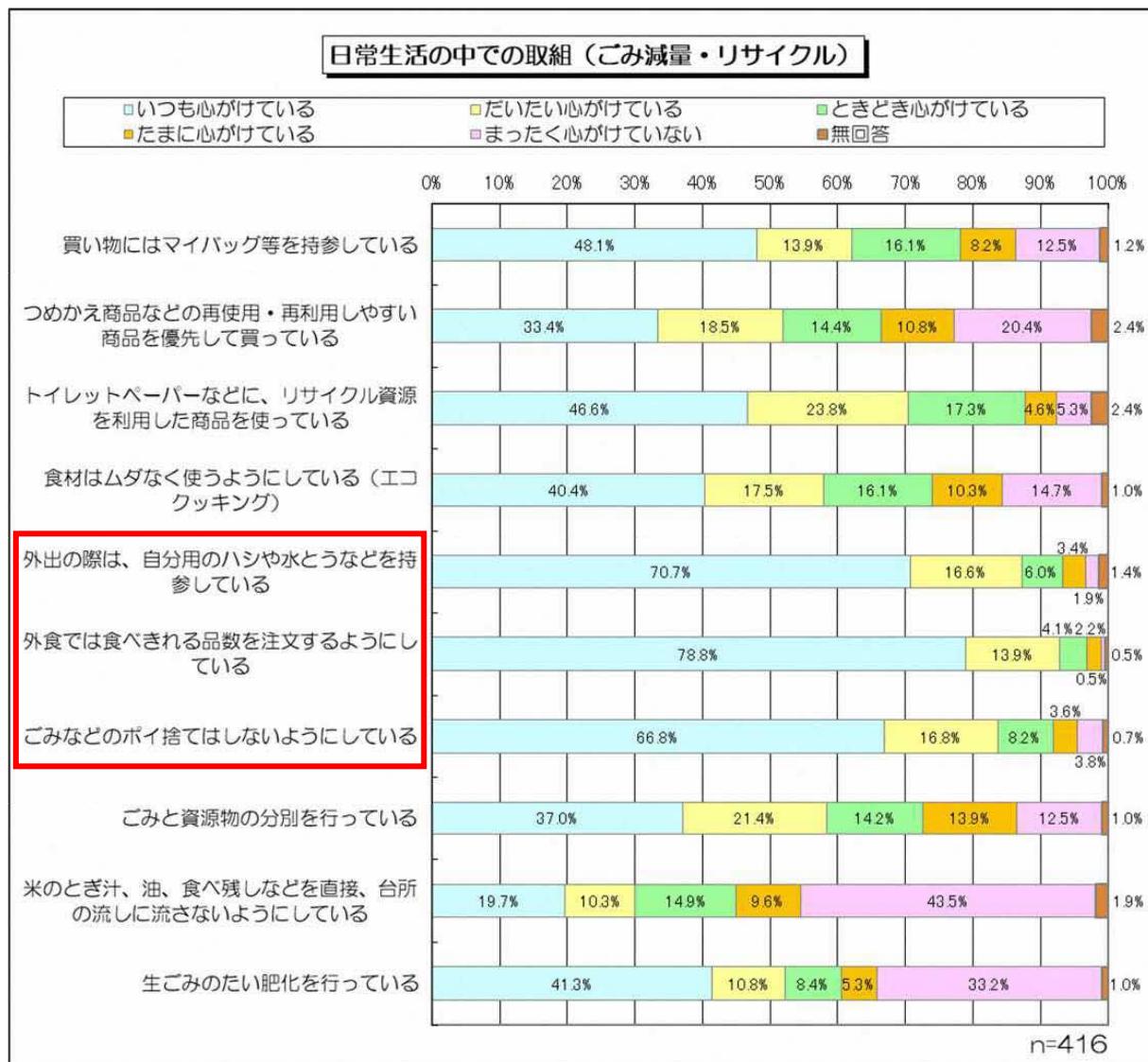
3) 小学生・中学生アンケートの結果（一部抜粋）

①日常生活の中での取組

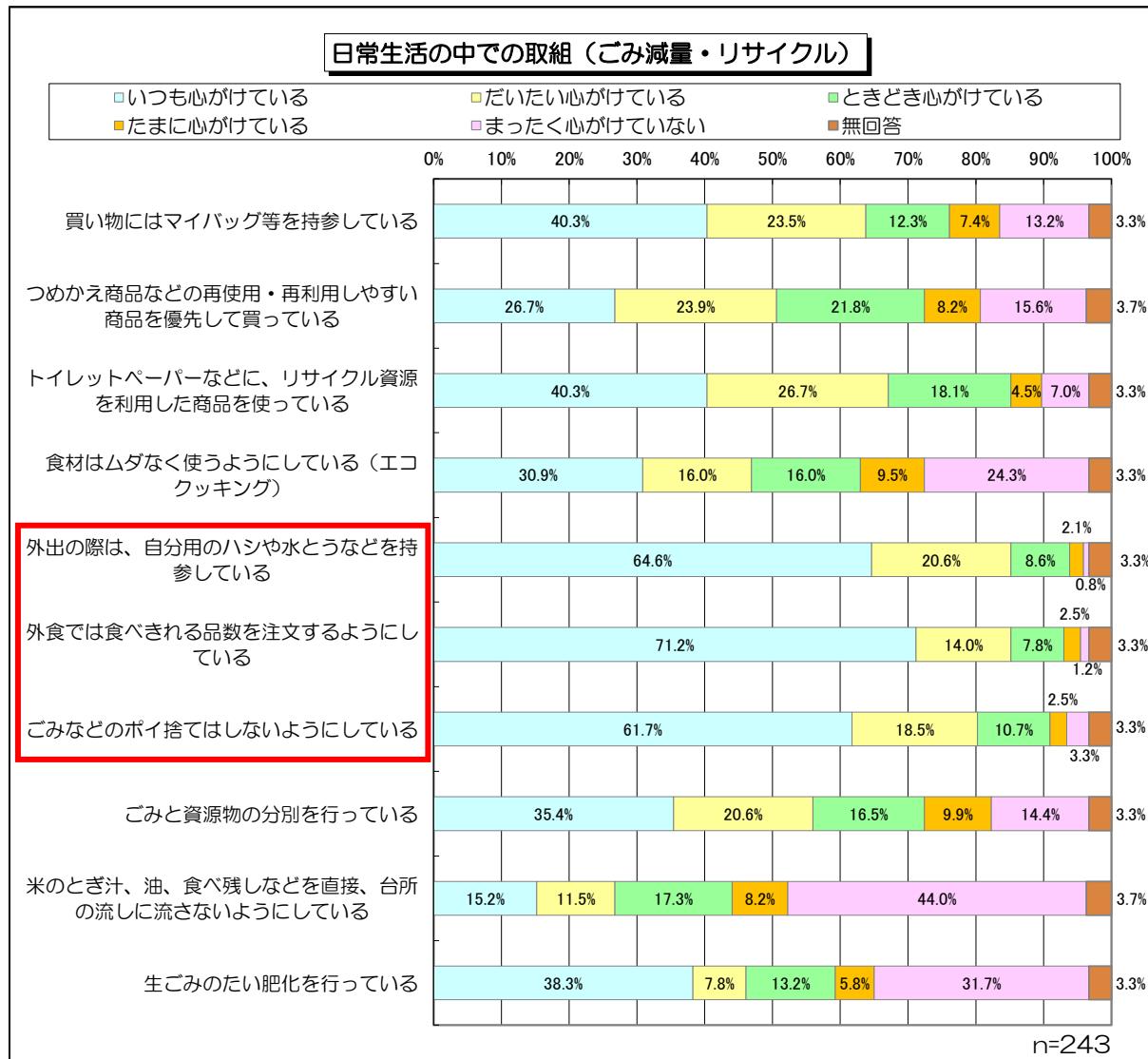
ア. ごみ減量・リサイクル

小学生及び中学生が日常生活の中で特に取り組んでいる項目は、どちらも「外出の際は、自分用のハシや水とうなどを持参している」、「外食では食べきれる品数を注文するようにしている」、「ごみなどのポイ捨てはしないようにしている」となりました。

(小学生)



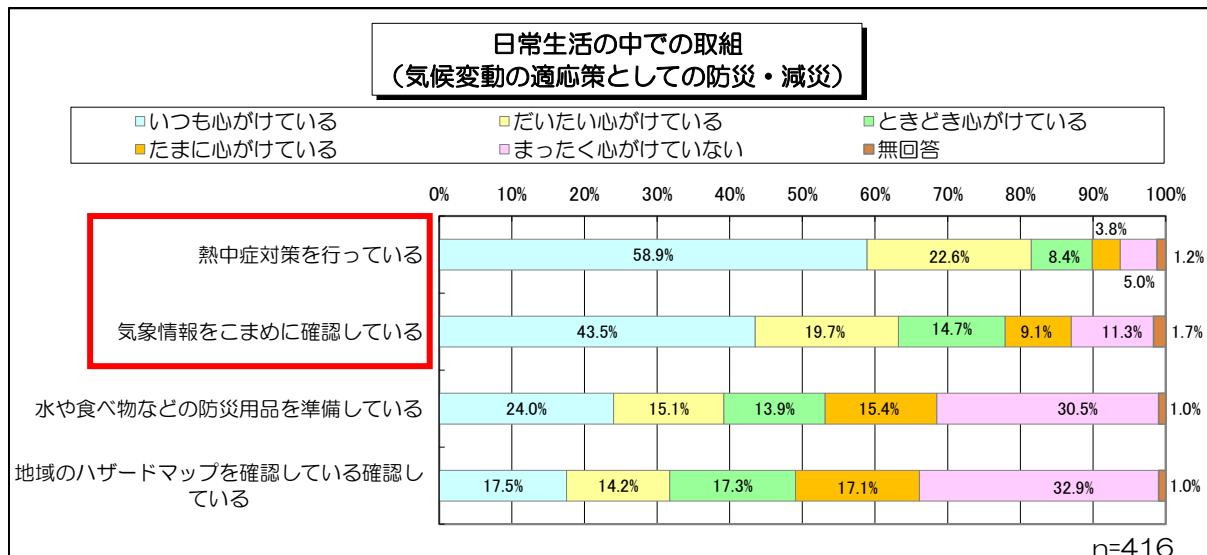
(中学生)



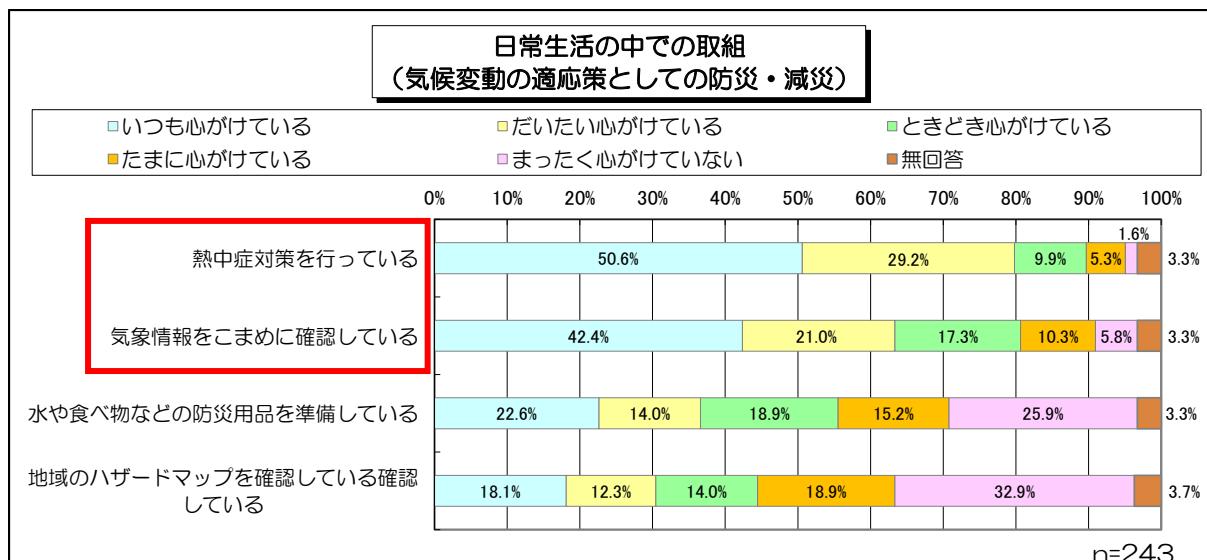
イ. 気候変動の適応策としての防災・減災

小学生及び中学生が日常生活の中で特に取り組んでいる項目は、どちらも「熱中症対策を行っている」、「気象情報をこまめに確認している」となりました。

(小学生)



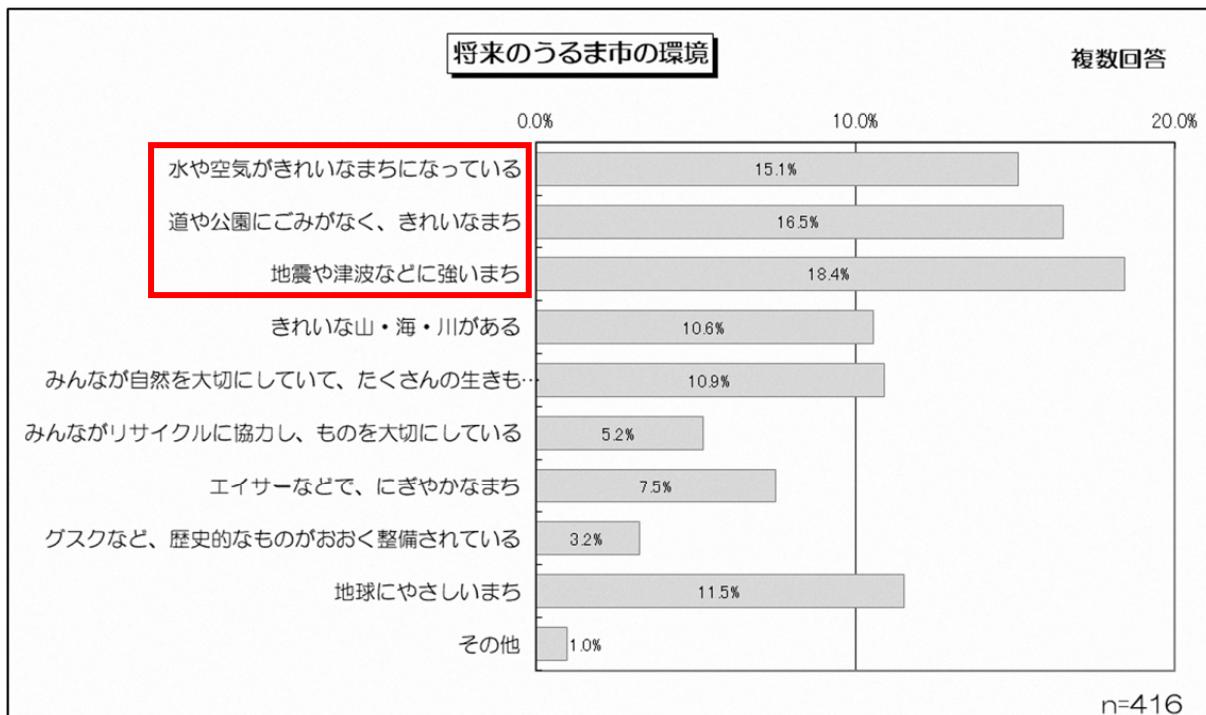
(中学生)



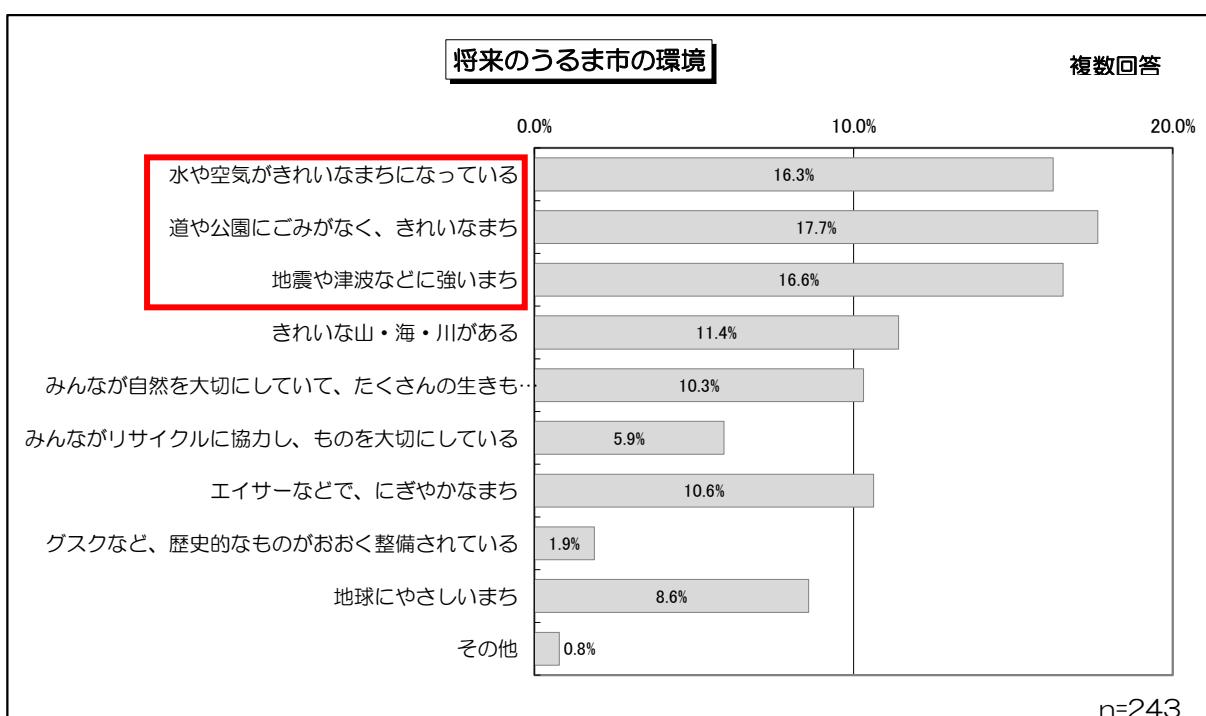
②将来のうるま市の環境

小学生及び中学生が特に望む将来のうるま市の環境は、上位 3 つは「水や空気がきれいなまちになっている」、「海や公園にごみがなく、きれいなまち」、「地震や津波などに強いまち」となりました。

(小学生)



(中学生)



7 第1次環境基本計画で掲げた目標の点検・評価

第1次基本計画で掲げた環境像を実現するため、「生活環境」、「快適環境」、「自然環境」、「歴史・文化環境」、「地球環境」の5分野における施策を設定しました。市・事業者・市民等の主な取組や成果を確認するため、これまでの取組の検証を行いました。

表7-1に第1次基本計画で掲げた目標の達成状況を、表7-2に第1次基本計画の点検及び評価の見方を示します。

その結果、目標全体では、「目標達成」が11項目(36.7%)、「概ね目標達成または達成見込」が5項目(16.7%)、「目標未達成または達成困難」が14項目(46.7%)、評価不可が5項目となっています。

表7-1 第1次基本計画で掲げた目標の達成状況

環境分野	目標達成 上段：指標数 下段：割合	概ね目標達成 または達成見込 上段：指標数 下段：割合	目標未達成 または達成困難 上段：指標数 下段：割合
生活環境 (目標数：14)	6 (42.9%)	0 (0%)	8 (57.1%)
快適環境 (目標数：5)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)
自然環境 (目標数：4)	1 (25.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)
歴史・文化環境 (目標数：6)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	4 (66.7%)
地球環境 (目標数：1)	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
合計 (目標数：30)	11 (36.7%)	5 (16.7%)	14 (46.7%)

※評価結果の記載について

上段：環境分野ごとに設けている目標に対する評価結果の数

下段：環境分野ごとに設けている目標に対する評価結果の割合

(四捨五入表記の関係で、合計値が必ずしも一致しないことがある。)

※第1次基本計画の目標(35項目)のうち、評価不可の5項目については本表に含めていません。そのため30指標について記載しています。

表7-2 第1次基本計画の点検及び評価の見方

評価の凡例		今後の方向性の凡例	
	目標達成		取組の強化
	概ね目標達成または達成見込み	または	
	目標未達成または達成困難		現状維持

(1) 生活環境分野

生活環境の点検及び評価を表7-3に、課題・問題点及び総括を表7-4に示します。

表7-3 生活環境の点検及び評価

No.	取組の柱	項目	基準	実績				目標	評価	今後の方向性
			2013年度 (H25年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)		
1	(1) 良好な大気環境の確保	二酸化硫黄	環境基準達成 与那城 0.001ppm	与那城 0.001ppm	与那城 0.002ppm	与那城 0.003ppm	与那城 0.002ppm	環境基準達成 (0.04ppm以下)	達成	➡
2		二酸化窒素	環境基準達成 与那城 0.001ppm	与那城 0.002ppm	与那城 0.003ppm	与那城 0.002ppm	環境基準達成 (0.04ppm以下)	達成	➡	➡
3		浮遊粒子状物質	環境基準達成 与那城 0.036mg/m³	与那城 0.045mg/m³	与那城 0.030mg/m³	与那城 0.034mg/m³	環境基準達成 (0.10mg/m³以下)	達成	➡	➡
4		光化学オキシダント	環境基準一部未達成 与那城 0.092ppm	与那城 0.073ppm	与那城 0.069ppm	与那城 0.078ppm	環境基準達成 (0.06ppm以下)	未達成	➡	➡
5		微小粒子状物質 (PM2.5)	環境基準達成 年平均値 6.3 μg/m³ 日平均値 17.9 μg/m³	年平均値 5.5 μg/m³ 日平均値 12.8 μg/m³	年平均値 5.9 μg/m³ 日平均値 15.2 μg/m³	年平均値 7.7 μg/m³ 日平均値 19.2 μg/m³	環境基準達成 (年平均値15 μg/m³以下) (日平均値35 μg/m³以下)	達成	➡	➡
6		悪臭苦情(件数)	89	29	34	24	60	減少	未達成	➡
7	(2) 良好な水質環境の確保	公共下水道の普及率	67.9%	66.5%	67.3%	67.1%	67.2%	73.0%	未達成	➡
8		水洗化率	84.4%	82.2%	81.4%	81.8%	82.9%	87.0%	未達成	➡
9		合併処理浄化槽設置基数	2,430基	3,417基	3,602基	3,838基	4,054基	3,000基	達成	➡
10		水質汚濁 (BOD、COD)	環境基準一部未達成 (H24) 天願川 (1) 0.9 天願川 (2) 1.4 与勝海域 1.2 金武湾 1.6	天願川 (1) 1.1 天願川 (2) 1.2 与勝海域 1.1 金武湾 1.4	天願川 (1) 0.6 天願川 (2) 1.2 与勝海域 1.4 金武湾 2.4	天願川 (1) 1.3 天願川 (2) 3.5 与勝海域 1.8 金武湾 2.6	環境基準達成 (河川3mg/L以下) (海域2mg/L以下)	未達成	➡	➡
11	(3) 静かな生活環境の確保	自動車騒音	環境基準達成 (H23) 石川山城 昼間 70 夜間 62 石川伊波 昼間 66 夜間 58	喜仲4丁目25 昼間67 夜間61 勝連平安名 昼間65 夜間59	石川赤崎2丁目2 昼間67 夜間60 字宮里 昼間 70 夜間 65	天願 昼間62 夜間55 栄野比 昼間68 夜間61 石川白浜 昼間67 夜間62	環境基準達成 (昼間70dB、夜間65dB)	達成	➡	➡
12		航空機騒音 (Lden)	環境基準一部未達成 美原 昆布 みどり町 仲瀬 勝連南風原 62 60 48 45 51	美原 昆布 みどり町 仲瀬 勝連南風原 63 60 49 45 51	美原 昆布 みどり町 仲瀬 勝連南風原 63 60 46 43 50	美原 昆布 みどり町 仲瀬 勝連南風原 62 61 49 44 50	環境基準達成 (I類型57デシベル以下) (II類型62デシベル以下)	未達成	➡	➡
13	(4) 循環型社会の形成	一人あたりのごみ排出量	753g/人・日 (H23)	869g/人・日	861g/人・日	849g/人・日	843g/人・日	815.9g/人・日	未達成	➡
14		リサイクル率	13.4% (H23)	14.2%	13.8%	13.5%	14.0%	22%以上	未達成	➡

表7-4 生活環境の課題・問題点及び総括(評価で未達成となった項目)

No.	取組の柱	目標	課題・問題点及び総括
6	(1) 良好な大気環境の確保	悪臭苦情	悪臭の発生源となる畜舎等について、衛生管理に対する適切な指導を行うとともに、監視体制の強化を図る必要がある。
7	(2) 良好な水質環境の確保	下水道処理人口普及率	整備済み区域内において、当該施設への未接続世帯が存在することから、接続をさらに促進する必要がある。
8		水洗化率	
12	(3) 静かな生活環境の確保	航空機騒音	本市は嘉手納飛行場滑走路の延長線上に位置し、米軍機等の騒音による被害が発生していることから、騒音被害の改善や住宅防音工事対象区域の見直しなどについて関係機関へ働きかけていく必要がある。
13	(4) 循環型社会の形成	一人あたりのごみ排出量	一人あたりのごみ排出量は横ばい傾向にあることから、目標達成に向けて、ごみの減量化への更なる取組が求められる。
14		リサイクル率	市民及び事業者に対して、適切な分別の指導等を強化し、特に、紙類の資源化を推進する必要がある。

(2) 快適環境分野

快適環境の点検及び評価を表 7-5 に、課題・問題点及び総括を表 7-6 に示します。

表 7-5 快適環境の点検及び評価

No.	取組の柱	項目	基準	実績				目標	評価	今後の方向性
			2013年度 (H25年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)		
15	(1) 都市部における快適な環境の確保と保全・創出	景観地区数	0	0	0	0	1	3	達成	➡
16	(2) 多様な公園の整備	市民1人当たり公園面積数	8.64m ² (H26)	8.71m ²	—	8.72m ²	—	17.0m ² (都市公園+公共施設緑地)	未達成	➡
17	(3) 河川、海岸の美化及び整備	河川・海岸等の清掃に対するごみ袋の提供数	3,900枚	23,066枚	28,613枚	24,941枚	21,225枚	増加	概ね達成	➡
18	河川・海岸等の清掃への参加人数	3,659人	8,847人	10,940人	10,965人	12,500人	増加	概ね達成	➡	➡
19	(4) 自然災害による被害の低減	自主防災組織の団体数	12団体	—	61団体	61団体	61団体	増加	達成	➡

表 7-6 快適環境の課題・問題点及び総括（評価で未達成となった項目）

No.	取組の柱	目標	課題・問題点及び総括
16	(2) 多様な公園の整備	市民1人当たり公園面積数	「うるま市みどりの基本計画」及び「うるま市公園整備プログラム」に基づき、公園の整備に取り組んできた結果、市内の都市公園の面積は都市計画区域人口一人当たり8.72m ² /人と向上した。「第2次うるま市総合計画」には、目標値を8.85m ² (R8) と掲げていることから、整備を進めていく必要がある。

(3) 自然環境分野

自然環境の点検及び評価を表 7-7 に、課題・問題点及び総括を表 7-8 に示します。

表 7-7 自然環境の点検及び評価

No.	取組の柱	項目	基準	実績				目標	評価	今後の方向性
			2013年度 (H25年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)		
20	(1) 自然環境の保全・創出	市、事業者及び市民等が自然と触れ合う活動を増加させることをめざします。	—	不明	63人	48人	60人	45人	達成	➡
21	(2) 自然環境に配慮した土地利用の推進	都市計画区域（市全域）での緑地確保目標水準	22.7% (H21)	—	—	42.7%	—	43.2% (R24年度)	概ね達成	➡
22	(3) 在来動植物とその生息環境の保全	本市の生態系に影響を及ぼす外来種の情報を把握するとともに、外来種増加の抑制をめざします。	—	市内の外来種の情報を県へ情報提供し、適宜、市民へ周知啓発を実施。				市内の外来種の情報を県へ情報提供し、適宜、市民へ周知啓発を実施。	未達成	➡
23	(4) 環境教育及び環境学習の推進	「うるま市出前講座」において、自然環境に係る講座を実施し、開催回数を増やしていきます。	—	—	—	—	—	—	—	—
24		学校教育の場における環境教育の支援を強化します。	—	—	—	—	—	—	概ね達成	➡

表 7-8 自然環境の課題・問題点及び総括（評価で未達成となった項目）

No.	取組の柱	目標	課題・問題点及び総括
22	(3) 在来動植物とその生息環境の保全	本市の生態系に影響を及ぼす外来種の情報を把握するとともに、外来種増加の抑制をめざします。	動物の正しい飼い方や外来種などの野外放逐の禁止等の指導・助言内容を記載したパンフレットやホームページ、広報誌等を活用し周知する必要がある。 また、貴重な自然体系を攢乱するツルヒヨドリ等の外来種の情報について、事業者や市民等に提供するとともに、国・県・事業所・市民等と協働して外来種の対策を実施する必要がある。

(4) 歴史・文化環境分野

歴史・文化環境の点検及び評価を表 7-9 に、課題・問題点及び総括を表 7-10 に示します。

表 7-9 歴史・文化環境の点検及び評価

No.	取組の柱	項目	基準	実績					目標	評価	今後の方向性
			2013年度 (H25年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)			
25		自主企画事業入場者数	5,397人 (H23)	—	—	—	—	—	6,000人	—	—
26	(1) 文化活動の推進	文化協会加盟団体	170団体 (H23)	—	—	—	—	—	180団体	—	—
27		芸術文化施設の利用者数	144,810人 (H23)	13,427人	32,508人	80,224人	100,174人	160,000人	160,000人	未達成	➡
28	(2) 文化財を活かしたまちづくりの推進	歴史民俗資料館入場者数	46,232人 (H23)	9,763人	10,793人	29,633人	30,747人	50,000人	50,000人	未達成	➡
29		勝連城跡入場者数	99,482人 (H23)	68,269人	62,097人	88,732人	110,593人	100,000人	100,000人	達成	➡
30	(3) 文化・観光資源の充実	年間の観光入込客数	118万人 (H23)	68,269人	107,360人	172,446人	270,039人	200万人	200万人	未達成	➡
31		観光イベント来場者数	23万人 (H23)	—	—	97,833人	136,500人	40万人	40万人	概ね達成	➡
32	(4) 地域の歴史・文化情報の発信・学習の推進	NPO及び地域活動団体数（歴史・文化関連を含む）	23団体 (H23)	16団体 (NPO)	16団体 (NPO)	16団体 (NPO)	17団体 (NPO)	40団体	40団体	未達成	➡
33		地域活動支援助成事業の応募数（歴史・文化関連を含む）	13件 (H23)	—	—	—	—	25件	25件	—	—

表 7-10 歴史・文化環境の課題・問題点及び総括（評価で未達成となった項目）

No.	取組の柱	目標	課題・問題点及び総括
27	(1) 文化活動の推進	芸術文化施設の利用者数	「公共施設等マネジメント計画」に基づき、文化活動の拠点として安全で利用しやすい環境を整備する必要がある。
28	(2) 文化財を活かしたまちづくりの推進	歴史民俗資料館入場者数	歴史民俗に関する博物館施設として、石川歴史民俗資料館、与那城歴史民俗資料館、海の文化資料館がある。これらの資料館の運営等を充実し、地域住民の歴史学習に寄与するだけでなく歴史文化のPRに努める必要がある。
30	(3) 文化・観光資源の充実	年間の観光入込客数	主要観光資源である海中道路（あやはし館・東照間商業等施設）及び勝連城跡において、観光入込客数を増加させることにより、周辺の消費活動を拡大し、また、本市各地の観光資源への誘客につなげる必要がある。
32	(4) 地域の歴史・文化情報の発信・学習の推進	NPO 及び地域活動団体数（歴史・文化関連を含む）	世界文化遺産の勝連城跡、肝高の阿麻和利、闘牛、伝統エイサーなどの独自文化と恵まれた自然や人材など、あらゆる資源を最大限に活かすため、NPO 及び地域活動団体と積極的に連携し、地域の歴史・文化情報の発信・学習の推進を行う必要がある。

（5）地球環境分野

地球環境の点検及び評価を表 7-11 に示します。

表 7-11 地球環境の点検及び評価

No.	取組の柱	項目	基準	実績					目標	評価	今後の方向性
			2013年度 (H25年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)			
34	(1) 地球温暖化対策の推進	市施設におけるCO ₂ 排出量	20,679t-CO ₂	18,310t-CO ₂	17,213t-CO ₂	17,712t-CO ₂	16,881t-CO ₂	減少	達成	➡	
35		沖縄県観光施設等の総合的エコ化促進事業補助金交付件数の累計	1件	平成28年度をもって事業終了				増加	—	—	

8 環境基準一覧

【大気汚染に係る環境基準】

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

【騒音に係る環境基準】

地 域 の 類 型	昼 間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時～翌日午前 6 時)
AA 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 専ら住居の用に供される地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B 主として住居の用に供される地域		
C 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C 地域のうち 車線を有する道路に面する地域		
幹線道路を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

【航空機騒音に係る環境基準】

地 域 の 類 型	基 準 値
I : 専ら住居の用に供される地域	L _d e n57 デシベル以下
II : I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	L _d e n62 デシベル以下

【水質汚濁に係る環境基準】

<河川（湖沼を除く）>

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	-

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
 - 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
 - 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等、貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。
水産2級：サケ科魚類及びアユ等、貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。
水産3級：コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用。
 - 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの。
 - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。
- ※ pH：水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。pH7は中性、7を超えるとアルカリ性、7未満が酸性。
- ※ BOD：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときの消費酸素量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。
- ※ SS：水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質。
- ※ DO：水中に溶解している酸素の量。水質汚濁状況を測る代表的な指標。

9 温室効果ガス排出量の推計方法

(1) 現況推計の方法

各部門の温室効果ガスの排出に関わるエネルギー消費量等（以下「活動量」という）の実績値が把握可能な場合は、その実績値に排出係数を乗じる方法を用い（①）、実績値が把握できない場合は、全国または沖縄県の活動量を各種統計指標によりうるま市に按分する方法を用いました（②）。

また、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量については、排出量に地球温暖化係数を乗じて二酸化炭素の量に換算しました（③）。

①活動量の実績値が把握できる場合

$$(活動量) \times (温室効果ガス排出係数) = (温室効果ガス排出量)$$

※1：活動量は、各種既存統計資料の数値を使用

※2：温室効果ガス排出係数は地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の数値を使用

なお、電力の二酸化炭素排出係数は沖縄電力（株）の各年度の値を使用

②活動量の実績値が把握できない場合

$$(沖縄県の活動量) \times (各種統計指標の[うるま市/沖縄県]比) \times (温室効果ガス排出係数) \\ = (温室効果ガス排出量)$$

③二酸化炭素への換算

$$(温室効果ガス排出量) \times (地球温暖化係数) = (二酸化炭素換算排出量)$$

※3：地球温暖化係数は地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の数値を使用

(2) 部門別の現況推計方法

部門別の現況推計方法の概要は、以下のとおりです。

項目	資料名	細目	データの利用
1 - 1 電力関連	環境省HP	沖縄電力の排出係数	電力によるCO ₂ 排出量を求めるための係数
	「電力需要実績」電気事業連合会HP	(全国) 電力使用量	各分野のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
1 - 3 LPガス関連	LPガス資料年報	(県) LPガス販売量	各分野のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
1 - 4 その他（石油系燃料）	資源エネルギー統計年報	(県) 石油製品販売量	各分野のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
2 - 1 総合エネルギー統計	総合エネルギー統計	(全国) 農林業用エネルギー消費量	都道府県別エネルギー消費統計の軽質油、重質油の案分に利用
		(全国) 水産業・鉱業・建設業・製造業・民生業務	
		(全国) 内航船舶燃料使用量	
2 - 2 都道府県別エネルギー消費統計	都道府県別エネルギー消費統計	(県) (市) 純生産額 農林水産業	農林水産業、鉱業・建設業のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
		(県) (市) 純生産額 鉱業・建設業	
		(県) (市) 純生産額 製造業	
2 - 3 生産額	沖縄県統計年鑑	(県) (市) 農林水産業純生産額	農林水産業、鉱業・建設業のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
		(県) (市) 鉱業・建設業純生産額	
	全国工業統計	(県) (市) 製造品出荷額等	製造業のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
	日本統計年鑑	(全国) 第3次産業純生産	民生業務（第3次産業）のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
2 - 4 自動車関連	沖縄県市町村民所得	(県) (市) 第3次産業純生産	
	全国自動車保有台数（一般財団法人 自動車検査登録情報協会）	(全国) 保有自動車数	自動車のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
	業務概況（沖縄総合事務局陸運事務所）	(県) 車種別保有自動車数	
	うるま市統計書	(市) 車種別保有自動車数	自動車のCO ₂ 排出量の算出に利用
2 - 6 船舶関連	港湾統計（年報）	(県) 船舶貨物輸送トン数	船舶のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
	うるま市提供資料	(市) 船舶貨物輸送トン数	
2 - 7 人口・世帯	住民基本台帳	(全国) 人口・世帯	民生家庭、フロン類のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
	沖縄県統計年鑑	(市) 人口・世帯	民生家庭、フロン類のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
	うるま市統計書	(市) 人口・世帯	民生家庭、フロン類のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
2 - 8 LPガス使用量・灯油使用量	家計調査年報	1世帯あたりLPガス使用量 1世帯あたり灯油使用量	民生家庭のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
2 - 9 延床面積	うるま市統計書	(市) 固定資産延床面積	民生業務部門（第3次産業）のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
	うるま市提供資料	市有財産延床面積	民生業務部門の各分野別のうるま市分のエネルギー消費量の案分に利用
2 - 10 廃棄物関連	一般廃棄物処理実態調査	ごみ焼却量（t）	一般廃棄物のCO ₂ 排出量の算出に利用
3 - 1 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O全国排出量	日本国温室効果ガスインベントリ	(全国) CO ₂ 排出量	CH ₄ 、N ₂ Oの算出に利用
		(全国) CH ₄ 排出量	
		(全国) N ₂ O排出量	
3 - 2 廃棄物関連	一般廃棄物処理実態調査	(全国) 一般廃棄物焼却処理量 (市) 廃棄物埋立処分量	廃棄物要因のCH ₄ 、N ₂ Oの算出に利用
	一般廃棄物処理実態調査	(全国) (市) 廃棄物埋立処分量	
	うるま市提供資料	汚水処理量（=下水処理） し尿処理量	
	医療施設調査・病院報告	(全国) 病床数	
3 - 3 その他	沖縄県衛生統計年報	病院の病床数（床）	その他（笑気ガス）のN ₂ Oの算出に利用
	産業構造審議会製造産業分科会 化学物質政策小委員会	全国の代替フロン等ガスの排出量	代替フロン等ガスの算出に利用
4 - 1 代替フロン等			

※うるま市では、パーカーフルオロカーボン（PFC）、三フッ化窒素（NF₃）の排出事業所がないことから推計しない。

項目	資料名	細目	データの利用
吸収量	日本の温室効果ガス排出量データ	吸収源活動	うるま市分の吸収量の算定に利用
	森林・林業統計要覧	森林面積	
	作物統計	農地面積	
	都市公園データベース	公園緑地面積	

10 用語解説

矢印(→)は関連項目

アルファベット・数字

BEMS

Building Energy Management System の略語で、オフィスビルや商業ビルを対象としたエネルギー・マネジメントシステムのこと。

センサー・や監視装置がエネルギーをみえる化するとともに、空調や照明を自動で制御することで、温室効果ガス排出量の削減を行う。

BOD (Biochemical Oxygen Demand の略)

「生物化学的酸素要求量」を参照

COD (Chemical Oxygen Demand の略)

「化学的酸素要求量」を参照

ESCO 事業

「Energy Service Company 事業」の略称で、既設のビルや工場設備などの省エネ化に必要な「技術」「設備」「人材」「資金」などの全てを包括的に提供するサービスのこと。省エネ効果を ESCO が保証するとともに、省エネルギー改修に要した費用や ESCO 経費等が、全て省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、新たな経済的負担は発生せず、契約期間終了後の経費削減分は全て顧客の利益となる。

HEMS

Home Energy Management System の略称で、家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのこと。

BEMS と同様に、家庭内で使用されているエネルギーをみえる化するとともに、自動で制御することで、温室効果ガス排出量の削減を行う。

ISO14001

→エコアクション21

ISO 14001 は、サステナビリティ（持続可能性）の考え方のもと、環境リスクの低減および環境への貢献と経営の両立を目指す環境マネジメントシステムの国際規格である。

環境マネジメントシステムを経営システム

の中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になる。ISO14001 を取得した企業は、その成果を環境報告書として公表することや取引先に對してグリーン調達を求めるようになってきている。

Lden (Level Day-Evening-Night の略)

時間帯補正等価騒音レベルのこと。容易に測定ができる、かつ、エネルギー積分により騒音の総暴露量を評価できる等価騒音レベルのひとつで、夕方や夜間の騒音に重み付けをして評価するものである。

日本では、平成 19 年 12 月の「航空機騒音に係る環境基準について（環境庁告示第 154 号）」の一部改正により、航空機騒音の環境基準は、WECPNL から Lden へと変更された。

NPO

Non Profit Organization または、Not for Profit Organization の略で、日本語では「民間非営利組織」と訳される。特定非営利活動法人（通称 NPO 法人）、ボランティア団体や任意団体等の市民活動団体を含む。

PM2.5 (微少粒子状物質)

大気汚染の原因物質の一つであり、大気中に浮遊している直径が $2.5 \mu\text{m}$ 以下の超微粒子 ($1 \mu\text{m}$ は 1mm の千分の一) で、微小粒子状物質という呼び方をされることもある。

従来から環境基準を定めて対策を進めてきた SPM (浮遊粒子状物質) は「大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10 \mu\text{m}$ 以下のもの」を指すが、近年はより小さな浮遊性粒子状物質である PM2.5 の呼吸器や循環器系への影響が指摘されるようになった。

微小粒子状物質 (PM2.5) の環境基準として「1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」と定められている。

PPA

Power Purchase Agreement (電力販売契約) の略称。電力の需要家（使用者）が保有する土地や施設の屋根を PPA 事業者が借

り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を需要家が使うことで、電気料金と二酸化炭素排出量が削減できる。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年9月の国連サミットで採択されたもので、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

ZEB・ZEH

Net Zero Energy Building の略で、断熱や採光性などを工夫してエネルギー消費量を減らす一方で、太陽光発電等でエネルギーを作り、見かけ上のエネルギー消費量をゼロにしたビルのこと。

また、同様の考え方を一般住宅に当てはめたものを ZEH（Net Zero EnergyHouse）と呼んでいる。

4R

4R とは、ごみを減らすための具体的な方針として、Refuse「リフューズ」、Reduce「リデュース」、Reuse「リユース」、Recycle「リサイクル」の頭文字の4つのRを取って廃棄物減量のキャッチフレーズとして用いられている。

ア行

赤土等

強い降雨によって開発工事現場や農地等の土壤が浸食され、川や海に流出し水環境へ悪影響を与えることを赤土汚染と呼ばれ、当初、国頭マージとよばれる赤土が分布する沖縄島中北部で被害が多いことや視覚的にも流出水が赤色で目に付くことから「赤土汚染」とよばれています。しかし、最近では、程度の差はあるが赤土以外の土壤（礫れき及び砂分を除く）等の流出による水環境への悪影響もみられるため、ジャーガルやその母岩であるクチャも含めて「赤土等」と定義されている。

一般廃棄物

→産業廃棄物

昭和45年制定の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の用語で、主として産業廃棄物以外の家庭から排出される廃棄物をいう。具体的には生活ごみ、屎尿が中心となる。同法は、生活環境の保全に支障がないように収集処理することを市町村に義務づけている。

エコアクション21

→ISO14001

エコアクション21 とは、環境省が CO₂とコスト削減を目的に策定した環境マネジメントシステムで、ISO14001 が国際規格であるのに対して、エコアクション21 は国内規格である。

そして、環境負荷削減のための取組みや成果を、環境活動レポートで公表することで、取引先や消費者等、社会から信頼を得るための仕組みで、認証登録にかかる経費も比較的少なくてすむため、取組みやすいシステムである。

エコタウン

通産省(現経済産業省)及び厚生省(現在は環境省所管)によって平成9年度に創設された環境・リサイクル産業育成と地域振興を結びつけた事業である。具体的には、地方公共団体が推進計画(エコタウンプラン)を作成した場合に、国の承認を受けると、一定のソフト事業やリサイクル関係施設の整備に補助金が与えられる。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。関係するさまざまな機関がドライバーに呼びかけている。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検等があげられる。結果として燃料消費も少なくなるため、「エコ」には「エコノミー」の意味も含まれており、経済的なメリットを得ることも目的のひとつである。さらに、急発進・急加速の抑制、早めのシフトアップ、定速走行等は安全性の向上にも結び

つくため、事故防止の観点からも推奨されている。

屋上緑化

→壁面緑化

建築物等によって自然の地盤から離された構造物の表層に人工の地盤をつくり、そこに植物を植えて緑化すること。通常、軽量骨材によって排水層を設け、その上に土壤を盛って植栽する。建築物の壁面の緑化も広い意味で「屋上緑化」という場合もある。緑化によって、夏季の冷房費の削減、ヒートアイランド現象の緩和等の効果がある。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタン等のガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。

平成9年の第三回気候変動枠組条約締約国議会(COP3)で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類(HFC類)、パーフルオロカーボン類(PFC類)、六フッ化硫黄(SF₆)の6種類が削減対象の温室効果ガスと定められた。さらに、現在では、三フッ化窒素(NF₃)が加わり、7種類となった。

力行

カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量から、森林管理などによる吸収量を差し引いて、温室効果ガス排出量の合計を実質的にゼロにすること。

化石燃料

石油、石炭、天然ガス等地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源である。石油はプランクトン等が高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものというのが定説である。

化石燃料の燃焼にともなって発生する窒素酸化物等は大気汚染や酸性雨の主な原因とな

っているほか、二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、資源の有限性の観点からも、環境問題解決の観点からも、化石燃料使用量の削減、化石燃料に頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっている。

化学的酸素要求量 (COD)

海水中における有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が酸化剤によって強制的に酸化されるときに消費される酸素の量(通常 mg/Lで表わす)をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。公共用水域の環境基準は河川にあっては BOD を、湖沼及び海域にあっては COD を指標としている。

外来種

人為等、何らかの理由で対象とする地域や個体群の中に外部から入り込んだ個体の種を指す。自然に分布するものと同種であっても他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれる。マンゴース等の外来種は在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼす。

このため、近年、移入種問題は、生物多様性の保全上、最も重要な課題の一つとされ、地球レベルでは生物多様性条約の枠組みの中で対策が検討され、また、国内では一部で移入種の駆除が進められているほか、移入種対策のための外来生物法が平成16年6月に公布され、翌年6月には生態系等に悪影響を及ぼしていることが明らかな外来種(移入種)として1科4属32種が「特定外来生物」として第一次指定され、規制が開始した。また、外来生物のうち、定着している・いないにかかわらず、特に大きな影響を及ぼす生物を侵略的外来生物としている。

合併処理浄化槽

し尿と台所、風呂、洗濯等に使用した水(生活雑排水)を戸別にまとめて処理する浄化槽である。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

なお、単独処理浄化槽は生活排水を未処理のまま垂れ流すことになり水環境の悪化につながるため、平成13年4月に廃止され、新

設してはいけないこととなった。このため、我が国で浄化槽というときは合併処理浄化槽のことを指す場合が多い。

環境基準

環境基本法（平成5年）の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標として決められている。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である。

なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年）を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。

緩和策

省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用などにより地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制したり、植林地の保全を通じて温室効果ガスを吸収させる対策のこと。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設置された組織。

光化学オキシダント

工場煙突からの排ガス中に含まれている窒素酸化物（NO_x）や自動車の排気ガス中に含まれている NO_x やガス状の炭化水素が、夏季の強烈な太陽光線のもとで光化学反応を起こし、オゾンを主成分とするオキシダントを発生する。一酸化窒素は太陽光線のもとで空気中の酸素で酸化されて二酸化窒素となり、原子状の酸素を遊離し、これがオゾン発生の原因といわれている。

なお、光化学オキシダントは、環境基本法に基づき、大気汚染に係る環境基準が決められている。

サ行

産業廃棄物

廃棄物処理法により定められている事業活動に伴って発生する特定の廃棄物である。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在 20 種類の産業廃棄物が定められている。なお、産業廃棄物以外を一般廃棄物と呼び、処理責任は市町村とされている。

次世代自動車

ガソリンなどの化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を低減する自動車のこと、ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグイン・ハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）等を指す。

省エネルギー

石油・ガス・電力など、産業や生活における資源やエネルギーを効率的に利用すること。

水洗化率

水洗化率とは、下水道供用開始区域（整備済区域）内に住んでいる人口のうち、既に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口の割合である。下水道が整備されても、水洗化されないと、施設は未利用のままであり、公共用水域の水質改善にはつながらない等の問題が生じる。なお、本市の水洗化率は、平成25年度末で84.4%でとなっている。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の相互関係を、物質循環とエネルギーの流れに着目して、生物社会を1つのまとまりとして捉えた概念。

生物化学的酸素要求量（BOD）

最も一般的な水質指標のひとつであり、主に略称の BOD が使われている。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、一般に、BOD の値が大きいほど、その水質は悪いと言える。公共用水域の環境基準は河川にあっては BOD を、湖沼及び海域にあっては

COD を指標としている。

生物多様性

生物の豊かな個性とつながりのこと。地球上の生物は、さまざまな環境に適応して進化し、現在では 3,000 万種ともいわれているが、「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。

世界遺産

世界には、人類にとって共通の財産として未来に引き継いでいくべき豊かな自然環境や、歴史を伝える文化財が各地にある。昭和 47 年、ユネスコ総会で「世界遺産条約」が採択され、このような人類の遺産を「世界遺産リスト」として登録し、保護していくことが定められた。これが世界遺産で、1) 優れた価値を持つ地形や景観、生物の多様性の保全にとって重要な自然の生育地等の「自然遺産」、2) 普遍的な価値をもつ建築物や遺跡等の「文化遺産」、3) 両方を兼ね備えた「複合遺産」の区分がある。

本市の「勝連城跡」は、平成 12 年に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の一つとして世界遺産（文化遺産）に登録された。

夕行

太陽光発電

太陽光のエネルギーを直接電気エネルギーに変換する発電方式である。光起電力効果を利用した太陽電池を用いるのが一般的である。

太陽熱システム

集熱器で集熱した太陽熱を利用してつくられた温水を浴槽・台所・洗面室等の給湯に利用するもの「太陽熱利用温水器」と、太陽エネルギーをミラー等で熱媒体に集め、蒸気タービン等で電気に変える「太陽熱発電」の 2 つがある。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することである。

温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因是、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに、大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念である。

近年になって、食品に対する安全・安心志向の高まりや食料輸送等による環境負荷の軽減等で注目されるようになり、当初の意味合いとは異なって伝統的な農産物や食文化の復権といった意味合いで用いられるようになってきている。

適応策

気候変動の影響によって深刻化する局地的な豪雨や洪水、渇水・土砂災害、熱中症や感染症による健康被害等に対し、防災対策や予防的措置をとることでリスクの最小化を図ること。

デコ活

二酸化炭素を減らす（DE）、脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。

2050 年カーボンニュートラル及び国の 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動のことであり、脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿を紹介し、国・自治体・企業・団体等と共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しするもの。

ナ行

燃料電池

水素と酸素との電気化学反応によって直接、電気エネルギーに変換する装置のこと。燃料電池は、発電のために投入されるエネルギーをそのまま電気エネルギーに変換するため、エネルギーの変換ロスが小さく、発電効率が高い。発電の際に生成されるのは水のみであり、二酸化炭素や窒素酸化物、硫黄酸化物な

どを排出しない。定置用燃料電池のうち、家庭用のものは家庭用燃料電池(エネファーム)と呼ばれている。

ハ行

バイオマス

今日では、再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、紙、生ごみ、海草、動物の糞尿等の有機物がある。バイオマスエネルギーは二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーで、古来から薪や炭のように原始的な形で利用されてきたが、今日では新たな各種技術による活用が可能になり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されている。

パリ協定

温室効果ガス削減の国際的枠組みとして、2015年12月フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された協定のこと。

壁面緑化

→屋上緑化

壁面緑化とは、名前の通り建物の外壁部分を緑化することを指す。屋上緑化の外壁版とも言える。壁面にツタ類の植物を這わせることが一般的であり、建物の断熱性を高めるだけではなく、ヒートアイランド現象（都市部にできる局地的な高温域のことで、冷房などの空調、比熱の大きいコンクリートやアスファルトによる熱吸収、窓の反射の輻射熱などにより温度が上昇する現象のこと。）の改善効果や防音効果等もあるとされる。

ポケットパーク

街の一角などに設けられる小公園をいう。

区画整備や道路整備の交差点改良後の余剰スペースなどに、ベンチや植樹、遊具などを置くなどしてつくられた憩いの場とし、わずかなスペースを利用し都市環境の改善を図るもの。

第2次うるま市環境基本計画

[地球温暖化対策実行計画（区域施策編）]

令和7年10月

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市役所 市民生活部 環境政策課

TEL: 098-973-5594 FAX: 098-973-6065